

令和8年度

整備主任者研修 法令研修

【地域教材】

関東運輸局 自動車技術安全部

目 次

I. 自動車特定整備事業の業務について

1. 自動車特定整備事業に係る最近の主な改正点について…………… 9

II. 自動車特定整備事業者の立入検査結果等

1. 自動車特定整備事業者の立入検査結果（令和7年度）……………37
2. 自動車特定整備事業の廃止理由調査結果（令和7年度）……………39
3. 自動車特定整備事業者の違反事例……………40

III. 最近の主要通達等

- ・電気自動車等のバッテリー火災に対する安全性を確保します……………45
- ・ペダル踏み間違い時加速抑制装置の基準を強化します！……………47
- ・後退時の安全性を高めるライト、装着可能に！……………49
- ・日本が主導した世界初の自動運転システムの国際基準が合意……………51
- ・点検整備済ステッカーが示す次回の定期点検時期等について……………54
- ・大型車の車輪脱落事故防止に係る令和7年度緊急対策の実施について……………56
- ・「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」の一部改正について……………74
- ・「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」の一部改正について ……86
- ・指定自動車整備事業者による自家用車活用事業の用に供する自家用車及び一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する軽自動車の年次検査の実施について……………89
- ・令和8年度予算スキャンツール補助事業を開始します！…………… 104
- ・自動車のかじ取り車輪の「横すべり量の例外的取扱い車両一覧表」…………… 105
- ・独立行政法人審査事務規程の一部改正について（第66次改正～第73次改正）…………… 107

IV. 整備業界を取り巻く情勢

1. OBD 検査等 …………… 127
2. 自動車整備事業に関する Q&A …………… 135

V. 資料編

1. 検査対象車両数、認証工場数等の推移……………	145
2. 関東運輸局管内整備事業の現況……………	150
3. 関東運輸局管内自動車保有車両数……………	154
4. 自動車特定整備事業の認証申請等の提出書類……………	156
5. 自動車検査証の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表……………	157

I. 自動車特定整備事業の 業務について

I. 自動車特定整備事業の業務について

1. 自動車特定整備事業に係る最近の主な改正点について

令和2年4月より改正道路運送車両法（令和元年法律第14号）が施行され、自動車の「分解整備」の範囲を拡大して「電子制御装置整備」が加わり、「自動車分解整備事業」が「自動車特定整備事業」と改められました。

（1）特定整備の定義「分解整備」

1 原動機
原動機を取り外して行う自動車の整備または改造



（エンジン脱着等）

2 動力伝達装置
動力伝達装置のクラッチ（二輪の小型自動車のクラッチを除く。）、トランスミッション、プロペラ・シャフト又はデファレンシャルを取り外して行う自動車の整備または改造



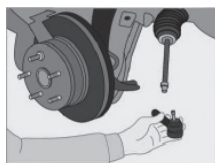
（ドライブシャフトの脱着等）

3 走行装置
走行装置のフロント・アクスル、前輪独立懸架装置（ストラットを除く。）又はリア・アクスル・シャフトを取り外して行う自動車（二輪の小型自動車を除く。）の整備または改造

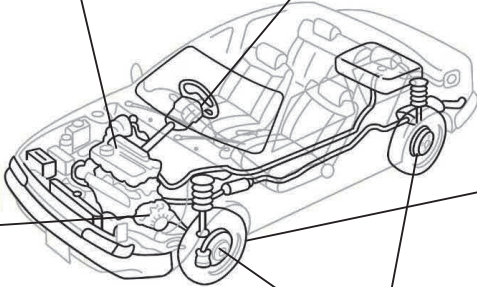


（ロアアーム脱着等）

4 かじ取り装置
かじ取り装置のギア・ボックス、リンク装置の連結部又はかじ取りホークを取り外して行う自動車の整備または改造



（タイロッドエンド脱着等）

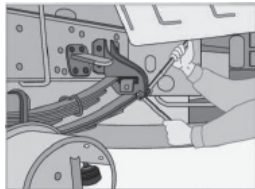


5 制動装置
制動装置のマスター・シリンダ、バルブ類、ホース、パイプ、倍力装置、ブレーキ・チャンバ、ブレーキ・ドラム（二輪の小型自動車のブレーキ・ドラムを除く。）若しくはディスク・ブレーキのキャリパを取り外し、又は二輪の小型自動車のブレーキ・ライニングを交換するためにブレーキ・シューを取り外して行う自動車の整備または改造



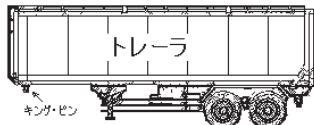
（ブレーキパッドなどの交換等）

6 緩衝装置
緩衝装置のシャシばね（コイルばね及びトーションバー・スプリングを除く。）を取り外して行う自動車の整備または改造

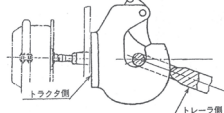
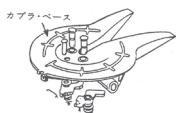


（リーフスプリング脱着等）

7 連結装置
けん引自動車又は被けん引自動車の連結装置（トレーラ・ヒッチ及びボール・カップラを除く。）を取り外して行う自動車の整備または改造



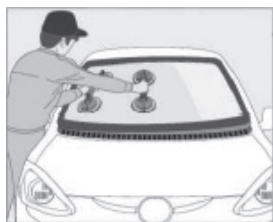
（カップラ、キングピンの脱着等）



(2) 特定整備の定義「電子制御装置整備」

8 運行補助装置

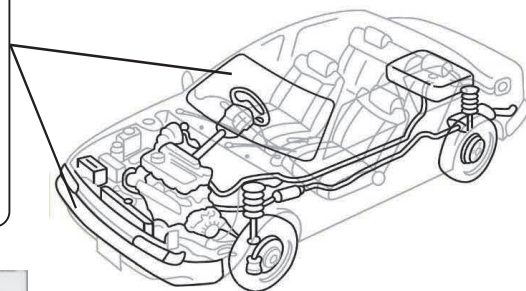
センサー(前方をセンシングするための単眼・複眼カメラ、ミリ波レーダー等)、センサーからの情報を処理するECU、センサーが取り付けられた自動車の車体前部(バンパ、グリル)又は窓ガラスの取り外し、取付位置若しくは取付角度の変更又は機能の調整を行う自動車の整備又は改造



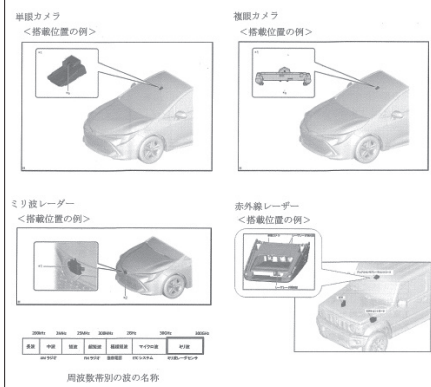
(衝突被害軽減ブレーキ用センサーなどが装着されているフロントガラスの脱着等)



(衝突被害軽減ブレーキ用センサーなどが装着されているグリル・バンパーの脱着等)



電子制御装置等に関する例



9 自動運行装置

自動運行装置を取り外して行う自動車の整備又は改造その他の当該自動運行装置の作動に影響を及ぼすおそれがある自動車の整備又は改造

※ 電子制御装置整備の対象車両は、国土交通省ホームページよりご確認ください。

参照 HP (https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_Target_vehicle.html)



リンク用 QR コード



(3) OBD 点検

令和3年10月より改正「自動車点検基準」(昭和26年運輸省令第70号)が施行され、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車以外の自動車を対象とする「車載式故障診断装置(OBD)の診断の結果」の点検項目が1年ごとに点検を実施するものとして追加されました。

点検項目

- ・点検整備記録簿 別表3 (12カ月点検)
- ・点検整備記録簿 別表5 (12カ月点検)
- ・点検整備記録簿 別表6 (1年点検及び2年点検)



上記記録簿に「車載式故障診断装置(OBD)の診断の結果」の項目追加

点検の基準

- ・対象となる車両：大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車以外の自動車
- ・点検時期：1年ごと
- ・OBD点検対象装置：原動機、制動装置、ABS、エアバッグ(かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。)、衝突被害軽減制動装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に限定

点検の実施方法

【スキャンツールを用いる場合】

スキャンツールの接続部を車載式故障診断装置と接続し、診断の結果を読み取ることにより
点検実施

【識別表示を用いる場合】

自動車のイグニッション電源をオンにした状態でOBD診断の対象となる識別表示が点灯することを確認した後、原動機を始動させ、OBD診断の対象となる識別表示が点灯又は点滅し続けないかを目視により点検実施(OBD診断の対象となる識別表示は道路運送車両の保安基準に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。)ただし、自動車メーカー等の作成するユーザーマニュアル等により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検実施

原動機(異常)の警告灯		側方のエアバッグ(異常)の警告灯	
制動装置(異常)の警告灯		衝突被害軽減制動制御装置に係る警告灯	自動車メーカーごとに異なる警告灯が点灯
アンチロックブレーキシステム(異常)の警告灯		自動命令型操舵機能に係る警告灯	自動車メーカーごとに異なる警告灯が点灯
前方のエアバッグ(異常)の警告灯		自動運行装置に係る警告灯	保安基準対象装置への追加に伴い決定

点検の対象となる識別表示

識別表示の参考

自動車メーカーごとに異なる警告灯例

(衝突被害軽減制動制御装置 (※1)、自動命令型操舵機能 (※2))

	いすゞ	スズキ	スバル	ダイハツ	トヨタ	日産
(※2) 自動命令型 操舵機能	マルチディスプレイ 	 または 	マルチインフォメーションディスプレイ 			アシストディスプレイ表示  システムが故障しているため 使用できません
(※1) 衝突被害軽減 制動制御装置						 および アシストディスプレイ表示  システムが故障しているため 使用できません

	日野	ふそう	ホンダ	マツダ	三菱	UD
(※2) 自動命令型 操舵機能	なし	LCD表示 (大型トラック) 	LKAS または 	下記4種    	マルチインフォメーションディスプレイ表示  	なし
(※1) 衝突被害軽減 制動制御装置	 小型トラック以外  小型トラック	 または  OFF	 または 	 OFF	警告灯 および マルチインフォメーション ディスプレイ表示 	警告灯  マルチ ディスプレイ表示 <赤色> 

詳細はサービスマニュアル※または、取扱説明書を参照
※OEM 車両の警告灯は供給元メーカーを参照

【整備の実施方法】

点検の対象となる警告灯が点灯又は点滅し続けている場合は、スキャンツール等を使用してその原因となる故障箇所を特定し、少なくとも整備作業が適切に完了しなくなるおそれがある作業については、自動車メーカー等の作製する整備要領書に基づいて整備を行う。

(4) 定期点検の項目及び点検方法の一部改正

令和5年3月に「自動車点検基準」(昭和26年運輸省令第70号)の一部改正が行われ、令和5年7月より施行されて自動車の定期点検項目のうち「点火時期」及び「ディストリビュータ¹のキャップの状態」について点検を行わなくてもよいこととされました(ただし、ディストリビュータを有する自動車及び二輪自動車については、今後も点検が必要)。

また、「自動車の点検及び整備に関する手引」(平成19年国土交通省告示第317号)の一部改正により、以下の5つの定期点検項目について、目視等により直接確認する従来の点検方法だけでなく、OBD(車載式故障診断装置)を活用した点検方法も認めることとされました。

点検項目		点検の方法
駐車ブレーキ機構	引きしろ	電動式駐車ブレーキ機構を装備した車両は、 OBD を活用した確認を行うこととする
トランスミッション ² 、トランスファ ³	オイル漏れ、オイル量	オイルのレベル・ゲージがない車両は、オイル漏れのみの確認でも可とする
燃料蒸発ガス排出抑制装置	チャコール・キャニスタ ⁴ の詰まりと損傷	インタンク式のチャコール・キャニスタを装備した車両は、メーカー指定の方法で確認することとする
	チェック・バルブ ⁵ の機能	
タイヤ	空気圧	タイヤ空気圧監視装置を装備した車両は、 OBD を活用した確認も可とする

- 1 ディストリビュータ：高電圧の電気を点火プラグに配電し、点火時期を制御する装置
- 2 トランスミッション：走行状態に応じてギヤ比を切り替える変速装置
- 3 トランスファ：四輪駆動において、エンジンの動力を前輪と後輪に分配する装置
- 4 チャコール・キャニスタ：燃料タンク等から放出される燃料蒸発ガスを一時的に貯蔵する装置
- 5 チェック・バルブ：燃料蒸発ガスのチャコール・キャニスタからの逆流を防止する装置

(5) OBD 検査

令和6年10月より独立行政法人自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会が検査場で行う検査にOBD検査が導入されています。

OBD検査とは、車両に搭載されている電子制御装置の状態を監視して故障を記録するOBD(車載式故障診断装置)とスキャンツールを接続することにより、車両に記録されたDTC(故障コード)を読み取り合否判定を行います。

自動車整備工場では、事前に準備が必要となりますが、特定DTC照会アプリの「確認モード」により検査場で受検する前に車両情報を確認することができます。

対象となる車両

国産車：令和3年10月1日以降の新型車(フルモデルチェンジ車)

輸入車：令和4年10月1日以降の新型車(フルモデルチェンジ車)

※大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車は除く。

対象となる DTC（故障コード）

①運転支援装置（保安基準に規定があるものに限る。）

アンチロックブレーキシステム（ABS）、横滑り防止装置（ECS）、ブレーキアシスト、自動ブレーキ、車両接近通報装置

②自動運転機能（保安基準に規定があるものに限る。）

自動車線維持、自動駐車、自動車線変更など

③排ガス関係装置

④車線逸脱警報装置・側方衝突警報装置

OBD 検査対象車：令和8年9月以降の新型車

OBD 検査開始時期：令和11年9月（輸入車の検査開始時期は、1年後）

⑤ペダル踏み間違い時加速抑制装置（ACPE）

OBD 検査対象車：令和10年9月以降の新型車

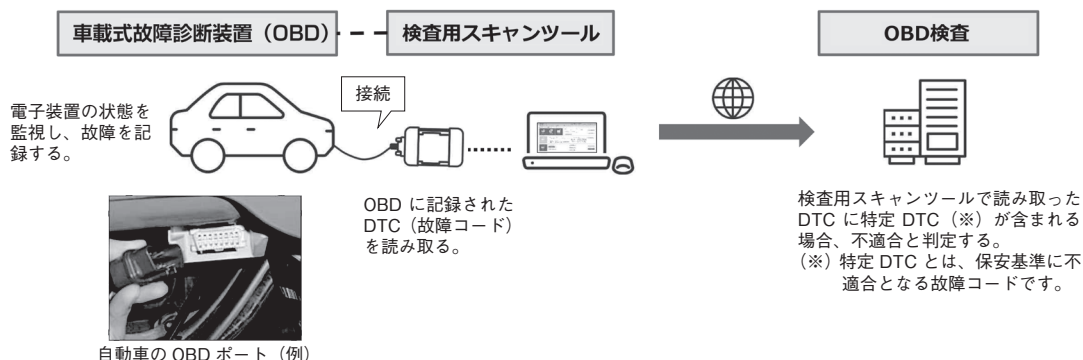
OBD 検査開始時期：令和13年9月（輸入車の検査開始時期は、1年後）

⑥緊急時車線維持装置（ELKS）

OBD 検査対象車：令和14年9月以降の新型車

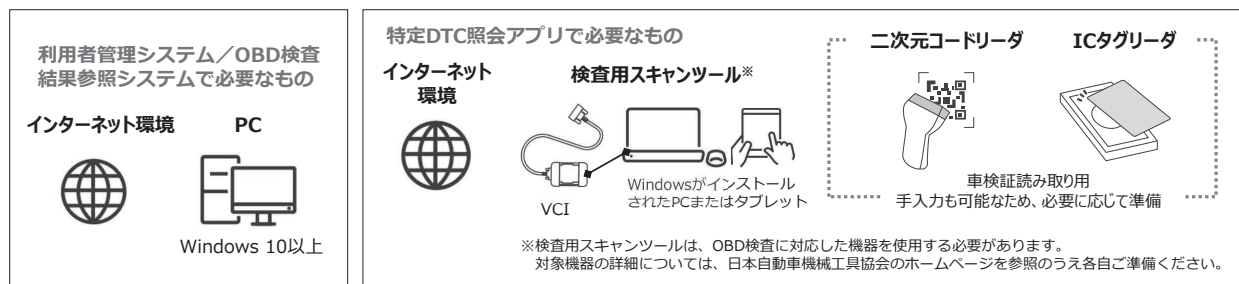
OBD 検査開始時期：令和17年9月（輸入車の検査開始時期は、1年後）

車載式故障診断装置（OBD）を活用した自動車検査手法



※ 事業場で以下のものを準備することにより OBD 検査の受検前に車両情報を確認することができます。なお、指定工場では OBD 検査を実施する場合は必須となります。

事前にインターネット環境や各種機器、クライアント証明書、特定 DTC 照会アプリの準備が必要です。



・現在のOBD検査システムへログインするための認証方式は「ID/パスワード+クライアント証明書」であるが、令和9年(2027年)2月(予定)から「ID/パスワード+メール認証」へ移行します。(クライアント証明書を廃止)

(6) 車載式故障診断器 (OBD) を活用した OBD 点検 と OBD 検査 の違い

● OBD 点検 (自動車ユーザーまたは自動車整備工場等が実施)

① 実施開始時期

令和 3 年 10 月より

② 点検実施時期

1 年ごと

③ 対象となる自動車

車載式故障診断装置 (OBD) の種類 (ISO / J-OBD I / II など) や年式に関係なく OBD を装備している自動車が対象。(大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車を除く)

● OBD 検査 (独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会または指定工場の自動車検査員が実施)

① 実施開始時期

令和 6 年 10 月より実施 (輸入車は令和 7 年 10 月)

② 検査実施時期

継続検査時

③ 対象となる自動車

令和 3 年 10 月 1 日以降 (輸入車は令和 4 年 10 月 1 日以降) の新型車の型式指定車・多仕様自動車が対象。

車検証

備考
OBD検査対象車

電子車検証

備考
OBD検査対象

※ OBD 検査の対象となる装置

ABS、衝突被害軽減制動制御装置、排ガス装置等

(保安基準 細目告示 別添124 継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準に規定)

(7) 認証工場における機械器具設置要件の見直しについて

国土交通省の省令改正により、認証工場における機器要件が令和7年7月8日付で改定されております。新たに認証を取得される方及び事業場移転の予定がある方はご注意ください。

1. タイヤの向きを測定する機器の削除

① トーインゲージ

② キャンバーキャストゲージ

③ ターニングラジাসゲージ



※①～③設置不要

2. 小型車・軽・二輪の整備に使用しない機器の削除

④ ホイールプーラー

⑤ グリースガン/シャシ・ルブリケータ

⑥ ベアリングレースプーラ



※④～⑥小型・軽・二輪のみ扱う工場は、設置不要

※普通（大型）、普通（中型）大型特殊は今まで通り必要です。

3. バッテリ・テスト及び整備用スキャンツールで代用可の機器

⑦ 比重計についてはバッテリ・テストで代用可能

⑧ エンジン・タコテストについては整備用スキャンツールで代用可能

⑨ タイミング・ライトについては整備用スキャンツールで代用可能

4. 整備用スキャンツールの追加

・原動機、動力伝達装置、操縦装置、制動装置及び緩衝装置の分解整備をする事業場について、整備用スキャンツールが義務化されます。（ただし、大型特殊自動車又は二輪の小型自動車のみを対象とする事業場は除く）

※整備用スキャンツールの設置義務は、認証の新規取得時又は、事業場移転時から適用されます。

(8) 同一事業者内での異なる事業場間における業務支援について

国土交通省では、同一の自動車特定整備事業者内の異なる事業場間における作業員の貸し借りについて定めた通達「自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について(国自整第197号)」の一部を改正し、令和7年1月31日(金)付けにて発出しました。

当該改正通達は、限られている人材のなかでより効率的に整備業務を行うため整備主任者を複数選任している事業場における業務支援の取扱いについて改めたものです。

自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について(国自整第197号)

- 業務支援において、作業員を借り入れる事業場(以下「借入事業場」という。)と作業員を貸し出す事業場又は事業場以外の部署(以下「貸出事業場等」という。)は同一の自動車特定整備事業者であること。
- 作業員を貸し出した後であっても貸し出す事業場及び借入事業場は、それぞれの事業場(指定自動車整備事業についても同じ。)の従業員の基準を満たすこと。
- 貸し出される作業員は、貸し出す事業場における整備主任者又は自動車検査員でないこと。ただし、貸し出す事業場において整備主任者又は自動車検査員が複数選任されている場合はこの限りではない。
- 貸し出された作業員の作業の範囲は、点検及び整備のみとすること。
- 貸し出された作業員の作業は、借入事業場の作業指示に従うこと。
- 貸し出された作業員が保安基準適合証の交付に係る点検及び整備を行う場合は、借入事業場が貸し出された作業員に対し必要な教育を事前に実施し、その結果を記録すること。
- 借入事業場及び貸出事業場等は、それぞれ借入勤務実績及び貸出勤務実績を記録すること。

メカニック業務支援 貸し出し勤務実績表(例)

日付	名前	選任有無	貸出拠点	貸出時拠点人員	借受拠点	開始時間	終了時間	休憩時間	実働時間	作業内容(R/O)	備考
2025/3/4		整備主任	江東	6名 (内整備主任3名)	目黒	8:45	16:00	1:00	6:15	HVバッテリー分解診断	

(9) 点検整備記録簿等、電磁的方法による作成、保存又は交付に関する取扱いについて

(令和7年7月8日施行)

点検整備記録簿等、電磁的方法による作成、保存又は交付を行う際は、
下記の点にご留意ください。

- 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が点検整備記録簿等を電磁的記録により作成・保存する場合の遵守事項
- 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者による点検整備記録簿等を電磁的記録により作成・保存場合のガイドライン
- 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者による整備記録システムの適正な使用方法についてのガイドライン
- 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が特定整備記録簿の写しを電磁的記録により交付する場合の遵守事項
- 自動車の使用者が点検整備記録簿を電磁的記録により作成・保存場合の遵守事項
(詳細は、令和7年7月8日：国自整第85号参照)

(10) 新車及び中古新規検査時におけるオプションパーツの取扱い

完成検査終了証の発行後、譲渡されてから新規登録等までの間に自動車部品を装着した自動車の取扱い及び一時抹消登録後から新規登録等までの間に自動車部品を装着した自動車に対する法第94条の5第5項の保安基準適合証の取扱いについて

近年、自動車ユーザーの使用形態が一層多様化しており、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第7条の新規登録（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車は法第59条の新規検査。以下同じ。）及び法第71条の予備検査（以下「新規登録等」という。）における負担の一層の軽減を図るため、法第75条第4項における完成検査終了証の発行後、譲渡されてから新規登録等までの間に自動車部品を装着（取替え及び取外しを含むものとする。以下同じ。）した自動車の取扱い又は法第16条の一時抹消登録（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあっては、法第69条第4項の規定による自動車検査証の返納。以下「一時抹消登録等」という。）後から新規登録等までの間に自動車部品を装着した自動車に対する法第94条の5第5項の保安基準適合証の取扱いを保安上後退することがない範囲で見直し、令和8年1月1日以降は次ページの別添による取扱いとなりましたことをお知らせいたします。

（詳細は、令和7年12月12日：国自整第181号参照）

完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録 等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の 新規登録等における取扱いについて(依命通達) (R8. 5版)

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課
検査班



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

背景

- 近年、自動車ユーザーの使用の形態が多様化しており、ユーザーの嗜好により追加等をするオプションパーツを取り付けられた際の新車及び中古車の新規検査手続きに時間がかかる

事業者の声

- 新車においては、登録後まで自動車部品を取付けられず、ユーザーへの納車に時間を要する
- 支払いも済ませ車の登録は終えているのに、乗れないという状況になっている。また、実際に乗っていない期間にも税金がかかってしまう。
- 指定整備事業者においては、中古車に対して「指定部品」が取り付けられた車両に対して、保安基準適合証を交付することができず、持込検査を行わないといけない
- 保安基準適合証を交付することができず、中古新規OSS申請ができない



- 従前から自動車のオプションパーツを「登録前」に装着した場合、手続きが必要。「登録前」の装着であっても、手続き無しにして欲しい。

新規検査時におけるオプションパーツの取扱いの変更について

- 従前、新規登録前にオプションパーツを取付けた場合、自動車技術総合機構（機構）に現車提示が必要。
- このため、自動車ディーラー等は、ユーザーとの販売契約が終了するまでオプションパーツの取付け作業に着手できない。
- 整備士不足等を背景に、計画的な作業を実施したいとの自動車ディーラー等の要望を踏まえ、一定の範囲内のオプションパーツの取付けであれば、機構への現車提示を不要とする（令和8年1月施行）。

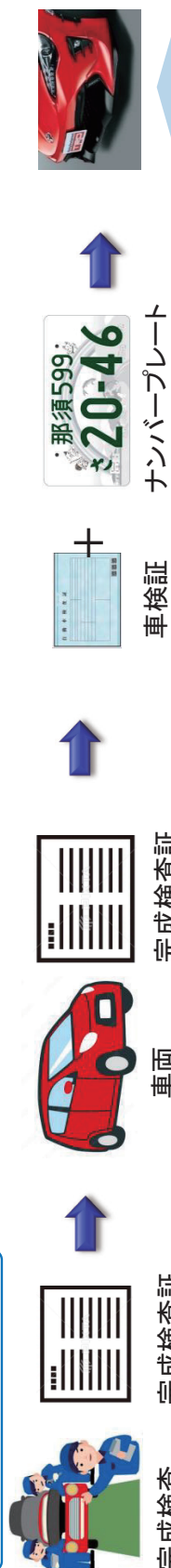
《オプション取付》

新規登録後

運輸支局（新規登録）

自動車ディーラー

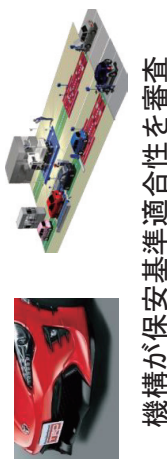
自動車メーカー



一定範囲内の寸法の増加等の改造の場合は機構への現車提示が不要
(日米協議を踏まえ平成7年に措置)

《オプション取付け》

完成検査時と相違のため現車提示が必要

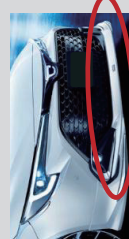


完検証・保適を有効とし現車審査不要

＜今回措置＞

一定範囲内の寸法の増加等のオプションパーツの取付けであれば、機構への現車提示を不要とする

オプションパーツの例



〔エアロパーツ類〕



〔バイザー類〕



〔ルーフ・ラック類〕



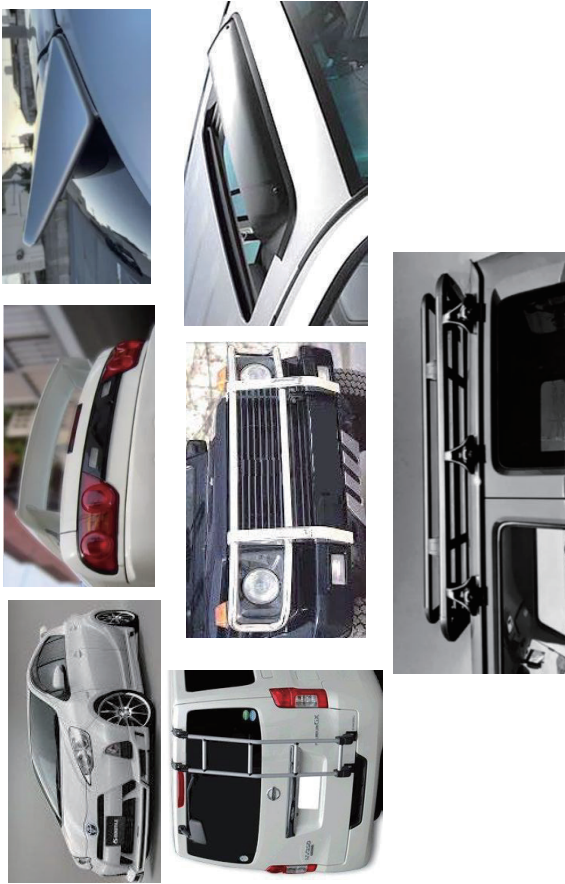
〔泥よけ類〕



認める例 (以下に該当するもの)

(1) オプションパーツとして国の指定を受けている部品

【例】



(2) オプションパーツとして国の指定を受けていない部品の中で、以下全ての条件を満たすもの

- ① 保安基準に抵触しないもの
- ② 車両の全長±3cm・全幅±2cm・全高±4cmの範囲に収まるもの
- ③ 車両の重量±100kg(普通・大型特殊)又は±50kg(小型・軽)の範囲に収まるもの



認めない例 (以下に該当するもの)

左欄(1)及び(2)以外の部品

【例】



・騒音・排ガス規制に影響



・指定外部品で長さ幅などが一定の範囲を超える
・保安基準に抵触(突起物)



・保安基準に抵触(視野遮へい)



完成検査終了証の取扱い

＜今回措置＞ 指定部品及び一定範囲内の寸法の増加等のオプションパーツの取付けであれば、機構への現車提示を不要とする

●道路運送車両法

(新規登録の申請)

第七条

3 第一項の申請をする場合において、次の各号に掲げる自動車にあつては、それぞれ当該各号に定める書面の提出をもって当該自動車の提示に代えることができる。

(略)

二 第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車 同条第四項の規定による完成検査終了証（発行後国土交通省令で定める期間を経過しないものに限る。次項第二号において同じ。）

●自動車型式認証実施要領(依命通達)

(改正後：令和8年1月1日施行)

完成検査終了後に指定製作者等の責任の範囲において、アクセサリ類等を取り付けた場合の取扱いについては、下記によるものとし、これによらない場合には完成検査終了証は無効とすること。

自動車メーカーが自動車ディーラー等に譲渡する前までと規定

一定範囲内の寸法等を規定

＜新設＞

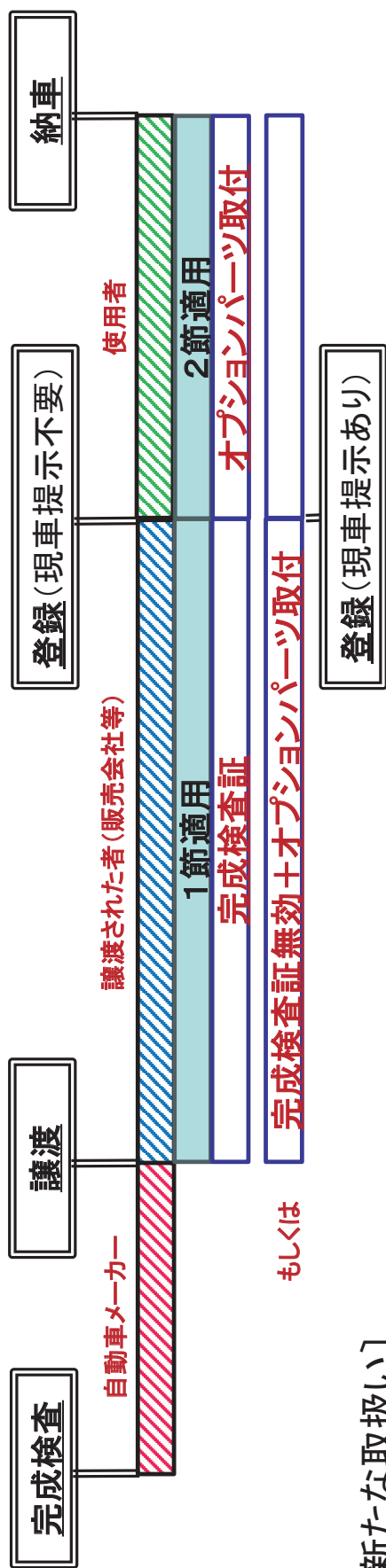
●完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて (依命通達)

(2) 次の各号の一に該当する場合には、新規検査等を行う自動車に発行され譲渡された者の完成検査終了証を無効としない取り扱いとともに、一時抹消登録等を行った自動車に対し構造等に関する事項に変更等がないものとして指定整備事業者が保安基準適合証の交付を可能とする又は交付された保安基準適合証を無効としないものとする。

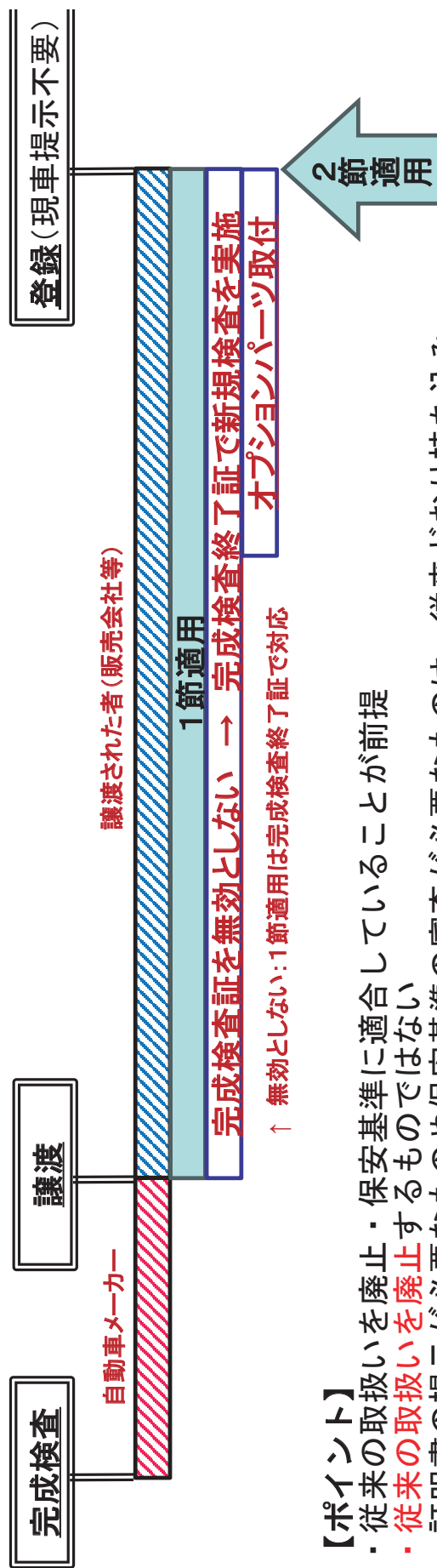
＜今回措置＞ 完成検査終了証が発行され、譲渡された後が本通達の適用範囲

完成検査終了証の取扱い

〔従来の取扱い〕



〔新たな取扱い〕



【ポイント】

- ・従来の取扱いを廃止・保安基準に適合していることが前提
- ・従来の取扱いを廃止するものではない
- ・証明書の提示が必要なものと保安基準の審査が必要なものは、従来どおり持ち込み検査が必要 (施行規則第36条第5項、第6項に規定する安全・環境基準の適合性に影響がある改造や変更など)
- ・本通達により制限なく認められるものではないことに留意

保安基準適合証の取扱い

＜今回措置＞ 指定部品及び一定範囲内の寸法の増加等のオプションパーツの取付けであれば、保安基準適合証の交付を可能とする

●道路運送車両法

(保安基準適合証等)

第九十四条の五

5 自動車検査員は、第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車又は第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車については、当該自動車の構造等に関する事項がそれぞれ当該自動車に係る自動車登録ファイルに記録され、又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と同一でなければ、**第一項の証明をしてはならない。**

保安基準適合証を発行すること

一定範囲内の寸法等を規定

＜新設＞

●完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等にける取扱いについて
(依命通達)

(2) 次の各号の一に該当する場合には、新規検査等を行う自動車に発行され譲渡された者の完成検査終了証を無効としない取り扱いとともに、一時抹消登録等を行った自動車に対し構造等に関する事項に変更等がないものとして指定整備事業者が保安基準適合証の交付を可能とする又は交付された保安基準適合証を無効としないものとする。

保安基準適合証の取扱い

- ・中古新規の車両に指定部品が装着されていても保安基準適合証を交付して良いの？
→構造等に関する事項に変更がないものとして交付することが可能です。
- ・バンパー交換などで特定整備が発生した場合は？
→エイミングが必要な部品の脱着作業があった場合は、特定整備に該当することから、その整備作業及びエイミング実施について特定整備記録簿の作成が必要です。
- ・自動車整備事業者が行った部品装着により、不正改造状態となった場合は？
→行政処分の対象となり得ます。
- ・オプションパーツ取付の責任の所在は？（完成検査証・保安基準適合証共通事項）
→譲渡された者、使用者又は取付を行った自動車整備事業者になります。

- ・「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）」（平成7年11月16日付け自技第234号自整第262号）との大きな違いは何か。

→今回の取扱いは、これまで自動車検査証の交付を受けている使用過程車に適用していた自動車部品を装着した場合の取扱いを、完成検査終了証が発行された型式指定自動車（新車）と一時抹消登録等をしている中古車にも適用できるようにしたものである。

このため、自動車部品を装着した状態において、当該自動車の構造、装置及び性能が保安基準に適合していなければならぬことは変わらないが、自動車に応じて適用される細目告示が異なること及び自動車部品を装着（取替え及び取外しを含む。）した型式指定自動車（新車）について、完成検査証を無効としない取扱いが大きな違いである。

よくある質問

・完成検査終了証が発行された型式指定自動車（新車）の取扱いはどのように変わったのか。

→自動車メーカー等が完成検査終了証を発行し、これを譲受人に譲渡されてから新規検査・新規登録の申請をするまでの間に、自動車部品を装着（取替え及び取外しを含む。）した型式指定自動車（新車）の取扱いは、次のとおり。

○自動車部品を装着した状態において、通達「1.（2）」で定める①～③の項目のいずれかに該当する場合には、完成検査終了証に記載されている長さ、幅及び高さ、牽引重量又は第五輪荷重（牽引自動車に限る。）、最大積載量、車両重量及び車両総重量、空車状態における軸重に変更がなく完成検査終了証を無効としないものとして取扱い、新規検査・新規登録の申請をする際に、完成検査終了証の提出をもって現車提示に代えることができる。（ただし、騒音防止装置及び排出ガス発散防止装置の性能に影響のある改造や変更を行ったものを除く。

○この場合に限り、自動車部品は新規検査・新規登録後、自動車検査証を交付をした時点で装着したものとみなし、完成検査終了証を譲渡された者又は納車後の使用者は、自動車部品を装着した状態において、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が保安基準（細目告示は第二節が適用される。）に適合していることを確認する必要がある。

○保安基準の適合性に疑義が生じる場合は、これまでと同じように、検査コースに現車を持ち込んで新規検査又は予備検査を受検すること。

なお、自動車技術総合機構又は軽自動車検査協会において、当該自動車の構造、装置及び性能が保安基準（細目告示は第一節が適用される。）に適合しているかどうかを審査するにあたり、新規検査等に先立って、事前書面審査が必要となる場合があるので留意されたい。

よくある質問

- ・一時抹消登録等をしている中古車の取扱いはどのような変わったのか。

→自動車部品を装着（取替え及び取外しを含む。）した自動車に保安基準適合証を交付する場合の取扱いは、次のとおり。

○自動車部品を装着した状態において、通達「1.（2）」で定める①～③の項目のいずれかに該当する場合には、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書（以下、登録識別情報等通知書等という。）に記載されている長さ、幅及び高さ、牽引重量又は第五輪荷重（牽引自動車に限る。）、最大積載量、車両重量及び車両総重量、空車状態における軸重に変更がないものとして取扱うことができる。

○この場合において、自動車検査員は、自動車部品を装着した状態において、当該自動車の構造、装置及び性能が保安基準（細目告示は第二節（影響がない部分は第三節）が適用される。）に適合していることを確認する必要がある。

○保安基準の適合性に疑義が生じる場合は、これまでと同じように、検査コースに現車を持ち込んで新規検査又は予備検査を受検すること。

よくある質問

- ・一時抹消登録等をしている中古車の取扱いはどのように変わったのか。

→また、保安基準適合証の交付後、新規検査又は予備検査の申請をするまでの間に自動車部品を装着（取替え及び取外しを含む。）した自動車の取扱いは、次のとおり。

○自動車部品を装着した状態において、通達「1.（2）」で定める①～③の項目のいずれかに該当する場合には、登録識別情報等通知書等に記載されている長さ、幅及び高さ、牽引重量又は第五輪荷重（牽引自動車に限る。）、最大積載量、車両重量及び車両総重量、空車状態における軸重に変更がないものとして取扱い、新規検査又は予備検査の申請をする際に、保安基準適合証の提出をもって現車提示があるものとみなす。

○この場合において、指定自動車整備事業者は、自動車部品を装着した状態において、当該自動車の構造、装置及び性能が保安基準（細目告示は第二節（影響がない部分は第三節）が適用される。）に適合していることを確認する必要がある。

○保安基準の適合性に疑義が生じる場合は、これまでと同じように、検査コースに現車を持ち込んで新規検査又は予備検査を受検すること。

なお、取扱いが変わったことに伴う具体的な指定整備の流れ等の質問については、事業場を管轄する運輸支局の整備担当あてにお問い合わせいただきたい。

よくある質問

・完成検査終了証の発行後9か月を経過していない型式指定自動車に自動車部品を装着して予備検査を受ける場合はどのような取扱いになるのか。

→法令上、完成検査終了証の発行後9か月を経過していない型式指定自動車であっても、現車提示をして予備検査を受検することは可能である。
検査コースに現車を持ち込んで新規検査又は予備検査（予備検査変や有効期間切れ再予備を含む。）を受検する場合は、通達の対象外のため、これまでと同じように提示された自動車の状態で諸元測定を行う。

・同一の架装を行った型式指定自動車でも、完成検査終了証の発行後9か月を経過しているか否かで取扱いが変わるのはなぜか。

→本取扱いは完成検査終了証を無効としない範囲を定めたものである。
このため、同一の架装であっても完成検査終了証の発行後9か月を経過した型式指定自動車は、従前どおり、検査コースに現車を持ち込んで新規検査又は予備検査を受検する必要がある。

よくある質問

- ・完成検査終了証を無効とするかどうかは誰が判断するのか。

→道路運送車両法第75条第4項の規定による完成検査終了証は、自動車製作者が当該自動車の構造、装置及び性能が保安基準に適合しているかどうかを検査し、適合すると認めるときに発行するものであるため、当該完成検査終了証を無効とするかどうかについては、完成検査終了証を発行した者又は完成検査終了証を譲渡された者が装着された自動車部品や自動車の状態によって判断するものである。

- ・保安基準適合証を無効とするかどうかは誰が判断するのか。

→道路運送車両法第94条の5の規定による保安基準適合証は、指定自動車整備事業者が、自動車を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときに交付するものであるため、当該保安基準適合証を無効とするかどうかについては、指定自動車整備事業者が装着された自動車部品や自動車の状態によって判断するものである。

・本通達により、新規検査・新規登録の申請をする際に、完成検査終了証の提出をもって現車提示に代える場合でも、算定燃費取得済証の提出は必要か。

→本通達の取扱いにより完成検査終了証の提出をもって現車提示に代える場合及び保安基準適合証の提出をもって現車提示があるものとみなす場合には、諸元に変更がないものとするため算定燃費取得済証の提出は不要である。

また、通達「2.」を適用するときは、自動車部品を装着した状態においても登録識別情報等通知書等の値に変更がないものとして取り扱う。

・ドライブレコーダー、ETC、タクシメーター及び実空車表示器（通称スーパーサイン）などの指定外部品についても、本通達の対象となり、新規検査・新規登録の申請をする際に、装着することが可能となるか。

→可能となる。ドライブレコーダー、ETC、タクシメーター及び実空車表示器（通称スーパーサイン）などの指定外部品を装着した状態において、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分について、当該自動車の構造、装置及び性能が保安基準（細目告示は第二節が適用される。）に適合し、かつ、本通達の1.（2）に該当することを条件とする。

II. 自動車特定整備事業者の 立入検査結果等

Ⅱ．自動車特定整備事業者の立入検査結果等

1．自動車特定整備事業者の立入検査結果（令和7年度）

令和7年度における関東運輸局管内の運輸支局において実施した自動車特定整備事業者に対する立入検査結果は、次のとおりです。

(1) 立入検査事業場数

立入検査事業場数は、475事業場でした。

立入検査は、新規認証工場（事前審査を含む。）、移転工場、対象自動車追加の工場および警察当局等からの通報や苦情があった工場等について実施しました。

また、過去5年間における立入検査の実施状況は〈表Ⅱ－1〉のとおりです。

〈表Ⅱ－1〉過去5年間の自動車特定整備事業者の立入検査状況

項目 年度	新規	移転追加	所在不明	整備主任者 研修未受講	苦情	表彰	その他	計
R3	347	143	0	0	4	96	23	613
R4	351	123	1	1	3	86	11	576
R5	491	148	3	0	12	81	58	793
R6	387	59	0	0	5	68	40	559
R7	285	46	0	1	6	100	37	475

(2) 立入検査結果に基づく行政処分状況

立入検査の結果、道路運送車両法等関係法令に違反する重大な事実が認められた事業場に対しては、道路運送車両法第93条の規定に基づき、事業の停止等の行政処分を行っていますが、令和7年度の処分状況は〈表Ⅱ－2〉のとおりです。

また、過去5年間における運輸局長処分は〈表Ⅱ－3〉のとおりです。

なお、令和7年度は事業者所在不明に係る取消処分は0件でした。

〈表Ⅱ－2〉自動車特定整備事業者の処分状況

	運輸局長処分等			運輸支局長処分等		
	認証取消	事業停止	文書警告	改善命令	文書警告	口頭警告
件数	1	10	1	0	3	2

注) 表中「文書警告」は、処分基準に基づく場合のみ計上している。

(事業停止等に伴う改善報告は含まず)

〈表Ⅱ－３〉過去５年間の自動車特定整備事業者の運輸局長処分

項目 年度	立入検査 件数	処 分 事業場数	処 分 等 の 内 訳					認 証 工場数
			認証取消	事業停止	改善命令	警告	計	
R3	613	22	1	21	0	0	22	24,317
R4	576	10	2	7	0	1	10	24,384
R5	793	26	2	19	0	5	26	24,551
R6	559	8	1	5	0	2	8	24,576
R7	475	12	1	10	0	1	12	24,572

注１）複数の処分を受けている事業場があるため、処分事業場数と処分件数は相違する。

注２）認証工場数は各年度とも３月末の数値を示す。

注３）「文書警告」は、処分基準に基づく場合のみ計上している。

（事業停止等に伴う改善報告は含まず）

（３）法令違反指摘事項等

過去５年間における法令違反の指摘状況は、〈表Ⅱ－４〉のとおりです。

〈表Ⅱ－４〉過去５年間の法令違反指摘内容

年 度 指摘事項	R3	R4	R5	R6	R7
整備主任者の業務に関するもの	14 (46.7%)	4 (16.0%)	13 (15.5%)	4 (50.0%)	7 (13.0%)
認証基準に関するもの	0 (0.0%)	1 (4.0%)	2 (2.4%)	1 (12.5%)	3 (5.6%)
遵守事項に関するもの	0 (0.0%)	6 (24.0%)	24 (28.6%)	1 (12.5%)	16 (29.6%)
変更届等に関するもの	0 (0.0%)	1 (4.0%)	1 (1.2%)	0 (0.0%)	2 (3.7%)
特定整備記録簿等に関するもの	13 (43.3%)	9 (36.0%)	37 (44.0%)	1 (12.5%)	24 (44.4%)
その他法令違反に関するもの	3 (10.0%)	4 (16.0%)	7 (8.3%)	1 (12.5%)	2 (3.7%)
合 計	30 (100%)	25 (100%)	84 (100%)	8 (100%)	54 (100%)

2. 自動車特定整備事業の廃止理由調査結果（令和7年度）

令和7年度中に関東運輸局管内において、自動車特定整備事業の廃止届のあった事業場数は293工場であり、主な廃止理由は、自己都合が89件（30.4%）、次いで後継者難が68件（23.2%）、事業合理化が63件（21.5%）、以下〈表Ⅱ－5〉の順となっています。

また、過去5年間における廃止理由状況は、〈表Ⅱ－6〉のとおりです。

〈表Ⅱ－5〉 自動車特定整備事業者の廃止理由調査結果

項目 支局別	廃 止 理 由											計
	経営不振	倒産	工員不足	後継者難	事業合理化	移転立退	転業	合併	組合参加	自己都合	その他	
東 京	2	3	3	5	15	11	0	0	1	20	1	61
神奈川	6	0	2	2	10	6	1	0	0	15	1	43
埼 玉	6	0	4	18	5	2	0	1	0	6	1	43
群 馬	0	0	0	3	5	0	0	0	0	7	4	19
千 葉	2	0	2	12	12	1	0	0	0	12	4	45
茨 城	0	0	3	7	3	0	0	0	0	18	1	32
栃 木	0	2	1	21	13	2	0	0	0	0	0	39
山 梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11
局 計	16	5	15	68	63	22	1	1	1	89	12	293
構成比（%）	5.5%	1.7%	5.1%	23.2%	21.5%	7.5%	0.3%	0.3%	0.3%	30.4%	4.1%	100.0%

〈表Ⅱ－6〉 過去5年間の自動車特定整備事業の廃止理由調査結果

項目 年度	廃 止 理 由										計
	経営不振	倒産	工員不足	後継者難 事業者 死 亡	事業合理化	移転立退	転業	合併	組合参加	自己都合 及び その他	
R3	18	2	16	65	74	22	2	4	0	114	317
R4	17	3	18	55	50	23	3	2	3	114	288
R5	11	6	33	72	56	11	3	3	0	129	324
R6	10	1	25	69	89	12	3	3	0	149	361
R7	16	5	15	68	63	22	1	1	1	101	293

3. 自動車特定整備事業者の違反事例

自動車特定整備事業者の法令違反等による行政処分を例示します。

【その1】不正改造状態での車検手続きを実施

当該事業者に対して立入検査を実施したところ、不正改造状態での車検手続きなどの道路運送車両法違反が確認されたため、自動車特定整備事業の認証の取消しの行政処分となった。

なお、本件は警視庁からの捜査協力依頼を発端に処分まで至った事案である。

1. 事業場の概要及び組織

専業形態の指定工場

2. 行政処分の内容 ※特定整備の部分のみ抜粋

自動車特定整備事業の認証の取消し

3. 法令違反の内容 ※特定整備の部分のみ抜粋

- (1) 特定整備記録簿の虚偽記載をしたこと
(道路運送車両法第91条第1項違反)
- (2) 使用者へ特定整備記録簿の写しを交付していないこと
(道路運送車両法第91条第2項違反)
- (3) 整備内容及び必要性を説明していないこと
(道路運送車両法第91条の3違反 [道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第2号違反])
- (4) 概算見積書の未交付があったこと
(道路運送車両法第91条の3違反 [道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第2号違反])
- (5) 不正改造状態での車検手続きをしたこと
(道路運送車両法第94条の5違反)

4. 法令違反に至った原因

- (1) 事業者が法令遵守の精神が欠けており、かつ、適正な管理組織の維持を怠ったこと。
- (2) 事業場の整備主任者の特定整備事業に対する認識が甘く関係法令に対する遵法精神が欠如していた。

5. その他

- (1) 事業者は不正改造状態での車検手続きは法令違反であることを理解し、絶対にしない（させない）組織作りに励むこと。

【その2】二次架装（不正改造）を実施

当該事業者に対して立入検査を実施したところ、機材等を取り外した状態で新規検査を受検し、受検後に再度機材等を取付け軸重超過等の不正改造になることを認識したうえで二次架装を行ったなどの道路運送車両法違反が確認されたため、自動車特定整備事業の停止の行政処分となった。

なお、本件は継続検査において軸重超過により検査不合格となったことを発端に処分まで至った事案である。

1. 事業場の概要及び組織

専業形態の認証工場

2. 行政処分の内容

自動車特定整備事業の認証の停止（10日間）

3. 法令違反の内容

- (1) 変更届出の未提出があったこと
(道路運送車両法第81条第1項違反)
- (2) 不正改造を実施したこと
(道路運送車両法第91条の3違反 [道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第4号])
(道路運送車両法第99条の2違反)

4. 法令違反に至った原因

- (1) 作業を行った者に法令遵守の精神が欠けており、法令を守ることよりも依頼者からの依頼内容や納期を守ることを優先したこと。
- (2) 事業場の整備主任者の特定整備事業に対する認識が甘く関係法令に対する遵法精神が欠如していた。

5. その他

- (1) 事業者は不正改造の実施は法令違反であることを理解し、絶対にしない（させない）組織作りに励むこと。

Ⅲ. 最近の主要通達等

令和 7 年 9 月 26 日

物流・自動車局車両基準・国際課

物流・自動車局審査・リコール課

電気自動車等のバッテリー火災に対する安全性を確保します

～道路運送車両の保安基準等の改正について～

我が国は、電気自動車等の安全を確保しつつ普及を促進するため、平成 19 年に世界で初めて電気自動車等の乗員の安全確保に関する基準を策定し、それをベースに国際基準を策定・強化し、電気自動車の安全性を確保しています。

本年 3 月の国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において、更なる安全対策として日本から提案し議論されていた、電気自動車等のバッテリーが異常発熱を起こした場合であっても乗員を保護するための要件が合意されたことを受け、このたび、道路運送車両の保安基準等を改正することとします。

1. 改正の概要**（１）バッテリー火災発生時の乗員保護性能確認試験を義務づけ**

電気自動車等で走行用のモーターに使用するバッテリーについて、何らかの原因で異常発熱をしたことを想定し、一部の電池を過熱させたときに、火災、爆発又は車内への煙の放出がないか等、乗員の安全が確保されているかを確認する基準を導入します。

＜基準の概要＞

レーザーを照射するなどして電池を意図的に過熱したとき、乗員が脱出するための時間を確保するため、以下のいずれかの要件を満たすことを確認する。

＜要件＞

・バッテリー全体が異常発熱に至らないこと。・異常発熱を検知し運転者に対する警告信号を発し、かつ、警告開始から 5 分間は火災、爆発及び車内への煙の放出のいずれも発生しないこと。

＜適用時期＞

新型車：令和 9 年 9 月

継続生産車：令和 12 年 9 月

（２）その他の改正

- ① 「電気式ハイブリッド自動車及び複数の駆動用電動機を備えた電気自動車のシステム出力の決定に係る協定規則（第 177 号）」等を導入するため、所要の改正を行います。
- ② 令和 6 年 12 月 24 日に公表された「自動車の型式指定に係る不正行為の防止に向けた検討会」の取りまとめを踏まえ、基準の適用時期を統合する見直しを行います。

2. 公布・施行

公 布：令和 7 年 9 月 26 日

施 行：公布の日。ただし、協定規則第 177 号に係る部分は令和 7 年 9 月 27 日。

問い合わせ先

物流・自動車局 車両基準・国際課：松坂、藤澤

電話 03-5253-8111（内線 42532）、03-5253-8602（直通）

審査・リコール課：柴崎、野田

電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）

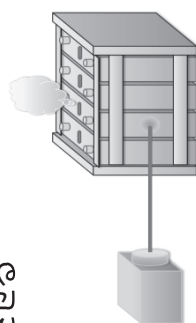
電気自動車等の安全性に関する国際基準

- ▶ 日本では、2007年に世界で初めて電気自動車等の乗員保護に関する安全基準を策定。2011年に国連自動車基準調和世界フォーラム(WP.29)において、当該基準をベースとした国際基準が成立。その後、段階的に規制強化。
- ▶ 2025年3月、国際基準の改正が合意され、バッテリー火災を抑制し乗員を保護するための試験法が追加された。当該試験法においては、日本提案であるレーザーを活用した試験方法が盛り込まれた。
- ▶ 2025年9月(予定)の発効にあわせ、今般、国内法令にも取り入れる。

改正概要

▶ バッテリー火災の抑制と乗員保護に係る試験法の追加

バッテリーの異常発熱による車両火災を模擬するため、電池にレーザーを照射し過熱させる※等の方法で電池の内部短絡を発生させる



※レーザーを照射する方式は日本が提案したもの。

◆ 判定要件

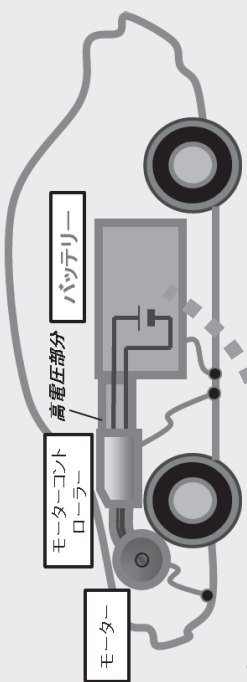
乗員が脱出するための時間を確保するため、以下のいずれかの要件を満たすこと。

- ✓ 電池が異常発熱に至らないこと。
- ✓ 電池の異常発熱を検知し運転者に対する警告信号を発し、かつ、警告開始から5分間は火災、爆発及び車内への煙の放出のいずれも発生しないこと。

適用日

新型車：2027年9月 継続生産車：2030年9月

<電気自動車等の安全基準の要件（例）>



➤ 感電に対する保護

- ✓ バッテリー及び高電圧部分からの感電に対する保護

➤ 電池の安全性

- ✓ 車両衝突時の衝撃に対する保護
- ✓ 車外からの火災に対する保護
- ✓ 被水時における保護
- ✓ バッテリー火災の抑制と乗員保護

※今改正により試験方法が追加

➤ 識別表示

- ✓ 電気自動車等（バス及び大型トラックに限る。）の車体への識別表示

令和 8 年 1 月 9 日

物流・自動車局車両基準・国際課

審査・リコール課

ペダル踏み間違い時加速抑制装置の基準を強化します！

～道路運送車両の保安基準等の改正について～

国土交通省では、高齢者等によるペダル踏み間違いによる事故を防止するため、ペダル踏み間違い時加速抑制装置に関する国連基準の策定を主導するとともに、国内基準の強化を図っています。

今般、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において、ペダル踏み間違い時加速抑制装置について、停止状態だけでなく、クリープ走行時※もペダル踏み間違いを検知して急加速を抑制することを求める性能要件の強化などを含む国連基準の改正が合意されたことを受け、道路運送車両の保安基準等を改正することとします。

これにより、ペダル踏み間違いによる事故のより一層の削減が期待されます。

※オートマチック車がブレーキを離れた際にゆっくり前に進む状態

1. 主な改正の概要（詳細は別紙参照）

（1）「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の性能要件の強化及び義務付け対象車種の拡大

	改正後	改正前
① 義務付け対象車種の拡大	乗用車（※1） <u>貨物自動車（※2）</u>	乗用車（※1）
② 検知対象の障害物の追加	車両・壁・ <u>歩行者</u>	車両・壁
③ 急加速を抑制するための要件追加	停止状態・ <u>クリープ走行状態</u> からの急加速抑制	停止状態からの急加速抑制

<適用時期>

新型車：令和 12 年 9 月

継続生産車：令和 14 年 9 月

※1 乗車定員 10 人未満のオートマチック車に限る。

※2 車両総重量 3.5 t 以下のオートマチック車に限る。

（2）その他の改正

「緊急車線維持システムに係る協定規則（第 178 号）」等を導入するため、所要の改正を行います。

2. 公布・施行

公 布：令和 8 年 1 月 9 日

施 行：令和 8 年 1 月 11 日（一部、同年 3 月 31 日）

問い合わせ先

物流・自動車局 車両基準・国際課：松坂、池端

電話 03-5253-8111（内線 42532）、03-5253-8602（直通）

審査・リコール課：柴崎、野田

電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）

ペダル踏み間違い時加速抑制装置に関する国際基準(R175-01)の概要 国土交通省

- 令和4年、国連の自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において、日本の提案により、日本発の安全技術である「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の検討を開始し、令和6年11月の国際基準成立を受け、令和7年6月に国内基準（保安基準）を改正・公布。
- この度、更なる安全対策のため、クリープ走行時の要件の追加や対象車種の拡大する等の改正提案がWP.29で合意されたことから、令和8年1月に国内基準を改正・公布。

主な要件

※赤字は、今回の改正により追加される部分

○ 急加速抑制に関する要件

障害物（車両、壁、歩行者）の手前1.0m及び1.5mで、以下の状態からアクセルをフルストロークまで踏み込んだ場合に、①又は②のいずれかであること【停止状態】

- ① 障害物に衝突しないこと 又は
- ② 障害物との衝突時の速度が8km/hを超えず、障害物が無い状態に比べて30%以上速度が低下していること

【クリープ走行状態】

- ① 障害物に衝突しないこと 又は
- ② 衝突時点又はそれより前に、加速を抑制すること

○ ドライバーへの警報に関する要件

- ・ 視覚警報が必須 等

○ 機能の解除条件に関する要件

- ・ 解除中のドライバーへの表示
- ・ 機能の復帰条件 等

対象車種

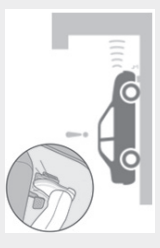
運転者がクワッチ操作を必要としない

- 乗用車（乗車定員10人未満）
- 貨物車（車両総重量3.5t以下）

適用日

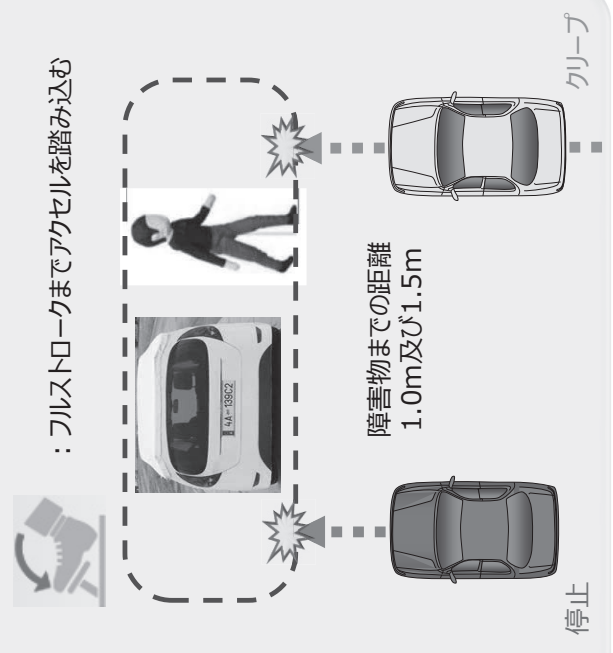
新型車 令和12年9月 / 継続生産車 令和14年9月

＜装置の作動イメージ＞



＜試験法の概要＞

：フルストロークまでアクセルを踏み込む



令和 8 年 6 月 4 日

物流・自動車局車両基準・国際課

物流・自動車局審査・リコール課

後退時の安全性を高めるライト、装備可能に！

～道路運送車両の保安基準等の改正について～

国土交通省では、自動車の安全基準等について、国際的な整合を図りつつ、安全性等を確保するため、順次、拡充・強化を進めています。

今般、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）の国際基準の改正に伴い、自動車の後退時に車両後方の路面に図柄を投影して後退の意図を周囲に示す「車両後退表示投影装置」に関する要件を、道路運送車両の保安基準等に盛り込みました。

本装置の普及により、車両の後退を歩行者等に分かりやすく伝えることが可能となり、車両と歩行者等の事故の未然防止が期待されます。

1. 主な改正の概要（詳細は別紙参照）

車両後退表示投影装置（自動車の後退時に車両後方の路面に図柄を投影することにより、歩行者や自転車利用者等の周囲の交通に対してその旨を示す灯火）について、自動車への備付けを可能とし、備えた場合の要件を規定する。（保安基準第 40 条の 2 関係）

対象車種：自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）



2. 公布・施行

公 布：令和 8 年 6 月 4 日

施 行：令和 8 年 6 月 4 日（一部、令和 9 年 4 月 1 日）

＜問合せ先＞

物流・自動車局 車両基準・国際課：松坂、藤澤

電話 03-5253-8111（内線 42532）、03-5253-8602（直通）

審査・リコール課：柴崎、佐野

電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）

車両後退表示投影装置に関する国際基準

- 新たに車両後退表示投影装置（自動車の後退時に車両後方の路面に図柄を投影することにより、歩行者や自転車利用者等の周囲の交通に対してその旨を示す灯火）の国際基準の改正が国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において採択され、自動車に車両後退表示投影装置の装備が可能となるよう道路運送車両の保安基準等を改正する。
- 本装置により、車両と歩行者等との事故の未然防止が期待できる。

対象車種

自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）

主な要件

作動条件	後退灯の点灯時
色・形状等	白色の長方形を組み合わせた表示を最大2セット（図1参照）
投影可能な範囲	自動車後方の路面の一定範囲（図2参照）
光度	路面に照射する光の光度は12,000 cd以下 ただし、雨天時においては、路面からの反射による眩しさを低減するため、自動的に消灯又は光度を8,000 cd以下に低減



図1 色・形状のイメージ

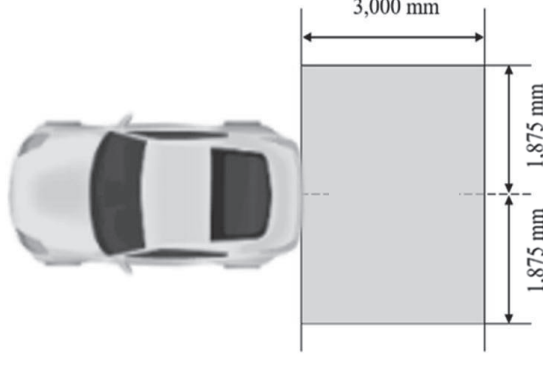


図2 投影可能な範囲

令和 8 年 6 月 26 日

物流・自動車局車両基準・国際課

日本が主導した世界初の自動運転システムの国際基準が合意**～安全な自動運転車の開発が加速～**

- 令和 8 年 6 月 23 日から 26 日に、スイス・ジュネーブにおいて、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29*）が開催され、レベル 4 を含む自動運転システムに関する国際基準が合意されました。
- WP.29 傘下の専門家会議において、日本が共同議長として議論をリードし、世界で初めて策定された基準であり、これにより、我が国の自動車メーカーが安全な自動運転車を効率的に開発できるようになることが期待されます。

* WP.29 は、自動車安全・環境基準の国際調和と認証の相互承認を多国間で審議する唯一の場であり、日本も積極的に参画

1. 今回合意された国際基準の概要

- （1）対象車両： レベル 3，4 を含む自動運転システムを備えた自動車
- （2）具体的な要件
 - ① 車両の安全性： 交通ルールの遵守や衝突回避、不具合発生時の安全な停止等
 - ② 製造事業者の組織体制： 安全を確保するための組織体制、社内プロセス等
 - ③ モニタリング・不具合の改善： 自動運転車のモニタリングを通じた不具合の特定・改善等
- （3）発効時期： 令和 9 年 1 月頃

2. 国際基準の策定経緯

令和 2 年、高速道路等でのレベル 3 の国際基準が合意されましたが、一般道を含むより多くの道路環境や、レベル 4 などのより高度な自動運転車の国際基準は策定されていませんでした。このため、日本が米国、欧州等とともに WP.29 傘下の専門家会議の共同議長を務めて議論を主導し、今般、新たな国際基準として合意されました。

【参考資料】

- （別添 1）自動運転システムの国際基準概要
- （別添 2）WP.29 の概要



WP.29 における議論の様子

※副議長を務める猶野車両基準・国際課長

【問い合わせ先】

物流・自動車局 車両基準・国際課 島野、山中

代表：03-5253-8111（内線：42523、42524）、直通：03-5253-8604

レベル3、4自動運転に関する国際基準

別添1

- レベル3、4自動運転に関する国際基準について、2026年6月のWP.29で合意。(2027年1月頃発効見込み)
- 日本が提唱した「有能で注意深い人間のドライバーと同等以上の安全性」確保が前提。
- 製造事業者は、当局に対して事前に①車面の安全性、②組織体制の説明を行い、安全要件への適合性が確認され、市場に投入された後も継続的な③モニタリング・不具合の改善が必要。

製造前の安全確保		市場投入後の安全確保
製造事業者	①車面の安全性	③モニタリング・不具合の改善
	②組織体制	
当局	安全性の審査	報告内容の分析・評価



製造事業者

- 交通状況に応じた挙動
 - 交通ルールの順守、衝突回避
 - 不具合発生時等の安全な停止
- 乗員への情報提供、誤操作防止
- 作動状態の記録、サイバーセキュリティの確保

- 安全管理システム (SMS)
 - 自動運転車の安全を確保するため
 - の組織体制やプロセスを明確化
- セーフティケース
 - 安全性を「主張、論証、証拠」に沿って構造的に整理
- シミュレーション環境、試験路、実交通環境を整備

- 市場投入後の自動運転車の作動状態をモニタリング
- 安全リスクを早期に特定・改善
- 事案(事故、不具合等)に応じて、適時に関係国当局へ報告

自動車基準調和世界フォーラム(WP.29)の概要

1. 自動車基準調和世界フォーラムの目的

自動車の安全・環境基準を国際的に調和することや、政府による自動車の認証の国際的な相互承認を推進することを目的

2. 自動車基準調和世界フォーラムの組織

傘下に六つの専門分科会を有し技術的、専門的検討を行う

3. 自動車基準調和世界フォーラムのメンバー

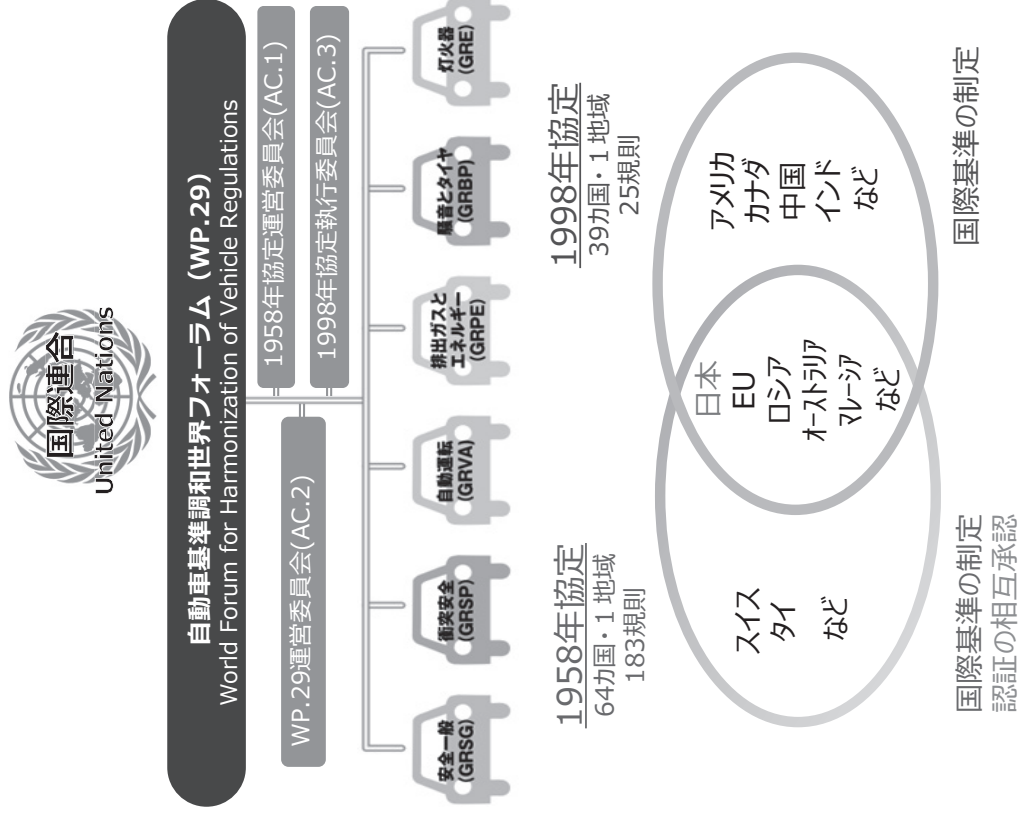
欧州各国、1 地域 (EU) に加え、日本、米国、カナダ、オーストラリア、南アフリカ、中国、インド、韓国等 (日本は1977年から継続的に参加) 及び非政府機関(*)

4. 自動車基準調和世界フォーラムの主な活動内容

次に掲げるそれぞれの協定に基づく規則の制定・改正作業を行う

- ・「国連の車両等の型式認定相互承認協定 (略称) 」
(1958年協定)
- ・「国連の車両等の世界技術規則協定 (略称) 」
(1998年協定)

(*) 国際自動車工業会 (OICA)、国際二輪自動車工業会 (IMMA)、国際標準化機構 (ISO)、欧州自動車部品工業会 (CLEPA)、自動車技術会 (SAE) 等



国自整第 59 号の 2
令和 7 年 6 月 11 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長
(公印省略)

点検整備済ステッカーが示す次回の定期点検時期等について

標記について、別添のとおり一般社団法人自動車整備振興会連合会会長に通知しましたので了知されるとともに、使用者等から同種照会等があった場合には、参考とされたい。

国 自 整 第 5 9 号

令和7年6月11日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局自動車整備課長
(公印省略)

点検整備済ステッカーが示す次回の定期点検時期等について

令和7年4月より、繁忙期対策として自動車検査証（以下「車検証」という。）の有効期間が短くなることなく車検を受けられる期間が従来の1ヶ月前から2ヶ月前に延びましたが、点検整備済ステッカーが示す次回の定期点検時期について、車検証の有効期間満了の年月に合わせることにより、次回の定期点検を実施すべき時期が道路運送車両法に規定された時期を経過した年月としてしまうおそれがあります。

定期点検整備と車検は同時期に実施することが一般的であり、自動車整備業界全体の繁忙期の平準化のためには、定期点検整備についても、車検の有効期間満了日を待たずに実施することが望ましいところ、貴会傘下会員に対し、下記の事項について周知徹底を図るとともに、統一的な運用が行われるようご対応方お願いいたします。

記

1. 点検整備済ステッカーが示す次回の定期点検を実施すべき時期については、道路運送車両法に基づく時期（定期点検整備を完了した日の3月後、6月後または12月後）とすること。
2. 使用者等に対し、法令に基づく定期点検整備実施の必要性とともに、定期点検整備と車検をあわせて実施する際には、車検の有効期間満了日を待つことなく定期点検整備と車検を実施することで混雑緩和につながることの周知を行うこと。

国自貨第347号
国自安第89号
国自整第130号
令和7年9月30日

関東運輸局

自動車交通部長 殿
自動車監査指導部長 殿
自動車技術安全部長 殿

物流・自動車局貨物流通事業課長
安全政策課長
自動車整備課長
(公印省略)

大型車の車輪脱落事故防止に係る令和7年度緊急対策の実施について

大型車の車輪脱落事故防止については、平成30年度より事故防止のための緊急対策を策定し積極的に取り組んできたところであるが、令和6年度の事故発生件数は120件(うち3件は人身事故)となり、前年度より22件減少したものの依然として多くの車輪脱落事故が発生していることを踏まえ、平成29年度に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」において、大型車の車輪脱落事故防止「令和7年度緊急対策」を取りまとめ、別添1のとおり取り組むこととしたので、関係団体と連携して積極的に取り組まれない。

なお、自動車関係団体あてに別紙により通知していることを申し添える。

国自貨第347号
国自安第89号
国自整第130号
令和7年9月30日

一般社団法人 日本自動車工業会会長 殿
公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿
公益社団法人 日本バス協会会長 殿
一般社団法人 全国自家用自動車協会会長 殿
一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿
一般社団法人 日本自動車販売協会連合会会長 殿
全国タイヤ商工協同組合連合会会長 殿
一般社団法人 日本自動車タイヤ協会会長 殿
全国石油商業組合連合会会長 殿
一般社団法人 日本自動車車体工業会会長 殿
日本自動車輸入組合理事長 殿
一般社団法人 日本自動車機械工具協会会長 殿
一般社団法人 日本自動車機械器具工業会会長 殿
一般社団法人 自動車用品小売業協会会長 殿
日本自動車車体整備協同組合連合会会長 殿

国土交通省
物流・自動車局貨物流通事業課長
安全政策課長
自動車整備課長
(公印省略)

大型車の車輪脱落事故防止に係る令和7年度緊急対策の実施について

大型車の車輪脱落事故防止につきましては、平成30年度より事故防止のための緊急対策を策定し積極的に取り組んできたところですが、令和6年度の事故発生件数は120件（うち3件は人身事故）となり、前年度より22件減少したものの依然として多くの車輪脱落事故が発生していることを踏まえ、平成29年度に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」において、大型車の車輪脱落事故防止「令和7年度緊急対策」を取りまとめ、別添1のとおり取り組むこととしましたので、傘下会員に対し周知されるとともに、車輪脱落事故防止対策の積極的な取り組みをお願いします。

なお、各地方運輸局等あてに別紙により通知していることを申し添えます。

大型車の車輪脱落事故防止「令和 7 年度緊急対策」

1. 緊急対策の概要

令和 4 年 2 月に設置された「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において、大型車の車輪脱落事故事例について調査、分析を行い、同年 1 2 月に中間とりまとめが行われ、当該調査結果から、事故車両の多くにタイヤ脱着作業時のワッシャ付きホイール・ナットの点検、さび取り清掃や各部位への潤滑剤の塗布、さらにはホイール・ナットが円滑に回るかの確認が不十分であるほか、適切なタイヤ脱着作業やタイヤ脱着作業後の増し締めが実施されていない等の問題点が確認されており、これまで、これら事項に係る防止について周知徹底を図ってきたところであるが、依然として同種事例が確認されている状況を踏まえ、大型車のタイヤ脱着や保守を行う関係者に対して、適切なタイヤ脱着作業や保守管理の重要性について周知・啓発することとする。

例年車輪脱落事故は冬用タイヤへの交換から 1 ～ 2 ヶ月後が多くを占めており、積雪予報が発せられた直後に交換作業が集中し、作業ミスが発生しやすい状況にある。作業ミスの発生に対しては、検知システム等の導入によるハード対策も今後期待される一方、外注作業の場合に必要な工具等の全てを有していなかったことによるものを含め、不適切な脱着作業が行われていた事例が確認されていることから、必要な工具等を用い、作業時間に余裕を持って正しい脱着作業を行えるべく通常の降雪時期を待たず早期に冬用タイヤに交換するなど、冬用タイヤ交換の適切な作業を前提とした作業平準化を推進する。

2. 国土交通省実施事項

(1) 事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

本省、各地方運輸局等（各地方運輸局及び沖縄総合事務局）及び各運輸支局等（神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）は、大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会（以下「連絡会」という。）構成団体と協力し、本省や連絡会で制作したポスター、チラシ、適切なタイヤ脱着・保守管理作業手順や事故防止啓発動画を用いて、大型車の使用者に対しての広報活動を実施する。

(2) 事故防止対策の徹底を図るための周知・指導

- ① 各地方運輸局等及び各運輸支局等は、整備管理者研修等において、大型車の車輪脱落事故の発生状況を紹介し、「自動車の点検及び整備に関する手引き」等を

活用した適切なタイヤ脱着作業及び、タイヤ脱着後の保守管理を実施するよう、周知・指導を図る。

- ② 各地方運輸局等及び各運輸支局等は、街頭検査や高速道路等のサービスエリアやパーキングエリア、トラックターミナル等を活用した大型車のホイール・ナットの緩みの点検等を通じて、大型車の使用者に対して適切なタイヤ脱着作業及び、タイヤ脱着後の保守管理の実施を呼びかける。なお、実施に当たっては積極的に地方報道機関へ取材要請を働きかける。
- ③ 各地方運輸局等及び各運輸支局等は、整備工場やタイヤショップ等に対して適切なタイヤ脱着作業及びタイヤ脱着後の保守管理の重要性について周知する。
- ④ 各地方運輸局等及び各運輸支局等は、運送事業者に対して、4.(1)及び(2)の取り組み状況を別添2-1又は2-2により確認し、同事故防止対策の取り組みが不十分なときは、積極的な取り組みを実施するよう指導する。
- ⑤ 本省等は連絡会構成団体の協力を得て、ホイール・ナットの緩みの総点検を実施するよう各運送事業者へ要請する（年末年始の安全総点検関係）。

(3) 地方独自の実施事項

各地方運輸局等及び各運輸支局等は、上記(1)及び(2)の取り組みのほか、地域の実情を踏まえた独自の取り組み期間や対策を追加して実施することも可能とする。なお、追加実施事項について連絡会構成団体の地方組織の協力が必要な場合は、その旨依頼する。

3. 連絡会構成団体共通実施事項

(1) 事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

連絡会構成団体は、傘下会員に対して、本省や連絡会で制作したポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、適切なタイヤ脱着作業及び保守管理を実施するように周知・啓発する。また、傘下会員は連絡会構成団体から実施事項の協力依頼があったときは、その取り組みの実施に協力する。

(2) 事故防止対策の徹底を図るための調査・指導

連絡会構成団体の地方組織は、各運輸支局等から街頭検査の機会を活用した取り組みについて協力要請があった場合は、これに協力する。

(3) 地方独自の実施事項

連絡会構成団体の地方組織は、各地方運輸局等又は各運輸支局等から地方独自の実施事項の協力依頼があったときは、その取り組みの実施に協力する。

4. 連絡会構成団体別実施事項

● 全日本トラック協会、日本バス協会

- (1) 傘下会員に対して、余裕を持って正しい脱着作業を行えるよう、冬用タイヤ交換の平準化を推進するとともに、これまで取り組んできた以下の実施事項について、引き続き取り組むよう周知・徹底を図る。

- ① 整備管理者は、適切なタイヤ脱着作業の実施を確保するため、次の事項を徹底すること。

- タイヤ脱着作業日程及び作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施する。特に降雪地を運行する車両がある場合は、1. を踏まえ、積雪予報が発せられた際に急な作業とならないよう十分配慮する。
- 自社でタイヤ脱着作業を行う際は、正しい知識を有した者に実施させる。

- ② 運送事業者は、車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント^(※)について、社内の整備管理者、運転者及びタイヤ脱着作業者に確実に実施させること。

特に車輪脱落事故の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車については、重点的な点検・整備の実施を心がけること。

- ③ 整備管理者は、著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行ってもさびが著しいディスク・ホイールやひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換すること。

特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は入念に確認すること。

なお、上記事項については、チラシ「ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの錆に注意！」（別紙4）を参考にされたい。

- ④ 整備管理者は、増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を、運転者やタイヤ脱着作業者に指導すること。なお、整備管理者は、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルク・レンチを使用して規定のトルクで締め付けること。

- (2) 依然として、自社でタイヤ脱着作業を行った貨物自動車による車輪脱落事故が多く発生していることに鑑み、貨物自動車運送事業者に対しては、以下の実施事項を追加して取り組むよう周知・徹底する。

- ① 整備管理者は、自社で大型車のタイヤ脱着作業を行うときは、作業者に対して、別紙1のタイヤ脱着作業管理表に沿って作業を実施、その結果を記録させて、適切なタイヤ脱着作業が行われていることを確認すること。
- ② 整備管理者は、別紙1のタイヤ脱着作業管理表を使用して、タイヤ脱着作業後の増し締めの実施結果を記録し、確実に増し締めが実施されていることを確認すること。
- ③ 整備管理者は、日常点検実施者に別紙2の日常点検表を使用して、「ホイール・ナットの緩み及び脱落」、「ホイール・ボルト付近のさび汁痕跡」、「ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの不揃いの確認」及び「ホイール・ボルトの折損等の異状」の点検を確実に行わせること。

なお、ホイール・ナットの緩みの点検については、点検ハンマによる確認手法や、ホイール・ナットヘマーキング^(注1)を施す、又は、ホイール・ナットの回転を指示するインジケータ類を装着し、それらのずれを確認する手法により、ホイール・ナットの緩みの点検^(注2)を確実に実施すること。

- (3) 国土交通省から要請される「ホイール・ナットの緩みの総点検」の実施及び結果の報告について、傘下会員へ協力依頼すること（年末年始の安全総点検関係）。
- (4) 全日本トラック協会においては、トルク・レンチを有していない事業所への保有を働きかけること。

● 全国自家用自動車協会

大型車の使用者に対して、冬用タイヤ交換の平準化を推進するとともに、これまで取り組んできた以下の実施事項について、引き続き取り組むよう広報・啓発を図る。

- ① タイヤ脱着作業日程及び作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施すること。特に、降雪地を運行する車両がある場合は、1. を踏まえ、積雪予報が発せられた際に急な交換とにならないよう十分配慮すること。
- ② 大型車のタイヤ脱着作業は、正しい知識を有した者に実施させること。
- ③ 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換すること。

特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は、入念に確認すること。

なお、上記事項については、チラシ「ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの錆に注意！」（別紙4）を参考にされたい。

- ④ 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を確認しておくこと。
なお、車載工具で行った際の締め付けトルクの確認は、必ず帰庫時にトルク・レンチを使用して規定のトルクで締め付けることにより行うこと。
- ⑤ タイヤ脱着作業時の作業確認及びタイヤ脱着作業後の日常点検を、車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント^(※)を心がけ実施すること。

● 日本自動車整備振興会連合会、全国タイヤ商工協同組合連合会、日本自動車タイヤ協会、日本自動車車体整備協同組合連合会、日本自動車販売協会連合会、全国石油商業組合連合会

傘下会員に対して、これまで取り組んできた以下の注意事項等について、引き続き取り組むよう広報・啓発する。

なお、タイヤメーカーにあっては、自社販売の流通経路を活用してタイヤ専門店、タイヤ販売業者へ周知する。

- ① インパクトレンチを用いてホイール・ナットを締め付ける際は、締め過ぎに注意し、最後にトルク・レンチを使用して必ず規定トルクで締め付けること。
- ② ホイール・ナットの規定トルクでの締め付け及びホイールに適合したボルト、ナットを使用すること。

特に、脱落の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車について、重点的に確認すること。

- ③ 入庫する大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント^(※)について周知すること。

特に、脱落の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車について、重点的な点検を実施するよう周知・啓発すること。

- ④ 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換が必要であることを大型車の使用者に理解してもらうよう努めること。

なお、上記周知については、チラシ「ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの錆に注意！」（別紙４）を活用されたい。

- ⑤ タイヤ脱着作業依頼により入庫する大型車の使用者から、ホイール・ナットへのマーキングや、ホイール・ナット回転指示インジケータ類の施工依頼があった場合には、これに応じ適切に対応すること。
- ⑥ タイヤ脱着作業において、大型車のタイヤ脱着作業の際は、別紙１のタイヤ脱着作業管理表に沿った作業を行い、依頼者へ作業完了報告するよう努めるとともに、事業場以外で行う脱着作業に際しても必ず必要な工具等（トルク・レンチ類、給脂に必要な潤滑剤、清掃用具、新品ナットなど）を持参・使用すること。

また、タイヤ脱着作業後の増し締めの重要性を周知・啓発し、確実な増し締めの実施を促すこと。

● 日本自動車工業会、日本自動車車体工業会、日本自動車輸入組合

- (1) 傘下会員に対して、これまで取り組んできた以下の事項について、引き続き取り組むよう広報・啓発する。

- ① 大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント^(※)の確実な実施を周知すること。特に、脱落の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車について、重点的に確認するよう啓発すること。

- ② 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換が必要であることを啓発すること。

なお、上記啓発については、チラシ「ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの錆に注意！」（別紙４）を活用されたい。

（２）日本自動車工業会においては、上記（１）のほか、以下の事項について取り組むこと。

- ① 大型車の使用者等に対して、車輪脱落予兆検知装置の導入意義、有効性等をWEB動画により多角的に伝えとともに、チラシを配布し当該装置の認知度の向上及び普及を図ること。
- ② 自社系列サービス工場に対し、上記（１）①及び②について周知を図るとともに、タイヤ脱着作業時における点検・清掃や潤滑剤の塗布、ホイール・ナットの締め付け作業等が適切に行われるよう周知すること。

● 日本自動車機械工具協会、日本自動車機械器具工業会、自動車用品小売業協会

傘下会員に対して、これまで取り組んできたタイヤ脱着作業に使用する器具等を販売する際、正しい使用方法や、トルク・レンチは定期的な校正が必要であることについて、引き続きタイヤ脱着作業器具等購入者への説明を徹底するよう、周知すること。

5. 大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンの実施

この大型車の車輪脱落事故防止対策は、大型車の使用者が車輪脱落事故を防止するため、常日頃から継続的に取り組むものであるが、特に例年１０月以降の冬用タイヤ交換時期において車輪脱落事故が多発している状況を鑑み、令和７年１０月から令和８年２月末までの間を大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン実施期間として、全国的に展開し大型車の車輪脱落事故防止対策の徹底を図る取り組みを実施する。

注１ ホイール・ナットへのマーキング（合いマーク）は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。

- ・ マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。
- ・ マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで連続して記入することが望ましい。
- ・ マーキングは、増し締め実施後に施工する。タイヤ脱着時にマーキングを施工したときは、増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを消して新たに施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するかのいずれかによる。

- ・ マーキングが確認しやすい色（白色、黄色等）を使用する。また、マーキングのずれが目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。
- ・ マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性のあるものを使用する。（例：油性顔料インキ）

注2 ISO方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検を、ホイール・ナットへのマーキング又はホイール・ナット回転指示インジケーター類による合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。

※印は、以下の「お・と・さ・な・い」のポイント（別紙3啓発チラシの記載内容）

1. お・・・おとさぬための点検整備
 - 事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ唯一かつ最善な手段
2. と・・・トルクレンチで適正締付
 - 適正なトルクレンチによる規定トルクの締め付け、タイヤ交換後の増し締めの実施
3. さ・・・さびたナットは清掃・交換
 - ディスク・ホイール取付面、ホイール・ナット当たり面、ハブの取付面、ホイール・ボルト、ナットの錆やゴミ、追加塗装などを除去
4. な・・・ナット・ワッシャ隙間に給脂
 - ホイール・ボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑油を薄く塗布し、回転させてなじませる
5. い・・・いちにち一度は緩みの点検
 - 運行前に特に脱落が多い左後輪を中心にボルト、ナットを目視や直接触るなどして点検

貨物自動車運送事業者の皆様へ

大型車の車輪脱落事故防止対策「令和 7 年度緊急対策」について

大型車の車輪脱落事故が増加していますので、以下の事故防止対策について積極的な取り組みをお願いいたします。

1. 事業主・会社代表者の方へ

車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント^(※)について、自社内の整備管理者、運転者及びタイヤ脱着作業者に周知徹底を図ってください。

※別紙 3 のチラシを参照

2. 整備管理者・補助者の方へ

- 作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施してください。特に降雪地を運行する車両がある場合は、積雪予報が発せられた際に急な交換とならないよう十分配慮してください。
- 自社内でタイヤ脱着作業を行う際は、正しい知識を有した者が実施してください。
- 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換してください。

※別紙 4 のチラシを参照

- 車輪脱落事故の多い左側後輪について重点的に点検してください。
- 積雪地域や舗装されていない道路を走行する大型車について、入念に点検してください。
- 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を運転者やタイヤ脱着作業者に指導してください。なお、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルク・レンチを使用して規定のトルクで締め付けてください。また、トルク・レンチは校正が必要ですので留意してください。

3. 対策のポイント

依然として、自社でタイヤ脱着した大型車による車輪脱落事故が多発していることを踏まえた対策

- 自社内で大型車のタイヤ脱着作業を行うときは、作業者に別紙1の「タイヤ脱着作業管理表」に沿って作業を実施し、その結果を記録してください。
- タイヤ脱着作業完了後、別紙1の「タイヤ脱着作業管理表」をもとに適正なタイヤ脱着作業が行われていることを確認してください。
- 別紙1の「タイヤ脱着作業管理表」を使用し、増し締めの実施結果を記録してください。
- 点検実施者に別紙2の「日常点検表」を使用し、「ディスク・ホイールの取付状態」の点検を確実に行ってください。
- 増し締め実施後、点検ハンマによる確認手法、ホイール・ナットヘマーキング^(注1)を施す、又は、インジケーター類を装着し、それらのずれを確認する手法により、ホイール・ナットの緩みの点検^(注2)を確実に確認してください。

注1 ホイール・ナットへのマーキング（合いマーク）は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。

- ・ マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。
- ・ マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで連続して記入することが望ましい。
- ・ マーキングは増し締め実施後に施工する。タイヤ脱着時にマーキングを施工したときは、増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを消して新たに施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するかのいずれかによる。
- ・ マーキングが確認しやすい色（白色、黄色等）を使用する。また、マーキングのずれが目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。
- ・ マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性のあるものを使用する。（例：油性顔料インキ）

注2 ISO方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検を、ホイール・ナットへのマーキング又はインジケーター類による合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。

旅客自動車運送事業者の皆様へ

大型車の車輪脱落事故防止対策「令和 7 年度緊急対策」について

大型車の車輪脱落事故が増加していますので、以下の事故防止対策について積極的な取り組みをお願いいたします。

1. 事業主・会社代表者の方へ

車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント^(※)について、自社内の整備管理者、運転者及びタイヤ脱着作業者に周知徹底を図ってください。

※別紙 3 のチラシを参照

2. 整備管理者・補助者の方へ

- 作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施してください。特に降雪地を運行する車両がある場合は、積雪予報が発せられた際に急な交換とならないよう十分配慮してください。
- 自社内でタイヤ脱着作業を行う際は、正しい知識を有した者に実施させてください。
- 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換してください。

※別紙 4 のチラシを参照

- 車輪脱落事故の多い左側後輪について重点的に点検してください。
- 積雪地域や舗装されていない道路を走行する大型車について、入念に点検してください。
- 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を運転者やタイヤ脱着作業者に指導してください。なお、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルク・レンチを使用して規定のトルクで締め付けてください。また、トルク・レンチは校正が必要です所以注意してください。

タイヤ脱着作業管理表

登録番号又は車番

整備管理者確認欄

作業実施者名

実施日 令和 年 月 日

実施箇所		確認・作業内容	結果 (実施✓・交換×)
清掃の実施	ハブ面	ディスク・ホイール取付面の錆や泥、ゴミなどを取り除く。	
		○ ハブのはめ合い部（インロー部）の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ディスク・ホイール	ホイール・ナットの当たり面、ハブ取付面の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ホイール・ボルト、ナット	ホイール・ボルト、ナットの錆やゴミ、泥などを取り除く。	
点検の実施	ハブ面	ディスク・ホイールの取付面に著しい摩耗や損傷がないかを確認	
	ディスク・ホイール	ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないかを確認	
		ホイール・ナットの当たり面に亀裂や損傷、摩耗がないかを確認	
		溶接部に亀裂や損傷がないかを確認	
		ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを確認	
	ホイール・ボルト、ナット	亀裂、損傷がないかを確認	
		ボルトの伸び、著しい錆がないかを確認	
		ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどがないかを確認	
		○ ナットの座金（ワッシャ）が、スムーズに回転するかを確認	
		※ ナットの座面部（球面座）に錆や傷、ゴミがないかを確認	
油脂類塗布の実施	ホイール・ボルト	☆ ねじ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
	ホイール・ナット	☆ ねじ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		※ 座面部（球面座）にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		○ 座金（ワッシャ）とナットとのすき間にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
	ハブ	○ ハブのはめ合い部（インロー部）に、グリースを薄く塗布する。	
取付	ホイール・ナットの締め付け	■ タイヤ脱着作業時の締め付けトルク値 △	N・m
保守	ホイール・ナットの増し締め	■ タイヤ脱着後、50～100km走行後の増し締めを実施する。	

※ JIS方式が対象。

○ ISO方式が対象。ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールと座金（ワッシャ）との当たり面には、塗装、エンジンオイルなどの油脂類の塗布を行わないよう注意すること。

■ 規定の締め付けトルク値は、車両の「タイヤ空気圧ラベル」の近くに表示されています。

△ 対角線順に2～3回に分けて締め付けること（最後の締め付けはトルク・レンチで規定トルクで締め付ける）。

☆ 二硫化モリブデン入りのオイル等は使用しない。また、トレーラの車種によっては潤滑剤の塗布が不要な箇所もあることに留意すること。

注 この内容に沿ったものであれば、自社の様式を使用してもよい。

日常点検表

登録番号又は車番

点検実施者（運転者）名

運行管理者（補助者）確認欄

整備管理者（補助者）確認欄

実施日 令和 年 月 日

点検箇所		点検項目	点検結果 (○・×)	
運転席での点検	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき	踏みしろ	
			ブレーキのきき	
	駐車ブレーキ・レバー (パーキング・ブレーキ・レバー)	引きしろ（踏みしろ）		
	原動機(エンジン)	※ かかり具合、異音	かかり具合	
			異音	
	ウインド・ウォッシャ	※ 低速、加速の状態		
	ワイパー	※ 噴射状態		
○ 空気圧力計	※ 拭き取りの状態			
○ ブレーキ・バルブ	空気圧力の上がり具合			
	排気音			
エンジン・ルームの点検	ウインド・ウォッシャ・タンク	※ 液量		
	ブレーキのリザーバ・タンク	液量		
	バッテリー	※ 液量		
	ラジエータなどの冷却装置	※ リザーバ・タンク内の液量		
	潤滑装置	※ エンジン・オイルの量		
	ファン・ベルト	※ 張り具合、損傷	張り具合	
		損傷		
車の周りからの点検	灯火装置（前照灯・車幅灯・尾灯・制動灯・後退灯・番号灯・側方灯・反射器）、方向指示器	点灯・点滅具合、汚れ、損傷	点灯・点滅具合	
			汚れ	
			損傷	
	タイヤ	空気圧		
		□ ディスク・ホイールの取付状態	ナット緩み・脱落	
			ボルト付近さび汁	
			ボルト突出不揃い、折損	
		亀裂、損傷	亀裂	
		損傷		
異状な摩耗				
※ 溝の深さ				
○ エア・タンク	タンク内の凝水			
○ ブレーキ・ペダル	※ ブレーキ・チャンバのロッドのストローク			
	※ ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間			
前日・前回の運行において異状が認められた箇所				

※印の点検は、当該自動車の走行距離・運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。
○印の項目はエア・ブレーキを用いた自動車の点検項目を示す。
□印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上に該当する車両が対象。
注. ディスク・ホイールの取付状態の点検項目が細分化された内容が点検されるようになっていれば、自社の様式を使用してもよい。

防ごう 大型車の車輪脱落事故



おとさぬ ための 点検整備

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ唯一かつ最善の手段です。



さびたナットは 清掃・交換

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブの取付面、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、追加塗装などを取り除きます。



いちにち一度は ゆるみの点検

運行前に特に脱落が多い左後輪を中心に、ボルト、ナットを目で見て手で触るなどして点検します。

お

と

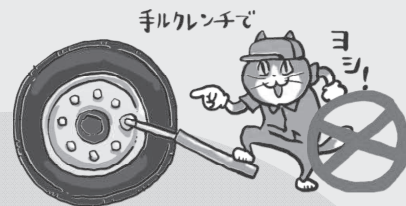
と

と

と

と

と



トルクレンチで 適正締め付

適正なトルクレンチによる規定トルクの締め付け、タイヤ交換後の増し締めの実施。



ナット・ワッシャー 隙間に給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーもすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑油を薄く塗布し、回転させて油をなじませてください。

©くまね工房



詳しい情報は日本自動車工業会ホームページへ
http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/

国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会 日本自動車工業会 いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック・バス UDトラックス
全日本トラック協会 日本バス協会 全国家用自動車協会 日本自動車整備振興会連合会 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ商工協同組合連合会 日本自動車タイヤ協会
全国石油商業組合連合会 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会 日本自動車機械器具工業会 自動車用品小売業協会 日本自動車車体整備協同組合連合会



タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、【車載の「取扱説明書」】や【本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ5つのポイント」】、
【下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」】などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい
取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。



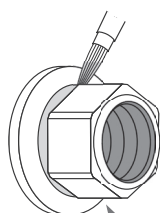
ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、
スチールホイールの取り扱いミス(誤組み付け、部品の誤組み)

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの 潤滑について

ISO方式

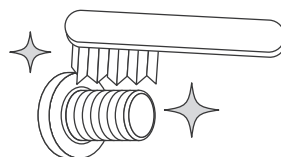
ホイールボルト、ナットのねじ
部と、ナットとワッシャーとの
すき間にエンジンオイルなど
指定の潤滑剤を薄く塗布し、
回転させて油をなじませま
す。ワッシャーがスムーズに
回転するか点検し、スムーズ
に回転しない場合はナットを
交換してください。ナットの
座面(ディスクホイールとの
当たり面)には塗布しないで
ください。



ナットとワッシャー
との隙間への注油も
忘れずに!

ディスクホイール、ハブ、ホイール ボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、
ホイールナット当たり面、ハブ
取付面(ISO方式では、ハブ
のはめ合い部も)、ホイール
ボルト、ナットの錆やゴミ、泥、
追加塗装などを取り除きます。



ホイールナット
締め付け時の
注意点だよ!



ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。
また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ISO方式(8穴、10穴)

ホイールサイズと ボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	ホイールのセンタリング	ハブインロー
ボルトサイズ ねじの方向	M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式)	アルミホイールの 履き替え	ボルト交換
ホイールナット 使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	後輪ダブルタイヤの 締め付け構造	
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め		

詳しい情報は、日本自動車工業会HPをご覧ください。

http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/



ホイールボルト、ナットや ディスクホイール、ハブの錆に注意!



©くまみね工房

ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの経年使用に伴う著しい錆によるものと思われる「車輪脱落事故」が発生しています。著しい錆のあるボルト、ナットやホイール、ハブは使わないでください!

ホイールボルト、ナットの錆

ホイールボルトやホイールナットの経年使用に伴う著しい錆があると、規定の締め付けトルクで締め付けても、十分な締め付け力が得られなくなります。

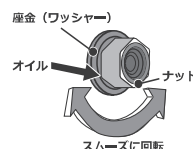
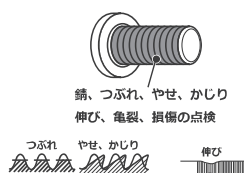
【ホイールボルト、ナットの点検要領】

- 著しい錆の発生がないか点検します。
- 亀裂や損傷がないか点検します。
- ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどが点検します。
- ボルトが伸びていないか点検します。

※錆や汚れを落とし、ねじ部にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布してナットをボルトの奥まで回転させたとき、スムーズに回転しない場合は、ねじ部に異常があります。異常がある場合は、ボルト、ナットをセットで交換してください。また、ボルトが折損していた場合は、その車輪すべてのホイールボルト、ナットを交換してください。

●ナットの座金（ワッシャー）が、スムーズに回転するか点検します。

※ナットと座金（ワッシャー）のすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの座面（ディスクホイールとの当たり面）には潤滑剤を塗布しないでください。



【著しい錆の例】



◀ホイールナットとワッシャーに変形が見られ、ワッシャーがはずれかかっている。

ホイールナットに生じた錆や付着したゴミ等により、ワッシャーの摺動部が固着している。



ディスクホイール、ハブの錆

ディスクホイールやハブの経年使用やこれまでの清掃不足に伴う著しい錆は、締め付け力の低下（緩みの発生）をまねきます。

【ハブの点検要領】

- ホイール取付面に著しい錆の発生がないか点検します。
- ホイール取付面に著しい摩耗や損傷がないか点検します。

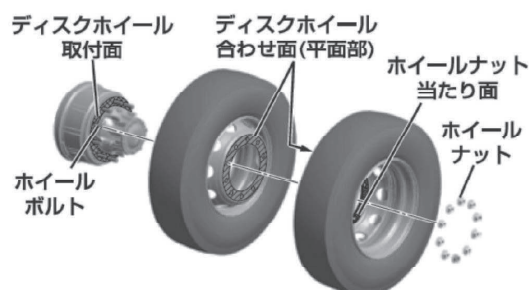
※ディスクホイールの破損や、ホイールナットの緩み、ホイールボルトの折損などは、車輪脱落事故の原因となります。

【ディスクホイールの点検要領】

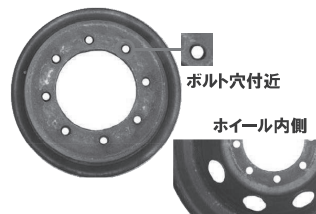
- ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面に著しい錆の発生がないか点検します。
- ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないか点検します。
- ホイールナットの当たり面に亀裂や損傷がないか点検します。
- 溶接部に亀裂や損傷がないか点検します。
- ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面に摩耗や損傷がないか点検します。

※ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面の経年使用に伴う著しい段付き摩耗は、ホイールナットの緩みの原因となります。

※ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面には、追加塗装は行わないでください。厚い塗膜は、ナットの緩みやボルト折損の原因となります。



【著しい錆の例】



ハブ（ホイール取付面）

詳しくは、
こちらから!



一般
社団法人

日本自動車工業会

いすゞ自動車(株)/日野自動車(株)
三菱ふそうトラック・バス(株)/UDトラックス(株)



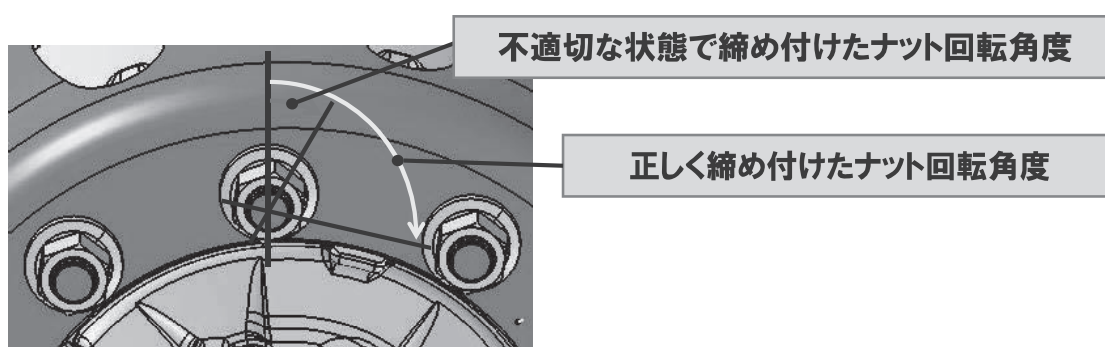
国土交通省

ホイールボルト、ナットや ディスクホイール、ハブの錆の影響

なぜ錆び落とし、給脂を実施するのか、実施しないとどうなるのか

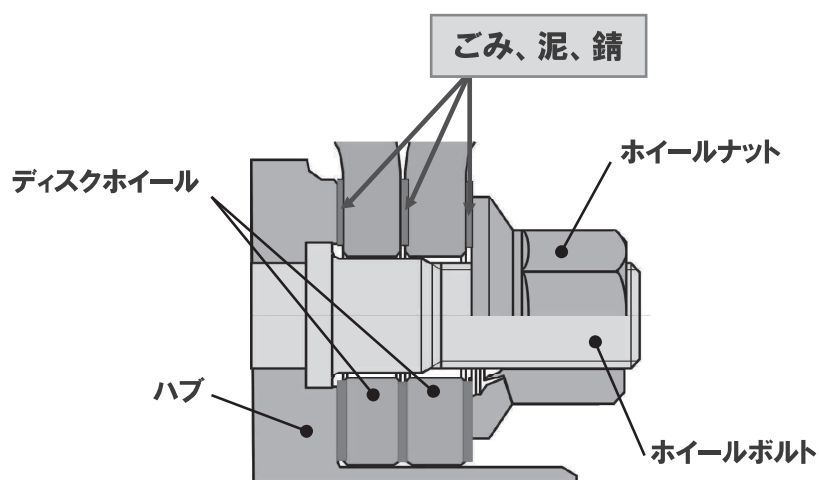
ホイールボルト、ナットの清掃・給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部や、ナットと座金（ワッシャー）の摺動面に
ごみや泥、錆があったり、給脂をしないと、ナットが円滑に回らなくなり、
規定の締め付けトルクで締め付けても、ナットが本来あるべき位置まで
締まらず、十分な締め付け力が得られなくなります。



ディスクホイール、ハブの清掃・錆落とし

ディスクホイールとハブ接合面にごみや泥、錆があると、これらが潰れたり、
剥がれることで、締め付け力の低下（緩みの発生）をまねきます。



国 自 整 第 279 号
令和 8 年 3 月 31 日

各 地 方 運 輸 局 自 動 車 技 術 安 全 部 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 殿

物 流 ・ 自 動 車 局 自 動 車 整 備 課 長

「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等を
オンラインにより実施する上での留意事項について」の一部改正について

標記について、別添新旧対照表のとおり改正したので、了知されたい。なお、関係団体あて別紙のとおり通知したことを申し添える。

国自整第 279 号の 2
令和 8 年 3 月 3 1 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 会長
一般社団法人日本自動車工業会 会長
一般社団法人全国軽自動車協会連合会 会長
一般社団法人日本自動車販売協会連合会 会長
一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会 会長
一般社団法人日本建設機械工業会 会長
一般社団法人日本産業車両協会 会長
一般社団法人日本農業機械工業会 会長
日本自動車輸入組合 理事長
日本自動車車体整備協同組合連合会 会長
B S サミット事業協同組合 会長
全国自動車電装品整備商工組合連合会 会長
全国タイヤ商工協同組合連合会 会長
全国自動車大学校・整備専門学校協会 会長
全国自動車短期大学協会 会長
全国自動車教育研究会 会長
全国オートバイ協同組合連合会 会長

殿（単名各通）

国土交通省物流・自動車局自動車整備課長
（ 公 印 省 略 ）

「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等を
オンラインにより実施する上での留意事項について」の一部改正について

標記につきまして、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対し通知しましたの
で、貴会（貴組合）におかれましては、傘下会員（組合員）に対し周知徹底方お願い致します。

別添

「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」

(令和7年7月8日付け国自整第70号)の一部改正について (新旧対照表)

(下線部が改正箇所)

新	旧
国自整第70号 令和7年7月8日 <u>国自整第279号</u> <u>最終改正 令和8年3月31日</u> 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 物流・自動車局自動車整備課長 道路運送車両法に基づく自動車整備に関する研修等を オンラインにより実施する上での留意事項について 本文 (略) 附則 (令和8年3月31日 <u>国自整第279号</u>) 本改正規定は、<u>令和8年3月31日から施行する。</u> 別添 道路運送車両法に基づく自動車整備に関する研修等を オンラインにより実施する上での留意事項	国自整第70号 令和7年7月8日 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 物流・自動車局自動車整備課長 道路運送車両法に基づく自動車整備に関する研修等を オンラインにより実施する上での留意事項について 本文 (略) <u>(新設)</u> 別添 道路運送車両法に基づく自動車整備に関する研修等を オンラインにより実施する上での留意事項

第1 共通事項	(新設)
1. 基本方針 「道路運送車両法施行規則」(昭和26年運輸省令第74号)に規定する整備主任者研修、電子制御装置整備の整備主任者に係る運輸支局長等が行う講習及び「指定自動車整備事業規則」(昭和37年運輸省令第49号)に規定する自動車検査員研修(以下「<u>研修等</u>」という。)並びに「自動車整備士技能検定規則」(昭和26年運輸省令第71号)に規定する自動車整備士の教育(以下「<u>教育</u>」という。)について適用し、<u>研修等は第2を、教育は第3をそれぞれ適用する。</u> (<u>研修等又は教育における留意事項としてそれぞれ第2、第3に移設</u>)	1. 基本方針 「道路運送車両法施行規則」(昭和26年運輸省令第74号)に規定する整備主任者研修、電子制御装置整備の整備主任者に係る運輸支局長等が行う講習、「指定自動車整備事業規則」(昭和37年運輸省令第49号)に規定する自動車検査員研修及び「自動車整備士技能検定規則」(昭和26年運輸省令第71号)に規定する自動車整備士養成施設の教育(以下「<u>研修等</u>」という。)について適用する。
2. 配信方式 オンラインにより研修等を実施する場合は、次に掲げる配信方式を採用すること。なお、次に掲げる配信方式を複数併用してオンラインによる研修等を実施することは差し支えない。 (1) サテライト配信方式 サテライト配信方式とは、対面により講師又は学科指導員が説明等を行う会場(以下「<u>本会場</u>」という。)と本会場以外の会場(以下「<u>別会場</u>」という。)を、情報通信機器を通して、同時に<u>研修等又は教育を行う方式</u>をいう。 (2) ライブ配信方式 ライブ配信方式とは、本会場及び別会場以外の場所において、情報通信機器を通して、同時かつ双方向に<u>研修等又は教育を行う方式</u>をいう。 (3) オンデマンド配信方式 オンデマンド配信方式とは、本会場及び別会場以外の場所において、情報通信機器を通して、動画ファイルを再生して<u>研修等又は教育を行う方式</u>をいう。	2.. <u>留意事項</u> 3. 配信方式 オンラインにより研修等を実施する場合は、次に掲げる配信方式を採用すること。なお、次に掲げる配信方式を複数併用してオンラインによる研修等を実施することは差し支えない。 (1) サテライト配信方式 サテライト配信方式とは、対面により講師が説明等を行う会場(以下「<u>本会場</u>」という。)と本会場以外の会場(以下「<u>別会場</u>」という。)を、情報通信機器を通して、同時に行う方式をいう。 (2) ライブ配信方式 ライブ配信方式とは、本会場及び別会場以外の場所において、情報通信機器を通して、同時かつ双方向に研修等を行う方式をいう。 (3) オンデマンド配信方式 オンデマンド配信方式とは、本会場及び別会場以外の場所において、情報通信機器を通して、動画ファイルを再生して研修等を行う方式をいう。

別添	
第2 地方運輸局長又は運輸支局長等が行う自動車整備事業に関する研修等 1. 留意事項 (1) 受講者の研修等受講機会の拡大及び負担軽減並びに整備事業者の業務効率化を図る観点から、研修実施機関の体制を踏まえ、対面での実施に加えて可能な範囲でオンライン研修の活用を検討するよう留意すること。 (2) オンラインにより研修等を実施する場合にあっては、次に掲げる事項について留意すること。 ① 対面により実施する場合と同等の教育水準を維持すること。 ② 受講者のなりすまし等を防止するために個人IDやパスワードの発行、その他適切な方法により、受講者の個人識別を確実に行うこと。 ③ 受講者ごとに、研修等を受けた日時、研修等の項目名のほか、必要となる項目を管理するなどして受講状況を確実に把握すること。 ④ 研修等を行う講師又はその補助者が受講者の受講状況を適切に確認し得る体制を構築すること。 ⑤ その他法令の規定を遵守すること。	(自動車整備事業に関する研修等のみに分割して新設) 2. 留意事項 (1) 研修等は、対面による実施が基本であって、オンラインによる実施を義務付けるものではない点に留意すること。 (2) オンラインにより研修等を実施する場合にあっては、次に掲げる事項について留意すること。 ① 対面により実施する場合と同等の教育水準を維持すること。 ② 受講者のなりすまし等を防止するために個人IDやパスワードの発行、その他適切な方法により、受講者の個人識別を確実に行うこと。 ③ 受講者ごとに、研修等を受けた日時、研修等の項目名のほか、必要となる項目を管理するなどして受講状況を確実に把握すること。 ④ 研修等を行う講師又はその補助者が受講者の受講状況を適切に確認し得る体制を構築すること。 ⑤ その他法令の規定を遵守すること。 3.. 配信方式 オンラインにより研修等を実施する場合は、次に掲げる配信方式を採用すること。なお、次に掲げる配信方式を複数併用してオンラインによる研修等を実施することは差し支えない。 (1) サテライト配信方式 サテライト配信方式とは、対面により講師が説明等を行う会場（以下「本会場」という。）と本会場以外の会場（以下「別会場」という。）を、情報通信機器を通して、同時に行う方式をいう。 (2) ライブ配信方式 ライブ配信方式とは、本会場及び別会場以外の場所において、情報通信機器を通して、同時かつ双方向に研修等を行う方式をいう。 (3) オンデマンド配信方式 オンデマンド配信方式とは、本会場及び別会場以外の場所において、情
(第1 2. に移設)	

2. 実施方法 「第1 2. 配信方式」に定める配信方式による研修等の実施方法に関する留意事項については次のとおりとする。 (1) サテライト配信方式 サテライト配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。 ① 本会場には、当該研修等に関する講師を配置すること。 ② 別会場には、講師の補助者を配置すること。 ③ 別会場の受講者の人数は、講師の補助者が受講者の受講状況を認識できる人数までとする。 ④ 不正防止対策を図るとともに、受講者に不適切な行為が認められた場合には、当該研修等を受講したと認めないものとする。 (2) ライブ配信方式 ライブ配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。 ① 受講者の数については、講習効果に鑑み、受講者に対する必要な指導、質疑応答、視聴状況確認等を適切に行うことが可能な人員とすること。 ② 受講者の受講状況を情報通信機器のカメラ等により確認できる体制を設けること。 ③ 不正防止対策を図るとともに、次に掲げる場合は、当該研修等を受講したと認めないものとする。 (イ) 受講以外の行動をしていた (ロ) 長時間離席していた場合 (ハ) 画面を見していない場合 (ニ) 通信環境の脆弱による回線の切断等により、長時間研修等から離脱	報通信機器を通して、動画ファイルを再生して研修等を行う方式をいう。 4. 実施方法 「3. 配信方式」に定める配信方式による研修等の実施方法に関する留意事項については次のとおりとする。 (1) サテライト配信方式 サテライト配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。 ① 本会場には、当該研修等に関する講師を配置すること。 ② 別会場には、講師の補助者を配置すること。 ③ 別会場の受講者の人数は、講師の補助者が受講者の受講状況を認識できる人数までとする。 ④ 不正防止対策を図るとともに、受講者に不適切な行為が認められた場合には、当該研修等を受講したと認めないものとし、自動車整備士養成施設の教育にあつては、<u>受講したと認めないものとした時間を教育時間数に含めないこととする。</u> (2) ライブ配信方式 ライブ配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。 ① 受講者の数については、講習効果に鑑み、受講者に対する必要な指導、質疑応答、視聴状況確認等を適切に行うことが可能な人員とすること。 ② 受講者の受講状況を情報通信機器のカメラ等により確認できる体制を設けること。 ③ 不正防止対策を図るとともに、次に掲げる場合は、当該研修等を受講したと認めないものとし、自動車整備士養成施設の教育にあつては、<u>受講したと認めないものとした時間を教育時間数に含めないこととする。</u> (イ) 受講以外の行動をしていた (ロ) 長時間離席していた場合 (ハ) 画面を見していない場合 (ニ) 通信環境の脆弱による回線の切断等により、長時間研修等から離脱
--	--

していた場合 (ホ) その他受講していると認められない場合 (3) オンデマンド配信方式 オンデマンド配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。 ① 動画の内容については、<u>地方運輸局、運輸支局、自動車技術総合機構、自動車整備振興会又は学識経験者（以下「研修動画作成者」という。）において検討すること。</u> ② 動画の内容の検討に当たっては、<u>研修動画作成者相互の間又は各研修動画作成者の内部において、内容又はパートごとに担当を定めることができるものとし、担当を定めた場合には、当該担当がそれぞれの役割に応じて検討を行うこと。</u> ③ <u>研修動画作成者は、その検討結果に基づき動画の作成に当たり、動画の内容を十分に精査した上で、当該動画について責任をもって作成すること。ただし、動画の加工、編集その他これらに付随する作業については、必要に応じて外部に委託することを妨げない。</u> ④ 動画の内容については、<u>時宜にかなう適切な内容となるよう随時見直しを行うこと。</u> ⑤ <u>質疑応答については、動画の視聴終了後に質問フォームの表示又はこれに類する手法によって、講師と受講者の双方向性が確保された効果的なものとする。</u> ⑥ <u>受講者の受講状況を情報通信機器のカメラ等により確認できる体制を設けること。</u> ⑦ <u>不正防止対策を図るとともに、次に掲げる場合は、当該研修等を受講したと認めないものとする。</u> (イ) 受講以外の行動をしていた場合 (ロ) 長時間離席していた場合 (ハ) 画面を見えていない場合 (ニ) 動画を早送りで再生した場合	していた場合 (ホ) その他受講していると認められない場合 (3) オンデマンド配信方式 オンデマンド配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。 ① 動画への出演のほか、<u>当該動画の内容の検討については、講師が実施すること。</u> ② 動画に出演する講師がその選任を解かれた場合には、原則として、当該講師が出演していた動画を使用しないこと。ただし、当該講師が出演していた動画を使用しなければならぬ特別な事情がある場合はこの限りでない。 ③ 動画については、<u>同一の研修等の講師が全編にわたって出演する必要はなく、複数の講師が出演することも可能とするが、複数の講師で一つの動画の内容を検討した場合は、少なくともそのうちの一人は動画に出演すること。</u> ④ 動画の内容については、<u>時宜にかなう適切な内容となるよう随時見直しを行うこと。</u> ⑤ <u>講師による指導や質疑応答については、動画の視聴終了後に質問フォームが表示されるといった講師と受講者の双方向性が確保された効果的なものとする。</u> ⑥ <u>受講者の受講状況を情報通信機器のカメラ等により確認できる体制を設けること。</u> ⑦ <u>不正防止対策を図るとともに、次に掲げる場合は、当該研修等を受講したと認めないものとし、自動車整備士養成施設の教育にあつては、受講したと認めないものとした時間を教育時間数に含めないこととする。</u> (イ) 受講以外の行動をしていた場合 (ロ) 長時間離席していた場合 (ハ) 画面を見えていない場合 (ニ) 動画を早送りで再生した場合
--	---

(ホ) その他受講していると認められない場合 ⑧ <u>オンデマンド配信方式による受講が困難な者を集合させ、大型スクリーン等の設備を用いて動画を上映する方法により研修を実施することができ</u><u>る。この場合において、実施担当者が⑥から⑦に掲げる事項に相当する措置を講じるものとする。</u> 3. <u>オンデマンド配信方式によるオンライン研修への移行</u> <u>受講者の研修等受講機会の拡大及び負担軽減並びに整備事業者の業務効率化を図る観点から、以下によりオンデマンド配信方式によるオンライン研修へ段階的に移行するものとする。</u> (1) <u>オンデマンド配信方式によるオンライン研修の対象とする研修</u> <u>整備主任者研修（法令研修に限る。）及び自動車検査員研修については、オンデマンド配信方式によるオンライン研修を実施するものとし、これら以外の研修については、オンデマンド配信方式への移行は任意とする。</u> (2) <u>オンデマンド配信方式によるオンライン研修への移行時期</u> <u>(1)の対象とする研修に関し、令和8年度以前については、従前の対面による研修に加え、サテライト配信方式、ライブ配信方式又はオンデマンド配信方式のいずれかにより研修を実施することができる。</u> <u>令和9年度以降については、原則オンデマンド配信方式に限り実施するものとする。ただし、受講者の要望や地域の実情等を踏まえ、必要な回数に限り対面による研修（第2 2. (3)⑧の方法による実施を含む）又は他の方式により実施して差し支えないが、オンデマンド配信方式による受講への将来的な移行を図るため、その実施回数の削減等の措置を講じるものとする。</u> (3) <u>オンデマンド配信方式によるオンライン研修の実施方法</u> <u>オンデマンド配信方式によるオンライン研修は、自動車整備振興会が運用する研修システム又はその他地方運輸局長又は運輸支局長等が適切と判断する研修システムを利用して実施する。</u> <u>運輸支局及び自動車整備振興会は、研修の実施準備、運営、受講者管理</u>	(ホ) その他受講していると認められない場合 ⑧ <u>自動車整備士養成施設の教育は、受講の進捗状況に応じた内容及びタイミングで動画を視聴できるよう計画するなど、個々の受講者に対する理解度が一層高まるような研修等の実施に努めること。</u> (新設)
---	--

<u>等について綿密に連携し、協力して実施するものとする。</u> 第3 自動車整備士養成施設が行う教育 1. 留意事項 (1) 教育は、対面による実施が基本であって、オンラインによる実施を義務付けるものではない点に留意すること。 (2) オンラインにより<u>教育</u>を実施する場合には、次に掲げる事項について留意すること。 ① 対面により実施する場合と同等の教育水準を維持すること。 ② 受講者のなりすまし等を防止するために個人IDやパスワードの発行、その他適切な方法により、受講者の個人識別を確実に行うこと。 ③ 受講者ごとに、<u>教育</u>を受けた日時、<u>教育</u>の項目名のほか、必要となる項目を管理するなどして受講状況を確実に把握すること。 ④ <u>教育</u>を行う学科指導員又は学科指導員の<u>補助</u>を行う者が受講者の受講状況を適切に確認し得る体制を構築すること。 ⑤ その他法令の規定を遵守すること。 (第1 1. に移動)	(自動車整備士養成施設の教育のみに分割して新設) 2. 留意事項 (1) <u>研修等</u>は、対面による実施が基本であって、オンラインによる実施を義務付けるものではない点に留意すること。 (2) オンラインにより<u>研修等</u>を実施する場合には、次に掲げる事項について留意すること。 ① 対面により実施する場合と同等の教育水準を維持すること。 ② 受講者のなりすまし等を防止するために個人IDやパスワードの発行、その他適切な方法により、受講者の個人識別を確実に行うこと。 ③ 受講者ごとに、<u>研修等</u>を受けた日時、<u>研修等</u>の項目名のほか、必要となる項目を管理するなどして受講状況を確実に把握すること。 ④ <u>研修等</u>を行う講師又はその<u>補助者</u>が受講者の受講状況を適切に確認し得る体制を構築すること。 ⑤ その他法令の規定を遵守すること。 3. 配信方式 <u>オンラインにより研修等を実施する場合は、次に掲げる配信方式を採用すること。なお、次に掲げる配信方式を複数併用してオンラインによる研修等を実施することは差し支えない。</u> (1) サテライト配信方式 <u>サテライト配信方式とは、対面により講師が説明等を行う会場（以下「本会場」という。）と本会場以外の会場（以下「別会場」という。）を、情報通信機器を通して、同時に行う方式をいう。</u> (2) ライブ配信方式 <u>ライブ配信方式とは、本会場及び別会場以外の場所において、情報通信機器を通して、同時かつ双方向に研修等を行う方式をいう。</u>
--	--

2. 実施方法 「第1 2. 配信方式」に定める配信方式による<u>教育の実施方法</u>に関する留意事項については次のとおりとする。 (1) サテライト配信方式 サテライト配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。 ① 本会場には、当該<u>教育を行う学科指導員</u>を配置すること。 ② 別会場には、<u>学科指導員又は学科指導員の補助を行う者</u>を配置すること。 (削除) ③ 不正防止対策を図るとともに、受講者に不適切な行為が認められた場合には、当該<u>教育を受講したと認めないものとし、受講したと認めないものとした時間は教育時間数に含まれないこととする。</u> (2) ライブ配信方式 ライブ配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。 ① 受講者の数については、講習効果に鑑み、受講者に対する必要な指導、質疑応答、視聴状況確認等を適切に行うことが可能な人員とすること。 ② 受講者の受講状況を情報通信機器のカメラ等により確認できる体制を設けること。 ③ 不正防止対策を図るとともに、次に掲げる場合は、当該<u>教育を受講したと認めないものとし、受講したと認めないものとした時間は教育時間数に含まれないこととする。</u> (イ) 受講以外の行動をしていた	(3) オンデマンド配信方式 <u>オンデマンド配信方式とは、本会場及び別会場以外の場所において、情報通信機器を通して、動画ファイルを再生して研修等を行う方式をいう。</u> 4. 実施方法 「3. 配信方式」に定める配信方式による研修等の実施方法に関する留意事項については次のとおりとする。 (1) サテライト配信方式 サテライト配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。 ① 本会場には、当該<u>研修等に関する講師</u>を配置すること。 ② 別会場には、<u>講師の補助者を配置すること。</u> ③ 別会場の受講者の人数は、<u>講師の補助者が受講者の受講状況を認識できる人数までとする。</u> ④ 不正防止対策を図るとともに、受講者に不適切な行為が認められた場合には、当該<u>研修等を受講したと認めないものとし、自動車整備士養成施設の教育にあつては、受講したと認めないものとした時間を教育時間数に含まれないこととする。</u> (2) ライブ配信方式 ライブ配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。 ① 受講者の数については、講習効果に鑑み、受講者に対する必要な指導、質疑応答、視聴状況確認等を適切に行うことが可能な人員とすること。 ② 受講者の受講状況を情報通信機器のカメラ等により確認できる体制を設けること。 ③ 不正防止対策を図るとともに、次に掲げる場合は、当該<u>研修等を受講したと認めないものとし、自動車整備士養成施設の教育にあつては、受講したと認めないものとした時間を教育時間数に含まれないこととする。</u> (イ) 受講以外の行動をしていた (ロ) 長時間離席していた場合
---	---

(ロ) 長時間離席していた場合 (ハ) 画面を見していない場合 (ニ) 通信環境の脆弱による回線の切断等により、長時間<u>教育</u>から離脱していた場合 (ホ) その他受講していると認められない場合 (3) オンデマンド配信方式 オンデマンド配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。 ① 動画への出演のほか、当該動画の内容の検討については、<u>学科指導員</u>が実施すること。 ② 動画に出演する<u>学科指導員</u>がその選任を解かれた場合には、原則として、当該<u>学科指導員</u>が出演していた動画を使用しないこと。ただし、当該<u>学科指導員</u>が出演していた動画を使用しなければならぬ特別な事情がある場合はこの限りでない。 ③ 動画については、同一の<u>教育の学科指導員</u>が全編にわたって出演する必要はなく、複数の<u>学科指導員</u>が出演することも可能とするが、複数の<u>学科指導員</u>で一つの動画の内容を検討した場合は、少なくともそのうちの一人は動画に出演することは動画に出演すること。 ④ 動画の内容については、時宜にかなう適切な内容となるよう随時見直しを行うこと。 ⑤ 講師による指導や質疑応答については、動画の視聴終了後に質問フォームの表示又はこれに類する手法によって、<u>学科指導員</u>と受講者の双方向性が確保された効果的なものとする。 ⑥ 受講者の受講状況を情報通信機器のカメラ等により確認できる体制を設けること。 ⑦ 不正防止対策を図るとともに、次に掲げる場合は、当該<u>教育</u>を受講したと認めないものとし、受講したと認めないものとした時間は<u>教育時間</u>数に含めないこととする。 (イ) 受講以外の行動をしていた場合	(ハ) 画面を見していない場合 (ニ) 通信環境の脆弱による回線の切断等により、長時間<u>研修</u>等から離脱していた場合 (ホ) その他受講していると認められない場合 (3) オンデマンド配信方式 オンデマンド配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。 ① 動画への出演のほか、当該動画の内容の検討については、<u>講師</u>が実施すること。 ② 動画に出演する<u>講師</u>がその選任を解かれた場合には、原則として、当該<u>講師</u>が出演していた動画を使用しないこと。ただし、当該<u>講師</u>が出演していた動画を使用しなければならぬ特別な事情がある場合はこの限りでない。 ③ 動画については、同一の<u>研修等の講師</u>が全編にわたって出演する必要はなく、複数の<u>講師</u>が出演することも可能とするが、複数の<u>講師</u>で一つの動画の内容を検討した場合は、少なくともそのうちの一人は動画に出演することは動画に出演すること。 ④ 動画の内容については、時宜にかなう適切な内容となるよう随時見直しを行うこと。 ⑤ 講師による指導や質疑応答については、動画の視聴終了後に質問フォームが表示されるといった<u>講師</u>と受講者の双方向性が確保された効果的なものとする。 ⑥ 受講者の受講状況を情報通信機器のカメラ等により確認できる体制を設けること。 ⑦ 不正防止対策を図るとともに、次に掲げる場合は、当該<u>研修等</u>を受講したと認めないものとし、<u>自動車整備士養成施設の教育</u>にあっては、受講したと認めないものとした時間を<u>教育時間</u>数に含めないこととする。 (イ) 受講以外の行動をしていた場合 (ロ) 長時間離席していた場合
--	---

(ロ) 長時間離席していた場合 (ハ) 画面を見えていない場合 (ニ) 動画を早送りで再生した場合 (ホ) その他受講していると認められない場合 ⑧ 受講の進捗状況に応じた内容及びタイミン グで動画を視聴できると認められない場合	(ハ) 画面を見えていない場合 (ニ) 動画を早送りで再生した場合 (ホ) その他受講していると認められない場合 ⑧ <u>自動車整備士養成施設の教育は、受講の進捗状況に応じた内容及びタイミン グで動画を視聴できると認められない場合</u>
---	--

国 自 整 第 8 7 号
令和 8 年 6 月 2 5 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局 自動車整備課長

「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」の一部改正について

標記通達について別添新旧対照表のとおり改正したので了知されるとともに、遺漏のないよう
取り扱われたい。

「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」（令和6年3月29日付け、国自整第283号）の一部改正について

新旧対照表

（下線部分は改正部分）

新	旧
国自整第283号 令和6年3月29日 国自整第55号 令和8年6月1日 <u>国自整第87号</u> 改正 令和8年6月25日 各地方運輸局自動車交通部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 国土交通省物流・自動車局自動車整備課長 自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について 「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱い（令和6年3月29日、国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）」3. （3）に基づき車両整備管理に関する取扱いを以下の通り定める。 1. 点検整備 （略）	国自整第283号 令和6年3月29日 国自整第55号 令和8年6月1日 各地方運輸局自動車交通部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 国土交通省物流・自動車局自動車整備課長 自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について 「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱い（令和6年3月29日、国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）」3. （3）に基づき車両整備管理に関する取扱いを以下の通り定める。 1. 点検整備 （略）

2. 年次検査 (1) 法人タクシー事業者は、<u>自家用車活用事業の用に供する自家用自動車について、道路運送車両法に基づく検査（以下「継続検査等」という。）</u>に加えて、有効期間の満了する日から起算して、14 か月前から12 か月前までの間に、<u>指定自動車整備事業者、独立行政法人自動車技術総合機構又は軽自動車検査協会に当該自動車を提示し、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）に適合することの確認（以下「年次検査」という。）を受けること。</u>ただし、初めて自家用車活用事業の用に供して一年が経過する日以後初めて受ける継続検査等の日までの間は、当該自家用自動車について年次検査を行うことを要しない。	2. 年次検査 (1) 法人タクシー事業者は、<u>自家用車活用事業の用に供する自家用自動車について、道路運送車両法に基づく検査（以下「継続検査等」という。）</u>に加えて、有効期間の満了する日から起算して、14 か月前から12 か月前までの間に、<u>指定自動車整備事業者、独立行政法人自動車技術総合機構又は軽自動車検査協会に当該自動車を提示し、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）に適合することの確認（以下「年次検査」という。）を受けること。</u>ただし、初めて自家用車活用事業の用に供して一年が経過する日以後初めて受ける継続検査等の日までの間は、当該自家用自動車について年次検査を行うことを要しない。
(2) (1) の期間内において、<u>自家用車活用事業の用に供する自家用自動車</u>が継続検査等により有効期間の更新をした場合には、年次検査を実施したものとみなす。 (3) ～ (6) (略) 別添 (略)	(2) (1) の期間内において、<u>自家用車活用事業の用に供する自家用自動車</u>が継続検査等により有効期間の更新をした場合は当該自動車を自家用活用事業の用に供する他の法人タクシー事業者が実施した年次検査の結果を確認した場合には、年次検査を実施したものとみなす。 (3) ～ (6) (略) 別添 (略)

令和8年6月25日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長

指定自動車整備事業者による自家用車活用事業の用に供する自家用車及び
一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する軽自動車の年次検査の実施について

地域の自家用車や一般ドライバーを活用して行う有償運送（以下「自家用車活用事業」という。）に供する自家用車及び一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する軽自動車の車両整備管理については、「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について（令和6年3月29日付け、国自整第283号。）」及び「一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について（令和8年6月1日付け、国自整第49号。）」（以下単に「両通達」という。）において定めたところ。

両通達2.（1）において、法人タクシー事業者は、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車又は旅客を運送する自動車運送事業の用に供する軽自動車について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条に基づく検査（以下「継続検査」という。）に加えて両通達に基づく年次検査（以下単に「年次検査」という。）を行い、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）の適合性を確認することとしており、当該年次検査は、両通達2.（3）において、指定自動車整備事業者の自動車検査員又は独立行政法人自動車技術総合機構の自動車検査官（検査対象軽自動車にあつては軽自動車検査協会の軽自動車検査員）が継続検査と同じ方法により保安基準に適合するかどうか確認するものとしている。

ついては、指定自動車整備事業者における年次検査の実施に係る取扱いを別添のとおり定めたので、了知されるとともに、関係者に周知徹底し、適切かつ円滑な年次検査の実施について指導されたい。

指定自動車整備事業者における年次検査の実施に係る取扱い

- (1) 年次検査は、道路運送車両法第 94 条の5第1項前段及び第4項の規定に準じて点検及び必要な整備並びに検査を行うこととする。この場合において、同条第1項中「国土交通省令で定める技術上の基準により点検し」とあるものは、「指定自動車整備事業規則(昭和 37 年運輸省令第 49 号)第 6 条第 1 項第 1 号の基準により点検し」と、「保安基準適合証及び保安基準適合標章(第 16 条第 1 項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第 69 条第4項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、保安基準適合証)」とあるものは、「年次検査合格証」とそれぞれ読み替えて適用するものとする。なお、年次検査合格証の交付については、依頼者に電子メールにより送付等することができることとする。
- (2) 年次検査合格証の様式は、別紙様式とする。
- (3) 指定自動車整備事業者は、年次検査を行った場合、道路運送車両法第 94 条の6(第1項第5号を除く)の規定に準じ、指定整備記録簿に当該年次検査に関する事項を記載し、その記載の日から2年間保存すること。この場合において、指定整備記録簿の備考欄に年次検査である旨を記載することとする。
- (4) その他の年次検査に係る指定自動車整備事業者に係る取扱い等については、「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)(令和2年4月1日付け、国自整第 353 号)」別添 1(第 3 及び第 4 に限る。)、別添 3(第 3、第 4 及び第 5 に限る。) 及び別添 6(第 2 に限る。) 並びに「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について(平成 18 年3月2日付け、国自整第 126 号)」に準じるものとする。
- (5) 道路運送車両法第 94 条の8第 1 項の規定による行政処分を受け、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の停止の期間においては、当該事業場において年次検査を行うことはできないこととする。

以上

指定自動車整備事業者における 年次検査について

令和8年6月
物流・自動車局
自動車整備課



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

年次検査とは

- ◆ 自家用車活用事業の用に供する自家用車及び旅客を運送する自動車運送事業の用に供する軽自動車は、継続検査に加えて、有効期間の満了する日から起算して、14か月前から12か月前までの間に、「年次検査」を受け、保安基準に適合することを確認する必要があります。
- ◆ 年次検査は、最寄りの自動車技術総合機構・軽自動車検査協会にて実施されるほか、指定自動車整備事業者も実施できます。

自家用車活用事業とは

- ◆ 日本版ライドシェアと呼ばれる、地域交通の「担い手」「移動の足」不足解消のため、令和6年3月から開始されたタクシー事業者の管理の下で、自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービスです。

年次検査のフロー

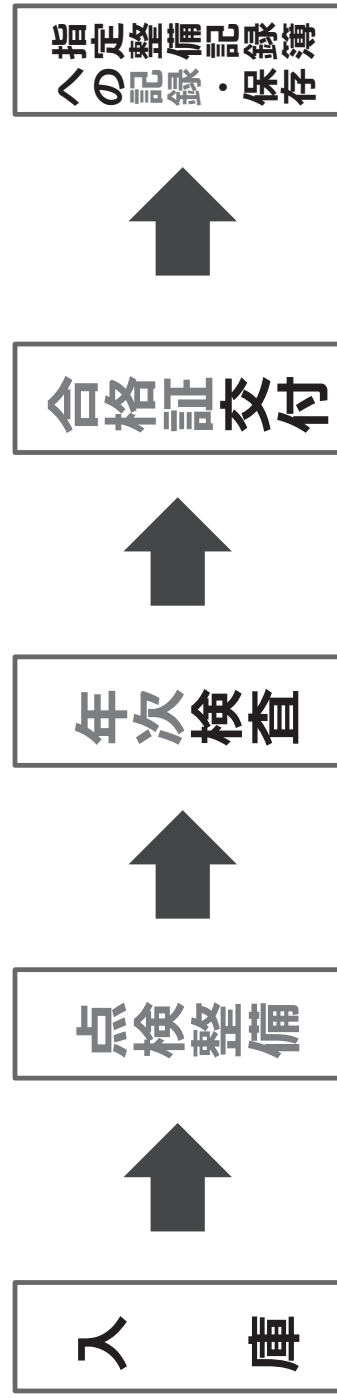
指定自動車整備事業者における年次検査のフロー

◆ 継続検査と同様の流れで、年次検査を行います。

◆ 年次検査の内容は、継続検査と同じです。

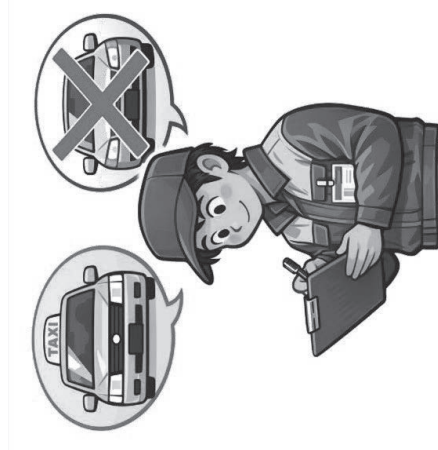
※ただし、依頼者に交付するものが異なります。

※指定整備記録簿に年次検査の記録を行ってください。



※赤字の部分が継続検査と少し違います。

- ◆ 点検整備は、事業用自動車の項目を使用してください。
- ◆ 検査に合格すれば、年次検査合格証を交付してください。
- ◆ 指定整備記録簿の備考に「年次検査」の旨を記載してください。



FAQ①

Q. 年次検査の実施には、事前に届出等の手続きが必要ですか。

A. 指定自動車整備事業者であれば、必要ありません。

Q. 年次検査は指定をされていない認証工場でもできますか。

A. 指定工場のみが実施できます。認証工場は点検整備を行い、自動車技術総合機構又は軽自動車検査協会にて年次検査を受けることは可能です。

Q. 年次検査は自動車検査員以外の者が実施できますか。

A. 自動車検査員のみが年次検査を実施できます。

Q. 訪問特定整備で年次検査は可能ですか。

A. 指定整備と同様、自事業場にて点検整備及び検査を行う必要があります。

FAQ②

Q. 検査前の点検項目はどれですか。

A. タクシーと同じ、自動車点検基準の別表第3
(事業用自動車等の定期点検基準)、シビアコンディション、
特殊な構造及び装置に関する点検となります。

Q. 年次検査に伴い行う点検整備は指定整備の扱いになりますか。

A. 年次検査に伴う点検整備は、指定整備とは法的な位置づけが
異なりますが、その実施方法等は指定整備に準じて行う必要
があります。

Q. 年次検査の料金はどのように設定するのですか。

A. 工数などから各社で適正な料金を設定してください。
また、事前に料金を提示するなど依頼者との間でトラブルと
ならないように注意してください。

FAQ③

Q. 年次検査の車両がOBD検査対象の場合は、OBD検査を実施するのですか。

A. 指定整備時と同じく、自事業場で検査機器として届出している検査用スキャンツールを用いてOBD検査モードで検査します。

Q. 年次検査に合格しなかった場合はどうするのですか。

A. 継続検査と同様に基準不適合箇所を整備し、再度年次検査を行ってください。

Q. 年次検査に係る指定整備記録簿の保存期間は何年ですか。

A. 指定整備記録簿と同じ2年間です。

FAQ④

Q. 自社の業務システムが、年次検査に対応していないので指定整備記録簿が保存できません。

A. 紙での保存でも構いません。

Q. 年次検査合格証は紙で交付するのですか。

A. 紙の合格証を交付するほか、PDF化したものを電子メールで送付すること等の電磁的方法で送信することも可能です。

Q. 年次検査合格証はどのように用意するのですか。

A. 国土交通省のホームページにて、年次検査合格証の様式を掲載していますので、ご活用ください。

Q. 年次検査合格証には何を記載するのですか。

A. 様式を定めていますので、その様式の項目を埋めてください

FAQ⑤

Q. 年次検査において違反をした場合の処分はどうなりますか。

A. 自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について（平成18年3月2日付け、国自整第126号） に準じて扱われます。

Q. 年次検査合格証は、だれに交付するのか。

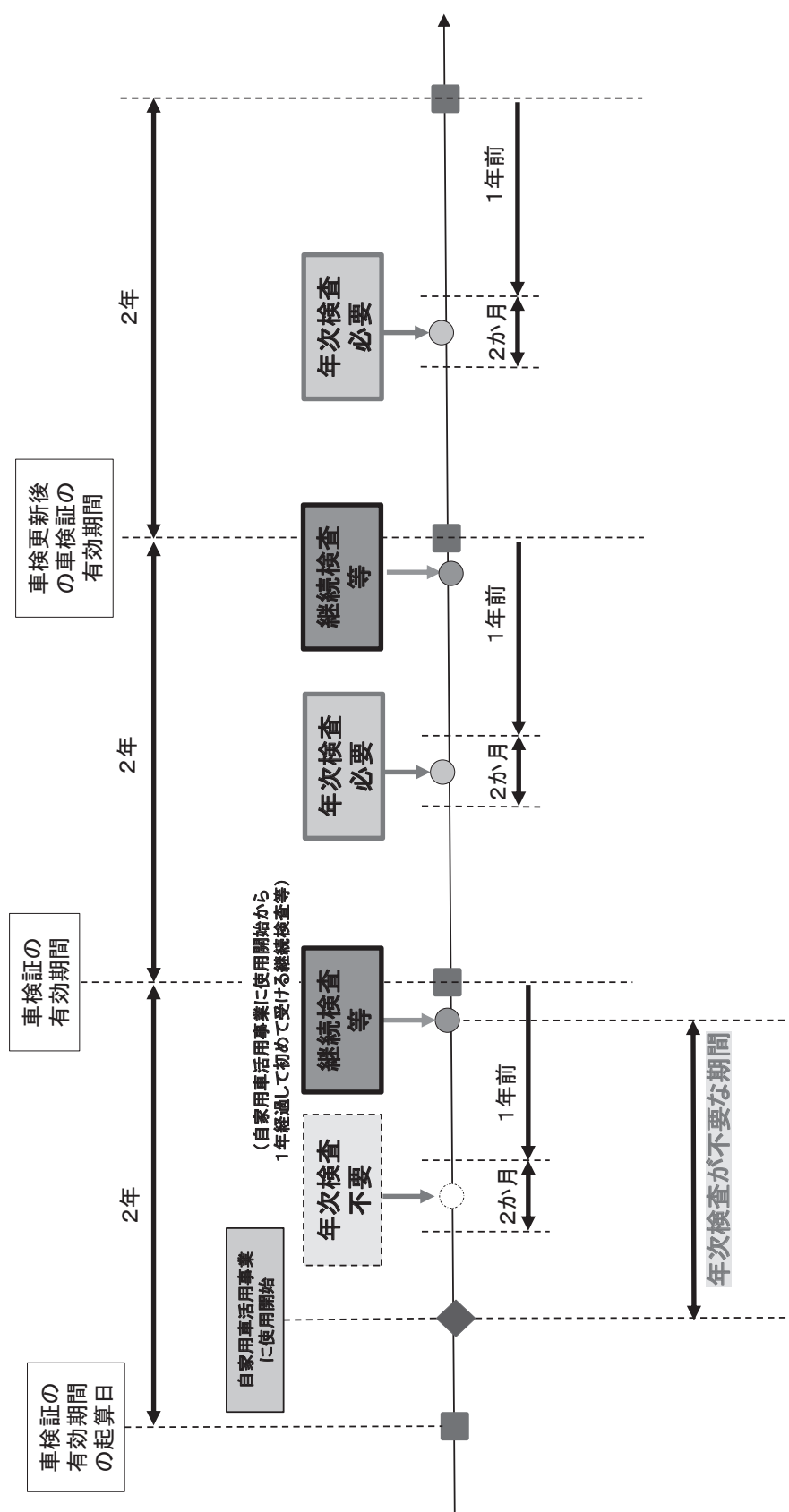
A. 年次検査合格証は依頼者に交付してください。

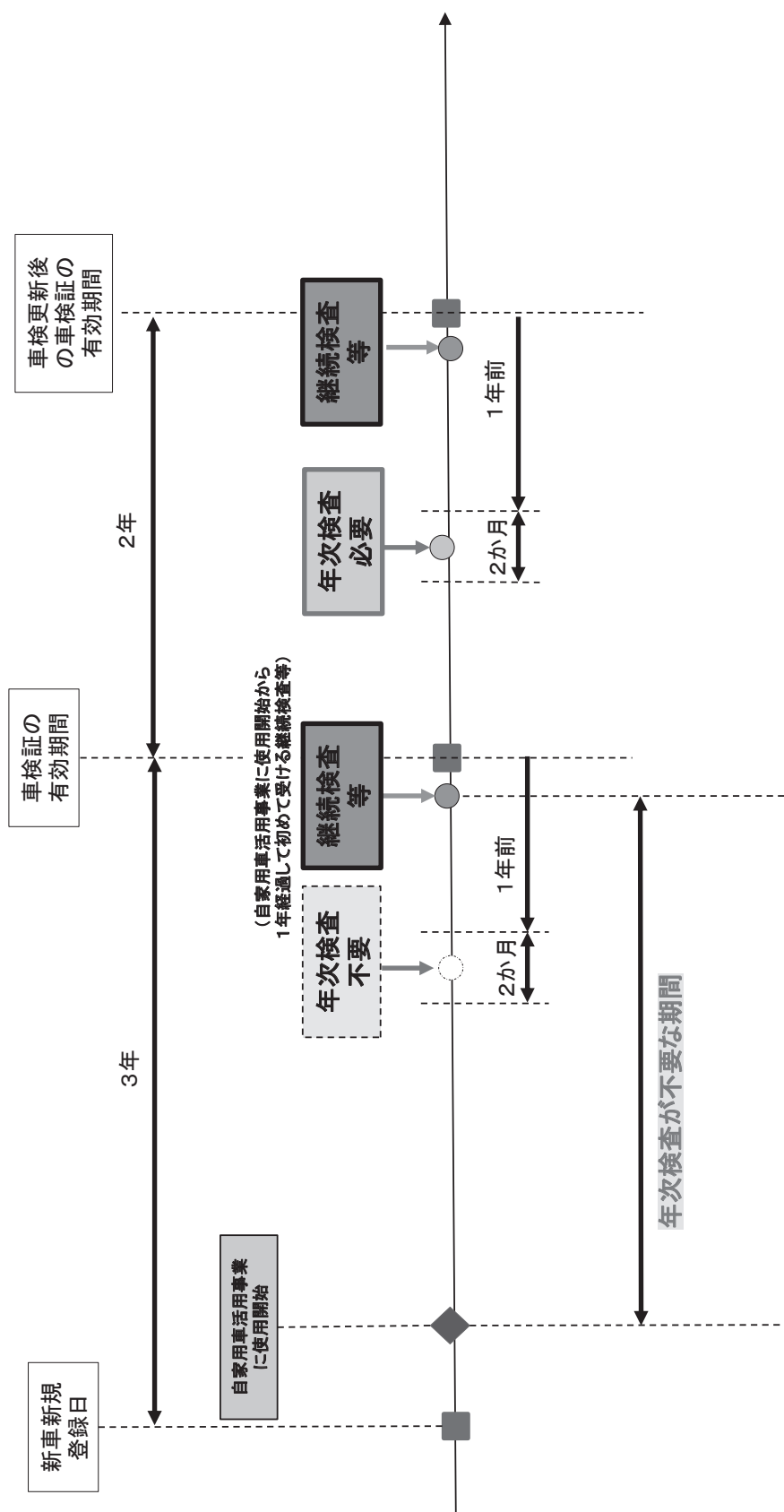
Q. 法人タクシー事業者から年次検査合格証だけほしいと依頼があったが、点検整備や検査をせずに交付して良いか。

A. 交付できません。

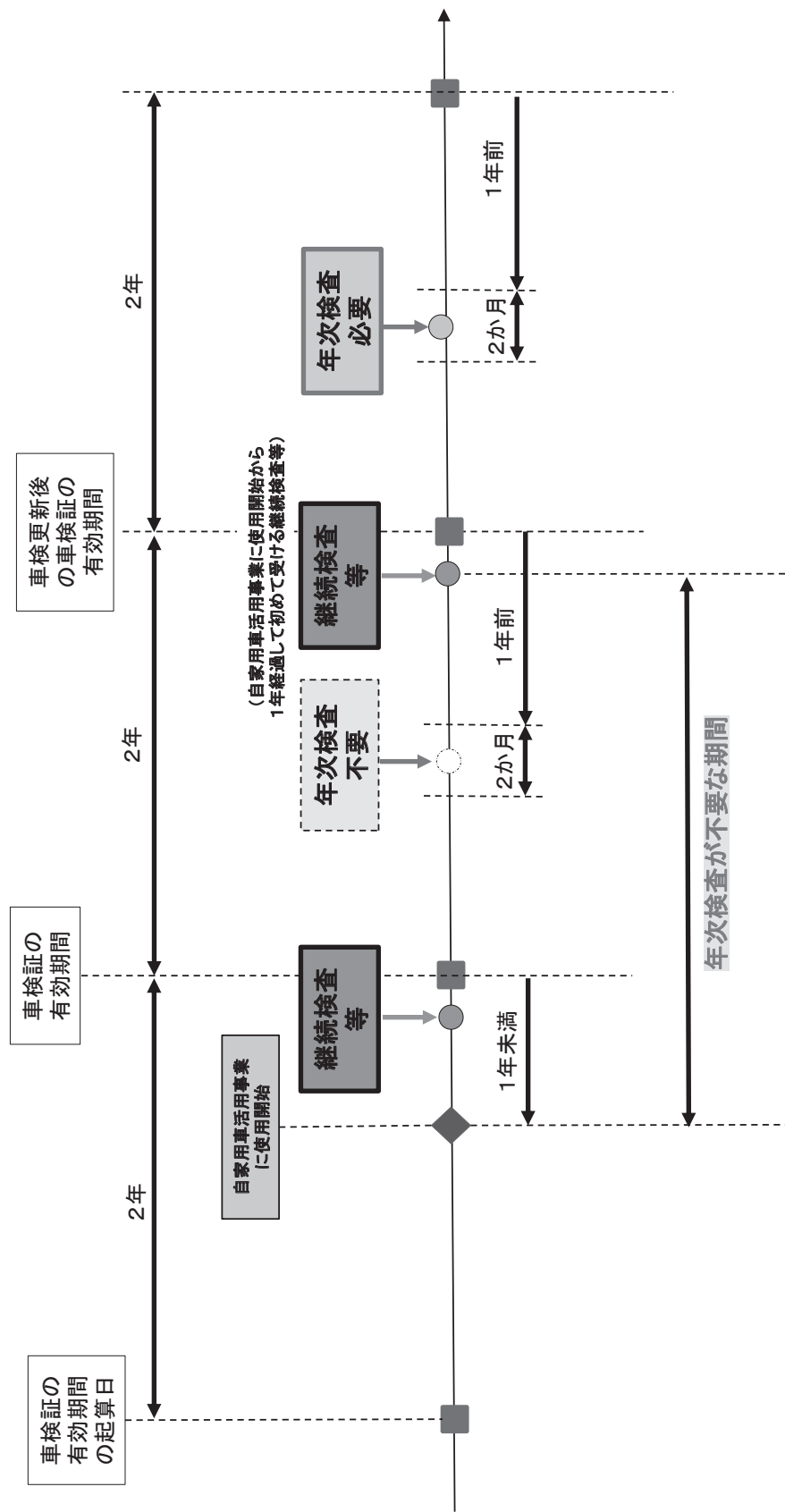
Q. 自家用車活用事業の用に供する自家用車に係る年次検査の時期について、教えてほしい。

A. 次のページに自家用車活用事業に使用開始する時期ごとに図に示していますので、参考にしてください。





自家用車活用事業に使用開始から車検まで1年未満



令和8年7月28日

物流・自動車局

自動車整備課

令和8年度予算スキャンツール補助事業を開始します！

～自動車の電子装置の故障探求をサポートする整備機器の導入等を支援します～

国土交通省は、自動車整備技術の高度化を図り、自動車の事故防止を推進するため、自動車整備事業者に対してスキャンツールの導入等を支援します。

1. 申請期間

令和8年8月7日（金）10:00 ～ 令和9年1月29日（金）17:00（先着順※1）

※1 予算がなくなり次第終了。

2. 補助対象事業者

自動車整備事業者※2

※2 電子制御装置整備の認証を受けていない事業者にあつては、今後認証を申請予定である者に限る。

3. 補助概要

- (1) 一定の要件を満たすスキャンツールを購入する経費の一部を補助
(補助率：1/3または1/4※3、1事業場あたりの補助上限額：30万円)

※3 OBD検査のみ対応のスキャンツールは1/4

- (2) スキャンツール利活用のための研修の受講費の一部を補助
(補助率：1/3、1事業場あたりの補助上限額：2万円)

注) 令和8年4月1日以降にスキャンツール等を購入または研修を受講した費用が補助対象になります。

4. 申請方法及び問い合わせ先

補助対象機器・研修、公募要領、申請様式など補助事業に関する詳細につきましては、下記枠内の補助事務執行団体のホームページをご覧ください。
ご不明な点等あれば、同枠内の補助事務執行団体のコールセンターへご相談ください。

TOPPAN株式会社（補助事務執行団体）

ホームページ：<https://hogo-zoushin.jp/r8/>

コールセンター：03-4446-4346（9時～18時（平日のみ、年末年始を除く））

注1）申請の受付は令和8年8月7日 10時より開始します。

注2）書類の記載方法など申請に関することは、こちらにお問い合わせください。

5. その他

予算に達し公募を終了する場合、上記ホームページにてお知らせします。

【問い合わせ先】（注：申請に関するお問い合わせは、上記のコールセンターをご利用ください。）

国土交通省 物流・自動車局 自動車整備課 齊藤、高橋

代表：03-5253-8111（内線：42425）、直通：03-5253-8599

自動車のかじ取り車輪の 「横すべり量の例外的取扱い車両一覧表」 を関東運輸局ホームページに掲載します

自動車のかじ取り車輪の「横すべり量の例外的取扱い車両一覧表」については、日本自動車輸入組合及び一般社団法人日本自動車工業会が年2回更新し、国土交通省自動車局審査・リコール課に提出しているものです。

（「横すべり量の例外的取扱い車両一覧表」の一部抜粋）

横すべり量の例外的取扱い車両一覧表（アルファロメオ）

車名	型式	通称名	決裁番号	年月日	キャンバ	キャスタ	トーイン	前輪懸架方式	横滑り量(許容値)	備考
アルファロメオ	ABA-93922	159	国自審第2089号	平成20年3月4日	-35°±18'	4°15'±18'	-8°±4' (-2mm±1mm)	ダブルウィッシュボーン式	アウト:4.0±5.0mm	基本仕様
					-1°1'±18'		-7°±4' (-2mm±1mm)			スポーツ仕様
アルファロメオ	ABA-93922S	Brera / Spider	国自審第2175号	平成20年3月18日	-34°±18'	4°15'±18'	-8°±4' (-2mm±1mm)	ダブルウィッシュボーン式	アウト:4.0±5.0mm	
アルファロメオ	ABA-93932	159	国自審第2175号	平成20年3月18日	-35°±18'	4°15'±18'	-8°±4' (-2mm±1mm)	ダブルウィッシュボーン式	アウト:4.0±5.0mm	基本仕様
					-38°±18'		-7°±4' (-2mm±1mm)			スポーツ仕様
アルファロメオ	ABA-93932S	Brera / Spider	国自審第2175号	平成20年3月18日	-26°±18'	4°15'±18'	-8°±4' (-2mm±1mm)	ダブルウィッシュボーン式	アウト:4.0±5.0mm	
アルファロメオ	ABA-92047	8C	国自審第1521号	平成21年1月13日	-50°±18'	4°00'±18'	-8°±4' (-2mm±1mm)	ダブルウィッシュボーン式	アウト:4.0±5.0mm	

検査にあたっては、サイドスリップ・テストを用いて計測した横すべり量が、「横すべり量の例外的取扱い車両一覧表」に記載されている横すべり量の範囲内であれば、保安基準に適合しているものとして取り扱って差し支えないものと定められています。

例年、研修資料に一覧表を掲載しておりましたが、誌面の都合や要望を受け、今後は、関東運輸局ホームページに掲載することにより、いつでも最新データを閲覧できるようにしました。

関東運輸局トップページ (<https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/index.html>) → 自動車の検査・登録 → 自動車のかじ取り車輪の「横すべり量の例外的取扱い車両一覧表」 をご確認ください。



関東運輸局について

情報公開

各種手続

試験・免許

入札総合情報

採用情報

行政処分

交通アクセス



△ 重要なお知らせ

△ 災害・防災情報

△ 東京運輸支局耐震工事に伴う利用者へのお知らせ

△ 工事等に伴う支局・事務所から来庁者の皆様へのお知らせ



公共交通の維持・活性化



観光



環境・物流



バリアフリー等



鉄道



バス・タクシー・トラック等



自動車の検査・登録・整備



船舶の検査、登録・測度、油賠法



海運・船舶・船員



輸送の安全



防災・危機管理



データ・統計

関東運輸局 > 自動車の検査・登録・整備

自動車検査・登録・整備

お知らせ

[自動車登録について](#)

[自動車検査について](#)

[点検・整備について](#)

自動車検査について

印刷用ページ

- ▶ 自動車の検査手続き
- ▶ 管内運輸支局・事務所所在地一覧
- ▶ 車検予約
- ▶ 街頭検査の概要
- ▶ 自動車のリコール対策
- ▶ 基準緩和
- ▶ 自動運転
- ▶ 自動車のかじ取り車輪の「横すべり量の例外的取扱い一覧表」(令和8年5月1日付) [PDF](#) [Excel](#)
- ▶ その他

独立行政法人自動車技術総合機構 審査事務規程の一部改正について

本研修資料では、独立行政法人自動車技術総合機構
審査事務規程の一部改正の概要を掲載いたします。

審査事務規程の全文及び新旧対照表につきましては、
独立行政法人自動車技術総合機構のホームページ
(<https://www.naltec.go.jp/>) にて公開されておりますの
で、適宜ご活用下さい。



－ 審査事務規程の一部改正について（第 66 次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 7 年 9 月 30 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - 走行距離計の精度要件が規定されたことに伴い、走行距離計の精度に関する審査方法等を規定します。[6-110、7-110、8-110]
 - 国土交通省において、適用時期を統合することとされたことに伴い、適用関係の整理に係る規定を改正します。[6-9 他]
2. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先
〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課
電話 03-5363-3441（代表）
FAX 03-5363-3347

審査事務規程（交通研部分）等の一部改正について

1. 改正概要

- ◆ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴い、「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号）等について一部改正を行う。

1. 「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号） 別添 1（試験規程（TRIAS））の新規追加及び一部改正を行う。

(1) 細目告示に新たに採用された協定規則に対応した TRIAS の新規追加（1 項目）

- ① TRIAS 08-R177-01 システム出力測定法 （協定規則第 177 号）

(2) 細目告示に既に採用されている協定規則に対応した TRIAS の新規追加（1 項目）

- ① TRIAS 11-R171-01 運転支援システム試験（協定規則第 171 号）

(3) 細目告示に既に採用されている協定規則の改訂に伴う一部改正（16 項目）

- ① TRIAS 11-R079-04 かじ取装置試験（協定規則第 79 号）
② TRIAS 11(2)-R161-01 施錠装置試験（協定規則第 161 号）
③ TRIAS 11(2)-R162-01 イモビライザ試験（協定規則第 162 号）
④ TRIAS 12-R013-05 トラック、バス及びトレーラの制動装置試験（協定規則第 13 号）
⑤ TRIAS 12-R152-04 乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置試験（協定規則第 152 号）
⑥ TRIAS 17(2)-R010-02 電磁両立性試験（協定規則第 10 号）
⑦ TRIAS 17(2)-R100(1)-05 高電圧からの乗員保護試験（協定規則第 100 号（車両））
⑧ TRIAS 17(2)-R100(2)-03 高電圧からの乗員保護試験（協定規則第 100 号（単品））
⑨ TRIAS 32-J052R048-06 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験
⑩ TRIAS 32-R149-02 照射灯火試験（協定規則第 149 号（前照灯））
⑪ TRIAS 33-R149-02 照射灯火試験（協定規則第 149 号（前部霧灯））
⑫ TRIAS 33(2)-R149-02 照射灯火試験（協定規則第 149 号（側方照射灯））
⑬ TRIAS 43(5)-R163-01 盗難発生警報装置試験（協定規則第 163 号）
⑭ TRIAS 43(7)-R138-03 車両接近通報装置試験（協定規則第 138 号）
⑮ TRIAS 46-J088R039-03 速度計試験
⑯ TRIAS 48(2)-J089-03 運行記録計試験

(4) 誤記修正等（11 項目）

① TRIAS 17(2)-R135-01	ポール側面衝突後の高電圧からの乗員保護試験（協定規則第 135 号）
② TRIAS 17(2)-R153-02	電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の後面衝突時における高電圧からの乗員保護（協定規則第 153 号）
③ TRIAS 34-R148-02	信号灯火試験（協定規則第 148 号（車幅灯））
④ TRIAS 34(2)-R148-02	信号灯火試験（協定規則第 148 号（前部上側端灯））
⑤ TRIAS 37-R148-02	信号灯火試験（協定規則第 148 号（尾灯））
⑥ TRIAS 37(3)-R148-02	信号灯火試験（協定規則第 148 号（駐車灯））
⑦ TRIAS 37(4)-R148-02	信号灯火試験（協定規則第 148 号（後部上側端灯））
⑧ TRIAS 39-R148-02	信号灯火試験（協定規則第 148 号（制動灯））
⑨ TRIAS 41-R148-02	信号灯火試験（協定規則第 148 号（方向指示器））
⑩ TRIAS 44(2)-J129-01	後方視界看視装置試験
⑪ TRIAS 48-J123-02	作動状態記録装置試験

2. 「審査事務規程」別表 1（添付書面一覧）について、認証業務の合理化の一環として実施された「自動車型式認証実施要領（国土交通省通達）」等の改正に伴い、以下のとおり改正する。

（1）単品認可証の提出省略

灯火等の取付に係る認可証の提出があれば、灯火等の単品の認可証の提出を省略できる旨の改正を行う。

（2）技術基準適合証明書の活用

ワイパーやウォッシャー液等に係る基準適合性審査に係る提出書面について、型式指定を受けた経験を有する申請者に限り、試験成績書の代わりに技術基準適合証明書とすることができる旨の改正を行う。

2. 関連する法令等

- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示
（令和 6 年 9 月 20 日国土交通省告示第 1172 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示
（令和 7 年 6 月 17 日国土交通省告示第 469 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令
（令和 7 年 9 月 26 日国土交通省令第 92 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示
（令和 7 年 9 月 26 日国土交通省告示第 897 号）

3. 施行日

施行日 令和 7 年 10 月 31 日

－ 審査事務規程の一部改正について（第 68 次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 8 年 1 月 5 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - OBD 検査の対象装置について、令和 8 年 9 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車又は多仕様自動車に順次追加される以下の装置が新たに加えられたことに伴い、当該装置に係る特定 DTC が記録されていた場合保安基準に適合しない旨規定します。[1-3、9-13]
 - ・ 車線逸脱警報装置
 - ・ 側方衝突警報装置
 - ・ ペダル踏み間違い時加速抑制装置
2. 国土交通省から「完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて（依命通達）」（令和 7 年 12 月 12 日付け国自整第 181 号）が発出されたことに伴い審査の実施方法を規定します。[4-7]
3. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課
電話 03-5363-3441（代表）
FAX 03-5363-3347

交通安全環境研究所における規程・実施要領等の改正について

1. 背景

道路運送車両法関係手数料規則の一部改正(令和 7 年国土交通省令第 21 号)、自動車型式認証実施要領の一部改正(令和 7 年国自審第 2867 号)、並びに型式指定申請を行おうとする者から保安基準適合性に関して様々な相談を受け付ける相談窓口の設置等に伴い、下記の規程・実施要領等を改正する。

2. 内容

2-1. 道路運送車両法関係手数料規則の改正

実費を勘案して審査手数料が改正されたことを受け、交通安全環境研究所における規程・実施要領等について所要の改正を行う。

- ・ 認証手数料収納等取扱要領（平成 28 年所長通達第 3 号）
- ・ 自動車等の先行受託試験実施要領（平成 28 年所長通達第 1 号）
- ・ 自動車の先進安全技術の性能評価試験等実施要領（平成 30 年所長通達第 3 号）
- ・ 共通構造部（IWVTA）型式証明審査実施要領（平成 31 年所長通達第 2 号）
- ・ 型式指定申請に係る技術的検証実施要領（平成 28 年所長通達第 15 号）
- ・ 車両及び装置型式指定試験成績書の発行に関する取扱規程（平成 28 年規程第 30 号）
- ・ 試験結果を活用する外国の自動車試験機関の指定に関する規約（平成 28 年規程第 28 号）
- ・ 認証手数料マニュアル（平成 28 年事務連絡）

2-2. 自動車型式認証実施要領改正に伴う審査事務規程等改正

認証業務の合理化の一環として実施された「自動車型式認証実施要領」等の改正に伴い、以下の関連文書についても所要の改正を行う。

- ・ 審査事務規程（平成 28 年規程第 2 号）※下記①および②に関係
- ・ 認証手数料マニュアル（平成 28 年事務連絡）※下記①および③に関係

◆改正内容の概要：

① 最小回転半径の試験成績書提出等に係る見直し

設計値に基づく計算書の提出があれば、試験成績書の提出を省略できる旨の改正を行う。

② 構造基準等適合検討書及び指導基準適合検討書の見直し

構造基準等及び指導基準に適合する旨の宣誓書提出があれば、各検討書の提出を省略できる旨の改正を行う。

③ 認可証再活用時の確認手数料について見直し

特定の条件下において、自動車型式指定申請または既指定自動車型式指定申請時に提出済みの認可証を活用する場合には、認可証確認に係る審査手数料を徴収しない旨の改正を行う。

2-3. 相談窓口設置

自動車メーカー等に対して諸規制に係る技術的な助言を行い、型式指定審査を円滑に受けることができるよう、型式指定申請を行おうとする者から保安基準適合性に関して様々な相談を受け付ける窓口を交通安全環境研究所自動車認証審査部（管理班）に設置する。上記を踏まえ、相談対応取扱規程、相談対応実施要領を制定する。

- ・ 相談対応取扱規程（令和 7 年規程第 25 号）
- ・ 相談対応実施要領（令和 7 年所長通達第 6 号）
- ・ 審査関係連絡事項（平成 28 年事務連絡）

2-4. 再審査発生時における保安基準への適合性の再確認

過去に実施した審査では不十分な場合に実施する再審査において、現行、公式試験に係る手数料のみを徴収しているが、これに加え、社内試験など書面確認に係る手数料も徴収するよう見直しを行う。

- ・ 型式指定申請に係る技術的検証実施要領（平成 28 年所長通達第 15 号）

3. 関連する法令等

- ・ 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正
（令和 7 年 3 月 31 日国土交通省令第 21 号）
- ・ 自動車型式認証実施要領の一部改正
（令和 7 年 3 月 31 日国自審第 2867 号）

4. 施行日

令和 8 年 1 月 1 日

以上

審査事務規程（交通研部分）等の一部改正について

1. 背景

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）の一部改正、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）の一部改正、並びに装置型式指定実施要領（依命通達）（平成 10 年 11 月 12 日自技第 215 号等）の一部改正に伴い、下記の規程・実施要領等を改正する。併せて、その他所要の改正を行う。

2. 内容

2-1. 「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号）等の改正

国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 196 回会合において、「緊急車線維持システムに係る協定規則（第 178 号）」が新たに採択されたほか、「シート、シートアンカー及びヘッドレストに係る協定規則（第 17 号）」等の改訂が採択されたことに伴い、以下のとおり改正を行う。

（1）「審査事務規程」別添 1（試験規程（TRIAS））の新規追加及び一部改正等を行う。

・細目告示に新たに採用された協定規則に対応した TRIAS の新規追加（2 項目）

- ① TRIAS 11-R178-01 緊急車線維持装置試験（協定規則第 178 号）
- ② TRIAS 20-R126-01 仕切り装置試験（協定規則第 126 号）

・細目告示に既に採用されている協定規則の改訂に伴う一部改正（11 項目）

- ① TRIAS 08-R175-02 ペダル踏み間違い時加速抑制装置（ACPE）（協定規則第 175 号）
- ② TRIAS 09-R142-02 自動車に取り付けられる空気入ゴムタイヤ試験（協定規則第 142 号）
- ③ TRIAS 11-R079-04 かじ取装置試験（協定規則第 79 号）
- ④ TRIAS 12-R013-06 トラック、バス及びトレーラの制動装置試験（協定規則第 13 号）
- ⑤ TRIAS 12-R131-03 衝突被害軽減制動制御装置試験（協定規則第 131 号）
- ⑥ TRIAS 12-R152-04 乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置試験（協定規則第 152 号）
- ⑦ TRIAS 22-R017(1)-05 座席及び座席取付装置試験（協定規則第 17 号（乗用等））
- ⑧ TRIAS 22(3)-R0173-02 座席ベルト試験（協定規則第 173 号（車両））
- ⑨ TRIAS 22(3)-R0174-02 シートベルトリマインダー試験（協定規則第 174 号）
- ⑩ TRIAS 30-R041-04 二輪自動車の騒音試験（協定規則第 41 号）
- ⑪ TRIAS 48-R157-02 自動車線維持システム（協定規則第 157 号）

・誤記修正等（４項目）

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| ① TRIAS 31-J041(1)-02 | 重量車排出ガス試験（JE05 モード） |
| ② TRIAS 31-J041(4)-04 | ディーゼル重量車排出ガス試験（WHDC モード） |
| ③ TRIAS 43(7)-R138-03 | 車両接近通報装置試験（協定規則第 138 号） |
| ④ TRIAS 99-015-01 | 原動機車載出力試験（ディーゼル機関） |

（２）「審査事務規程」第 2 章（自動車の型式の指定等に係る審査の実施方法）について、検査対象外軽自動車等の一部装置について審査対象に加える。

（３）「審査事務規程」別表 2（外国の試験機関）について、中国の試験機関（CATARC）に対して試験項目の追加を行う。

（４）「認証審査手数料収納等取扱要領」（平成 28 年 4 月 1 日 所長通達第 3 号）について、道路運送車両法関係手数料規則の改正に伴い、上記（１）の試験項目の追加に応じた試験費用額を定める改正を行う。

2-2. 「審査関係連絡事項」（平成 28 年 4 月 1 日 自交審第 36 号）の改正

認証業務の合理化の一環として実施された自動車型式認証実施要領等の改正に伴い、以下のとおり改正を行う。

・車わく強度計算書の提出省略

保安基準適合を証する書面のうち、認証申請時に不要とされる車わく強度計算書について、提出を省略できる旨の改正を行う。

2-3. 「自動車等の先行受託試験取扱規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 29 号）等の改正

1958 協定に加盟していない国向けの認証車両に対して、テストレポート発行が可能となるよう下記の規程・実施要領を改正する。

- ・「自動車等の先行受託試験取扱規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 29 号）
- ・「自動車等の先行受託試験取扱要領」（平成 28 年 4 月 1 日 所長通達第 1 号）
- ・「車両及び装置型式指定試験成績書の発行に関する取扱規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 30 号）

2-4. 「認証審査手数料マニュアル」（令和 7 年 12 月 24 日 自交審第 1004 号）の改正

能力基準適合証明書の交付を受けている者が、能力の基準に適合することを証する書面の記載事項に重大な変更を加えようとする場合の審査において、国及び独立行政法人自動車技術総合機構は当該変更部分のみの審査（部分審査）を行うこととして自動車の特定改造等の許可に関する省令の改正が行われたことに伴い、これに応じた手数料額の改訂を行う。

3. 関連する法令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令
(令和 8 年 1 月 9 日国土交通省令第 1 号)
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示
(令和 8 年 1 月 9 日国土交通省告示第 8 号)
- ・ 自動車型式認証実施要領
(令和 7 年 3 月 31 日国自審第 2867 号)
- ・ 装置型式指定実施要領
(令和 8 年 1 月 9 日国自審第 2150 号)

4. 施行日

令和 8 年 2 月 3 日

以上

自動車技術総合機構からのお知らせ

年次検査事務取扱規程の制定について

法人タクシー事業者による交通サービスを補完するため、地域の自家用車や一般ドライバーを活用した有償運送事業（以下、「自家用車活用事業」という。）に供される自動車については、道路運送車両法に基づく検査に加え、直近の継続検査等の日から起算して11か月が経過する日から12か月が経過するまでの間に道路運送車両の保安基準（以下、「保安基準」という。）への適合性を確認する年次検査を受検することが求められています。また、年次検査の実施方法については、指定自動車整備工場の自動車検査員又は独立行政法人自動車技術総合機構の自動車検査官、検査対象軽自動車においては軽自動車検査協会の軽自動車検査員が継続検査と同じ方法により保安基準に適合するかどうか確認することとなっております。

今般、これを受け、自家用車活用事業に供される自動車の保安基準適合性の確認（年次検査）に関する必要な事項を独立行政法人自動車技術総合機構年次検査事務取扱規程（令和8年2月9日付け規程第34号）として新たに定めました。

○独立行政法人自動車技術総合機構年次検査事務取扱規程
（令和8年2月9日付規程第34号）

<https://www.naltec.go.jp/publication/regulation/hbh5ss0000002c0r-att/15ss5i000000047i.pdf>

○年次検査に係るFAQはこちら

<https://www.naltec.go.jp/faq/hbh5ss0000000rkv-att/a1772089893847.pdf>

○自家用車活用事業に関する情報はこちら（※国土交通省HP）

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr3_000051.html

本件についてのお問い合わせは、以下までお願いいたします。
自動車技術総合機構 企画部企画課 （TEL:03-5363-3441）



独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

審査事務規程（交通研部分）の一部改正について

1. 背景

道路運送車両法の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）の一部改正（令和 8 年国土交通省令第 9 号）、道路運送車両の保安基準第五十八条の三第一項に規定する国土交通大臣が定める自動車及び第四項に規定する国土交通大臣の行う認定に関し必要な事項を定める告示の制定（令和 8 年国土交通省告示第 279 号）等に伴い、下記の規程等を改正する。

2. 内容

（１）「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号）

- ① 審査の実施方法の見直し
審査の実施方法に道路運送車両の保安基準第 58 条の 3 の規定による自動車の認定要領（以下「認定要領」という。）を追加する改正を行う。
- ② 審査結果の通知方法の見直し
認定要領に基づき国土交通大臣への審査結果の通知方法を追加する改正を行う。

（２）「審査関係連絡事項」（平成 28 年 4 月 1 日 自交審第 36 号）

- ① 用語の定義の見直し
用語の定義に認定要領を追加する改正を行う。
- ② 審査に係る書面関係の見直し
認定要領に基づく書面の提出日を追加する改正を行う。

（３）「自動車等の先行受託試験実施要領」（平成 28 年 4 月 1 日 所長通達第 1 号）

先行受託試験期間契約に係る誤記修正を行う。

3. 関連する法令等

- ・道路運送車両の保安基準及び道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令
(令和 8 年 2 月 16 日国土交通省令第 9 号)
- ・道路運送車両の保安基準第五十八条の三第一項に規定する国土交通大臣が定める自動車及び
第四項に規定する国土交通大臣の行う認定に関し必要な事項を定める告示
(令和 8 年 2 月 16 日国土交通省告示第 279 号)
- ・道路運送車両の保安基準第 58 条の 3 の規定による自動車の認定要領 (依命通達)
(令和 8 年 2 月 16 日国自審第 2560 号)

4. 施行日

令和 8 年 3 月 2 日

以上

－ 審査事務規程の一部改正について（第 72 次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 8 年 4 月 1 日（一部の規定は令和 8 年 10 月 1 日）から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - 乗車定員 10 人未満の乗用自動車及び車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車には、協定規則第 178 号の技術的要件に適合する緊急車線維持装置を備えなければならないこととされたことに伴い、審査方法等を規定します。[6-13 の 2 他]
 - その他、細目告示等の改正に応じた所要の改正を行います。
2. 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 58 条の 3 及びこれに基づく告示等の制定に伴う改正 [4-26 他]

米国で製作された自動車のうち告示で定めるものについて、国土交通大臣の認定を受けた場合には、保安基準及びこれに基づく告示であって当該自動車ごとに指定されたものに適合するものとみなすこととされたことに伴い、当該自動車の審査方法等を規定します。
3. 改造自動車届出制度の見直し [4-13 他]

同一型式内に設定されている装置や一般に流通している自動車部品を用いた改造であって一定の条件を満たすものについては、一定の安全性が確保されているものとして改造自動車の届出対象から除外し、審査方法を「事前書面審査＋現車審査」から「現車審査のみ」に移行します。

また、改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合しオンライン届出を可能とする等、届出手続きの効率化を図ります。
4. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課
電話 03-5363-3441（代表）
FAX 03-5363-3347

改造自動車届出制度の見直しについて

改造自動車届出制度に関し次のとおり取扱いを見直し、令和8年10月1日から適用することとしたのでお知らせします。

- 同一型式内に設定されている装置や一般に流通している自動車部品を用いた改造であって一定の条件を満たすものについては、一定の安全性が確保されているものとして改造自動車の届出対象から除外し、審査方法を「事前書面審査＋現車審査」から「現車審査のみ」に移行します。
- 改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合しオンライン届出を可能とする等、届出手続きの効率化を図ります。

改造自動車の届出対象の見直し

次に該当する改造は、改造自動車の届出対象から除外します。

- ◆指定自動車等の改造であって、同一の型式（OEM車等を含む。）内に設定されている装置（許容限度が明確な自動車にあっては許容限度が当該自動車と同一又は大きい類別区分番号に設定されているものに限る。）を、取付方法等を変更することなく用いたもの〔動力伝達装置、走行装置、緩衝装置又は連結装置の改造に限る。〕
- ◆乗車定員が9人以下の乗用自動車又は車両総重量が3.5トン以下の貨物自動車の改造であって、自動車の製作を業とする者、自動車の装置の製作を業とする者又は自動車部品の製作を業とする者により製作された一般に流通している自動車部品を、取付方法等を変更することなく用いたもの〔緩衝装置の改造に限る。〕

新規検査等届出制度との統合

改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合し、改造自動車の審査についても新規検査等書面審査要領により実施します。

また、これに伴い、届出書等の提出先を当該改造自動車の新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等（代表届出の場合にあっては地方検査部又は沖縄事務所）とするとともに、改造自動車審査結果通知書の交付を廃止します。

新規検査等書面審査要領



改造自動車審査要領

新規検査等書面審査要領
改正後は改造自動車の審査についても
新規検査等書面審査要領により実施

※ 詳細については、当機構のWebサイトに掲載している審査事務規程別添2「新規検査等書面審査要領」をご参照ください。



独立行政法人
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

揭示期限 令和9年3月31日

審査事務規程（交通研部分）等の一部改正について

改正概要

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴い、「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号）等について一部改正を行う。

1. 「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号）等の改正

国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）第 197 回会合（以下「WP. 29 第 197 回会合」という。）において、「側面保護装置に係る協定規則（第 73 号）」が日本の保安基準に取り込まれることとなったほか、「プログラム等改変システムに係る協定規則（第 156 号）」等の改訂が採択されたことに伴い、以下のとおり改正を行う。

(1) 細目告示に新たに採用された協定規則に対応した TRIAS の新規追加（4 項目）

- ① TRIAS 11(2)-R062-01 二輪自動車等の施錠装置試験（協定規則第 62 号）
概要：デジタルキーが UN 規則で容認されたことによる UN 規則の採用
- ② TRIAS 18(2)-R073(1)-00 側面保護装置試験（協定規則第 73 号）
概要：巻き込み防止装置に係る規則の新設
- ③ TRIAS 18(2)-R073(2)-00 側面保護装置取付装置試験（協定規則第 73 号）
概要：同上
- ④ TRIAS 40(2)-R148-01 信号灯火試験（協定規則第 148 号（車両後退表示投影装置））
概要：後退表示投影装置に係る規則の新設

(2) 細目告示に既に採用されている協定規則の改訂に伴う一部改正（15 項目）

- ① TRIAS 08-J041(3)-02 電気重量車電力消費率試験（JH25 モード）
概要：電気重量車の一充電走行距離を定速から JH25 モードを活用した方法に改正
- ② TRIAS 11-R079-04 かじ取装置試験（協定規則第 79 号）
概要：自動命令型操舵機能（ACSF）機能について、同等の基準としてみなされる UN-R171（DCAS）のシリーズの明確化
- ③ TRIAS 12-R131-03 トラック及びバスの衝突被害軽減制動制御装置試験（協定規則第 131 号）
概要：一部の実車試験をバーチャルテストで代替可能となるよう改正

- ④ TRIAS 17-R134(1)-03 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験(協定規則第 134 号)
概要: 燃料充填口の形状について ISO 規格への準拠要件の追加
- ⑤ TRIAS 17-R134(4)-02 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験(圧縮水素貯蔵システム)(協定規則第 134 号)
概要: 圧縮水素タンクに装備義務のあった安全弁の取付位置を圧縮水素供給システム全体に装備可能となる要件の緩和
- ⑥ TRIAS 17-R134(5)-02 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験(圧縮水素貯蔵システム附属品)(協定規則第 134 号)
概要: 上記に伴う提出書面の整理
- ⑦ TRIAS 17(2)-R156-02 プログラム等改変システム試験(協定規則第 156 号(同規則の規則 7.2.に限る))
概要: 型式指定審査におけるプログラム等識別番号(RXASWIN)の要件を追加
- ⑧ TRIAS 21-R176-01 視界アシスタント試験(協定規則第 176 号)
概要: バッテリー失陥時におけるメモリー機能要件を除外
- ⑨ TRIAS 32-J052R048-06 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験
概要: 後退表示投影装置を新設
- ⑩ TRIAS 32-R149-02 照射灯火試験(協定規則第 149 号(前照灯))
概要: 文書表現の見直し
- ⑪ TRIAS 33(3)-R148-02 信号灯火試験(協定規則第 148 号(低速走行時照射灯))
概要: 低速走行時側方照射灯が後方取付も認められたことによる名称変更
- ⑫ TRIAS 44-R046(1)-03 後写鏡等試験(協定規則第 46 号)
概要: 基準の明確化
- ⑬ TRIAS 44-R046(1-2)-03 後写鏡等試験 ミラー以外の間接視界装置(協定規則第 46 号)
概要: 補助視界確認装置の外装の曲率半径要件を追加
- ⑭ TRIAS 44-R046(2)-04 後写鏡等及び後写鏡等取付装置試験(協定規則第 46 号)
概要: 同上
- ⑮ TRIAS 99-R156-02 プログラム等改変業務管理システム試験(協定規則第 156 号(同規則の規則 7.1.に限る))
概要: ソフトウェアマネジメントシステム審査におけるプログラム等識別番号(RXSWIN)の要件を追加
- (3) 誤記修正等(4 項目)
- ① TRIAS 12-R152-04 乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置試験(協定規則第 152 号)
- ② TRIAS 22-R017(1)-05 座席及び座席取付装置試験(協定規則第 17 号(乗用等))
- ③ TRIAS 43(7)-R138-03 車両接近通報装置試験(協定規則第 138 号)
- ④ TRIAS 44(2)-J130-01 後方視界看視装置取付装置等試験

(4)．「審査事務規程」別表 2（外国の試験機関）について、試験機関（DEKRA）に対して新たな試験項目の追加を行う。

2．「車両及び装置型式指定試験成績書の発行に関する取扱規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 30 号）の改正

WP. 29 第 197 回会合において、新たに日本において採択されることとなった協定規則の追加を行う。

3．「認証審査手数料収納等取扱要領」（平成 28 年 4 月 1 日 所長通達第 3 号）の改正
道路運送車両法関係手数料規則の改正に伴い、試験費用額を定める改正を行う。

4．関連する法令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令
（令和 8 年 6 月 4 日国土交通省令第 59 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示
（令和 8 年 6 月 4 日国土交通省告示第 671 号）

5．施行日

令和 8 年 6 月 30 日

以上

IV. 整備業界を取り巻く情勢

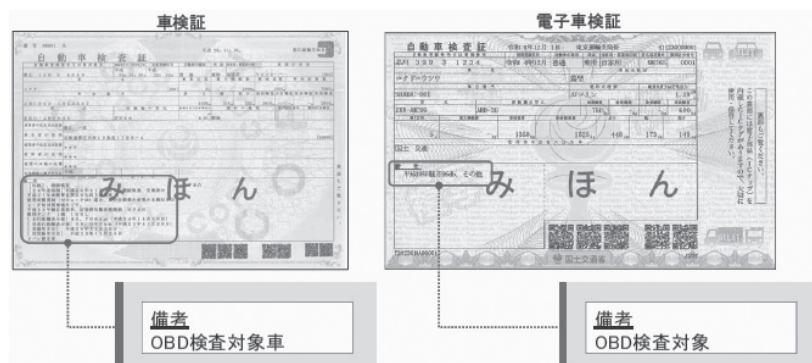
Ⅳ. 整備業界を取り巻く情勢

1. OBD 検査等

(1) OBD 点検と OBD 検査（OBD 確認）の違い

OBD 点検		OBD 検査（OBD 確認）
令和 3 年10月 1 日	開始時期	令和 6 年10月 1 日 (輸入車：令和 7 年10月 1 日)
1 年ごとの点検時 	実施時期	検査（車検）時
対象装置（警告灯）を備える車両 (大特、被牽引車、二輪車を除く)	対象車両	令和 3 年10月 1 日以降の新型車 (輸入車は令和 4 年10月 1 日の新型車) (大特、被牽引車、二輪車を除く)
①原動機 ②制動装置 ③アンチロックブレーキシステム (ABS) ④エアバッグ ⑤衝突被害軽減制動制御装置 (AEBS) ⑥自動命令型操舵機能 ⑦自動運行装置	対象装置	①かじ取り装置 ②アンチロックブレーキシステム (ABS) ③横滑り防止装置 (ESC) ④車両安定性制御装置 (EVSC) ⑤ブレーキ・アシスト・システム (BAS) ⑥衝突被害軽減制動制御装置 (AEBS) ⑦排出ガス発散防止装置 ⑧電力により作動する原動機を有する自動車に備える車両接近通報装置 (AVAS) ⑨自動運行装置
・整備用スキャンツールを用いて点検 又は識別表示（警告灯）を用いて目視による点検（メーカーの指示がある場合はその方法）	実施内容	・検査用スキャンツールを用いて OBD 確認 ・国の検査場又は軽自動車検査場にて OBD 検査を受検
整備要領書等に基づき必要な整備を実施	要整備となった場合の対応	整備要領書に基づき整備実施後、再度 OBD 確認又は検査場にて再受検

(2) OBD 検査対象車両について



以下の場合には OBD 検査対象車両であっても OBD 検査不要と判定されます。

- ・検査日が型式指定年月日から 2 年を経過していない
- ・検査日が初度登録年月又は初度検査年の前月の末日から起算して10カ月を経過していない

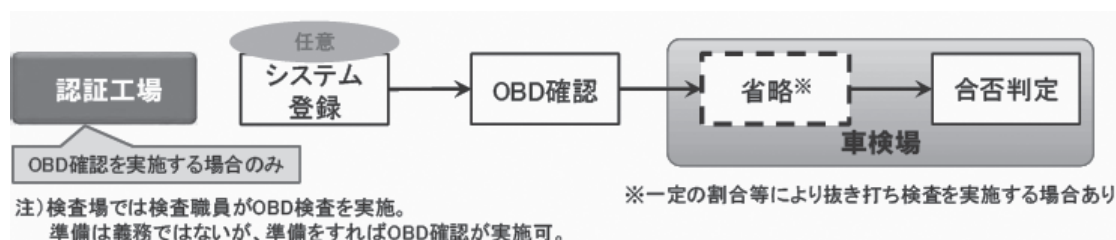
(3) OBD 確認について

認証工場においては OBD 確認の実施義務はありません。

OBD 検査が必要な車両に対し、整備工場で OBD 確認を行って特定 DTC が確認されなかった場合は、持込検査の際に原則 OBD 検査は省略されます。

なお、自動車技術総合機構が運営する OBD 検査システムを利用して OBD 確認を実施するためには、機器等を備えてシステム利用登録をするなどの事前準備が必要です。

【認証工場における OBD 確認の主な流れ】



【指定工場における OBD 検査の主な流れ】



(4) OBD 検査システムの利用に関する準備について

【事業場で準備が必用となるもの】



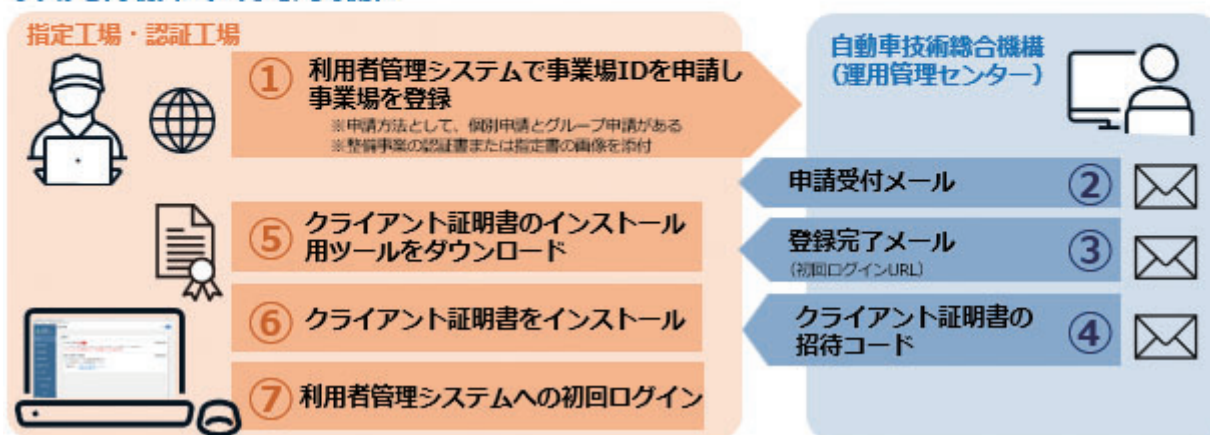
※検査用スキャンツールは、検査用の機種が必要です。また、整備用スキャンツールと兼用可能な機種は、ソフトウェアの更新等が必要です。

機種の確認は、日本自動車機械工具協会のホームページを参照してください。

(5) OBD 検査システムを利用するには（事業場 ID 申請）

OBD検査システムを利用するには、事業場IDの利用申請が必要です。
指定・認証工場が事業場IDを申請する場合は、利用者管理システムでメールアドレス等の事業場情報を登録します。
事業場ID申請が完了した後、運用管理センターから申請者宛に、登録完了およびクライアント証明書の招待コードのメールを送付します。申請者は、送付されたメールに従い、クライアント証明書をインストールした後、利用者管理システムに初回ログインします。

システムの初回ログインまでの流れ



(6) OBD 検査の運用状況（OBD 検査モニタリング会合資料一部抜粋）

① OBD 検査の対象型式、対象台数、検査台数

1. OBD検査対象型式

1,481型式（1月末時点） 詳細は【参考資料1】参照

2. OBD検査対象台数

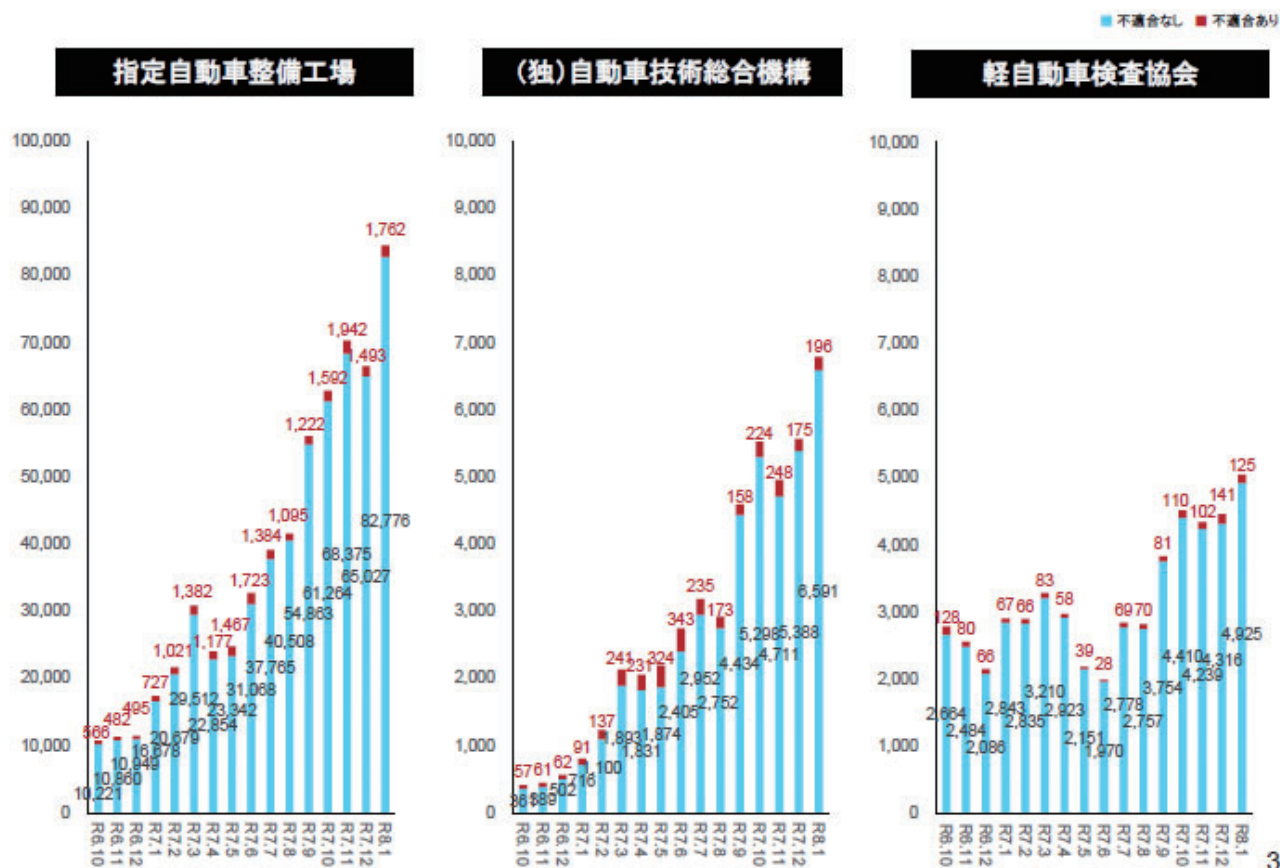
約604万台（1月末時点）
（内訳）登録自動車:4,168,712台、軽自動車:1,866,783台

3. OBD検査実績

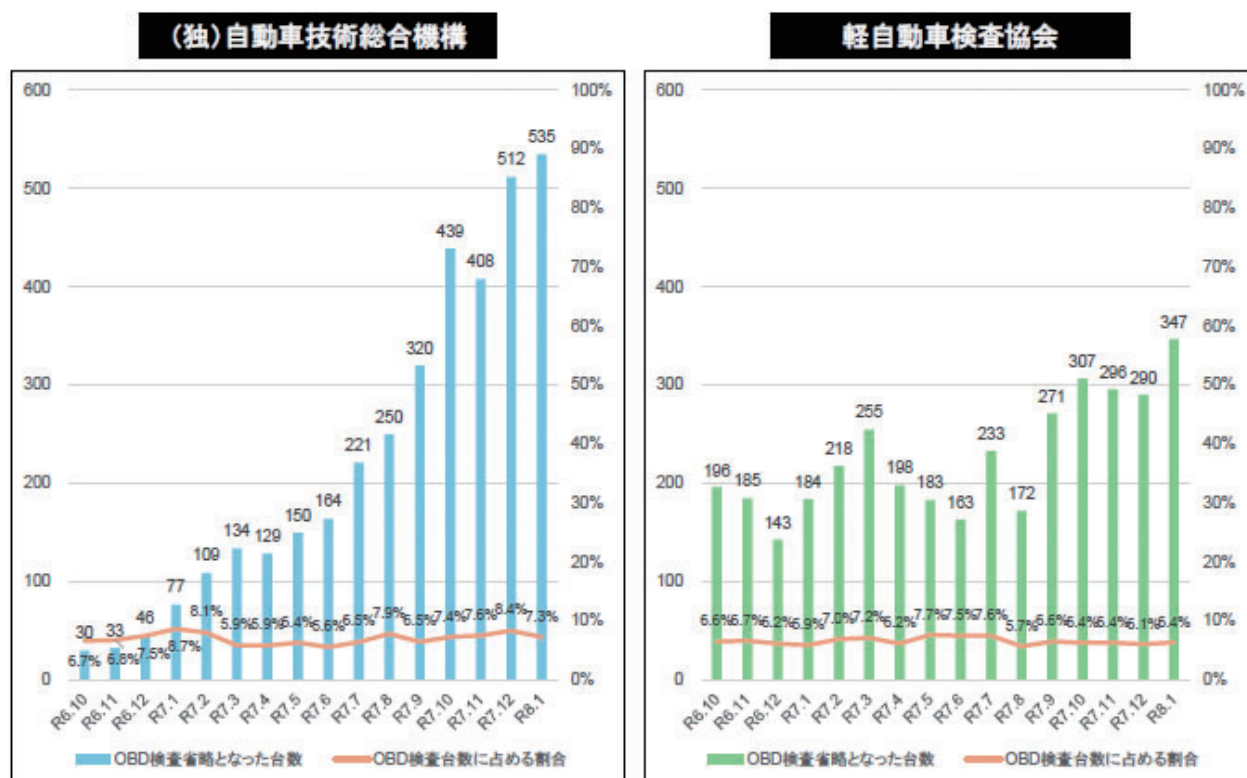
704,082台（令和6年10月1日～令和8年1月31日）

検査実施主体	検査台数			不適合あり率 (%)
	計	不適合なし	不適合あり	
指定自動車整備工場	606,271	586,741	19,530	3.2
(独)自動車技術総合機構	46,153	43,197	2,956	6.4
軽自動車検査協会	51,658	50,345	1,313	2.5
計	704,082	680,283	23,799	3.4

② OBD 検査台数の推移（月間）



③ OBD 検査省略台数の推移（月間）



④指定自動車整備工場における主な不適合要因

不適合台数			
	前四半期 (R7.10.1～R7.12.31)	今期 (R8.1.1～R8.1.31)	(参考)直近1年間 (R6.10.1～R7.9.30)
排出ガス系不適合			
電圧不足	380 (0.2%)	175 (0.2%)	469 (0.1%)
警告灯信号	42 (0.0%)	21 (0.0%)	44 (0.0%)
レディネスコードなし	1,730 (0.9%)	652 (0.8%)	4,052 (1.3%)
通信不成立	1,518 (0.8%)	599 (0.7%)	3,188 (1.0%)
特定DTC	44 (0.0%)	22 (0.0%)	48 (0.0%)
安全系不適合			
特定DTC	2,772 (1.4%)	873 (1.0%)	8,028 (2.5%)

※括弧内はOBD実施検査台数に対する各不適合要因の割合を示す。(小数点第2位を四捨五入)

注1 各期間における累積値である。

注2 整備工場のOBD検査結果は「OBD検査結果参照システム」のためのデータベースを使用し不適合要因を累計可能である一方、(独)自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会のOBD検査結果は、これに存在しないため、現状、同様の累計はできない。

注3 同一の車両で複数の不適合箇所があったものは、それぞれ1台とカウントしているため、「3. OBD検査実績」の「不適合あり」の台数とは一致しない。

(補足)

- 排出ガス系の不適合要因のうち「警告灯信号」及び「特定DTC」以外のものはOBD検査の準備が適切に整っていなかったことが原因であった可能性がある。(即ち、正しい方法で再実施した場合には適合したものと考えられる)
 - 電圧不足 バッテリー機能が低下した状態で、エンジンを始動せず実施した可能性など
 - レディネスコードなし DTC消去後、レディネスコードが記録される前に検査を実施した可能性など
 - 通信不成立 VCIの差し込み不足又はECUの電源異常の可能性など
- 安全系の不適合については、整備の過程において記録された特定DTCが、整備後に消去されないまま検出された可能性がある。

⑤モニタリングの評価（令和6年10月1日～令和8年1月31日）

(総論) 引き続き、重大な問題は発生しておらず、順調に運用されている。

OBD検査台数

- 令和7年5月以降、人気車種が初回車検の時期を迎えたことにより、OBD検査実施台数は大きく増加。(参考: 本格運用開始後(R6.10～)の検査実施台数 登録車 44.2万台、軽自動車 26.1万台)
- 令和7年10月からOBD検査が開始された輸入車は、検査実績が754台と少なく、現時点での分析は難しいことから、引き続き状況を注視する。

不適合

- 令和8年1月1日～1月31日のOBD検査「不適合あり」の台数の割合は2.1%であった。(参考: 令和7年10月1日～令和7年12月31日 2.5%)
- 排出ガス系の不適合については、「レディネスコードなし」(652台)、「通信不成立」(599台)が引き続き散見されているが、OBD検査全体に対する不適合の割合は1%未満であり、減少傾向となっている。
 - 「レディネスコードなし」の推定原因としては、DTC消去後、レディネスコードが記録される前に検査を実施したことが考えられる。
→レディネスコードの記録に所定の時間がかかる車種について、自動車メーカーより周知済み。
 - 「通信不成立」の推定原因としては、検査準備のミス(VCIの差し込みが不十分、原動機を始動していない等)、車両情報の誤入力(燃料の種類を誤入力(例:EVを誤って「ガソリン」と入力)等)が考えられる。
- 安全系の不適合(873台)については、制動装置関係や各センサ・システムとの通信異常・途絶などが引き続き検出されているが、OBD検査台数に対する割合は減少傾向となっている。

⑥ OBD 検査対象装置の拡大について

- 運転支援技術等は日々進化しており、OBD検査対象装置の範囲もアップデートが必要
- 今般新たに国連基準が策定されたものについて、OBD検査の対象装置として追加※1

OBD検査対象装置一覧

	装置名	OBD検査対象車※2	OBD検査開始時期※2
1	排出ガス等発散防止装置	令和3年10月以降の新型車	開始済
2	アンチロックブレーキシステム (ABS)		
3	横滑り防止装置 (ESC/EVSC)		
4	自動ブレーキ (AEB/AEBS)		
5	ブレーキアシストシステム (BAS)		
6	車両接近通報装置		
7	運行補助機能		
8	自動運行装置		
9	車線逸脱警報装置	令和8年9月以降の新型車	令和11年9月
10	側方衝突警報装置		
11	ペダル踏み間違い時加速抑制装置 (ACPE)	令和10年9月以降の新型車	令和13年9月
12	緊急時車線維持装置 (ELKS)	令和14年9月以降の新型車	令和17年9月

(注) : 今回追加

※1 「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示」(令和8年1月9日公布)により追加
 ※2 輸入車に対するOBD検査の適用及び検査開始日は、それぞれ1年後

⑦ 検査コースでの OBD 検査省略について

検査コースでの省略

- 認証工場が受検前に『OBD確認』で **適合** を確認してきた受検車両は、
原則、検査コースでのOBD検査を省略します。 ※検査職員が省略すべきでない判断する場合を除きます。

- 省略の可否は、OBD検査用サーバが保存されている記録から **自動判定** し、
 検査担当者に伝えます。



省略がされないケース

※替え玉受検の防止等が目的

よって、OBD確認で適合だったことを証明する何かを持参する必要はありません。



一定の抜き取り率でOBD検査用サーバが『検査が必要』と自動判定したものは、省略しません



※次のものは、OBD検査用サーバが「OBD確認の結果が正確でない可能性があるため『検査必要』と自動判定するため、省略なりません。

- ・読み取ったECUに記録されたVINと車検証情報が異なる場合
- ・レディネスコードの基準が適用される車両のレディネスコードが1つしか完了していない場合
- ・使用したスキャンツールが認定検査用スキャンツールであることの確認ができなかった場合

特に、使用したスキャンツールが認定されたバージョン
 をしっかり確認してください。

⑧ OBD 検査システムのメール認証方式への移行について

● OBD検査システムのメール認証への移行とスケジュールについて

- 現在のOBD検査システムへログインするための認証方式は「ID/パスワード+クライアント証明書」であるが、**令和9年(2027年)2月(予定)から「ID/パスワード+メール認証」へ移行**します。(クライアント証明書を廃止)

対象となるシステムは、以下のとおりです。

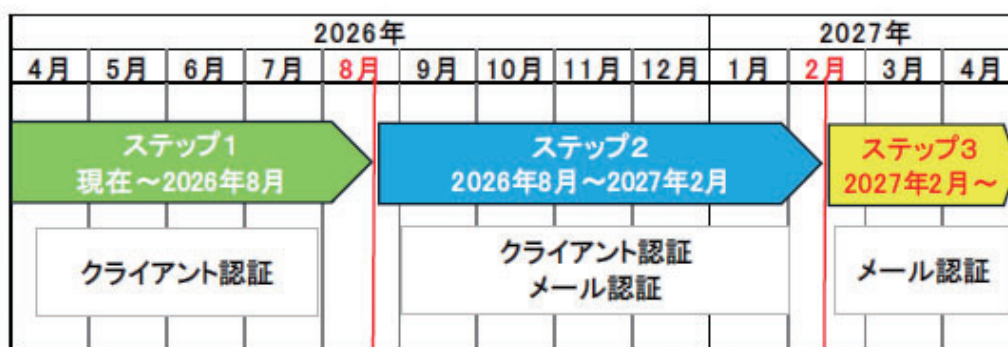
- ・特定DTC照会アプリ
- ・利用者管理システム
- ・OBD検査結果参照システム
- ・審査用技術情報登録システム

- 認証方式の移行にあたっては、システム利用者様の準備や周知が必要なため、段階的に進めていきます。

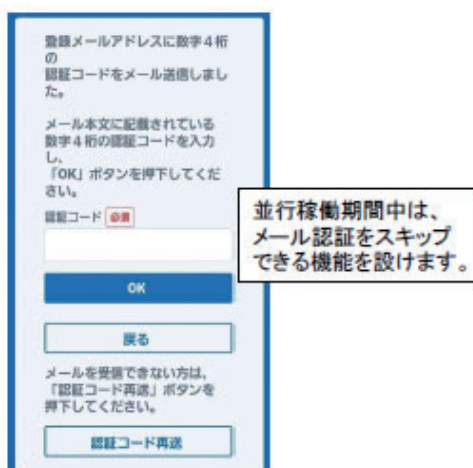
ステップ1: クライアント証明(現行)の認証方式

ステップ2: メール認証方式(スキップ可)を追加して並行稼働

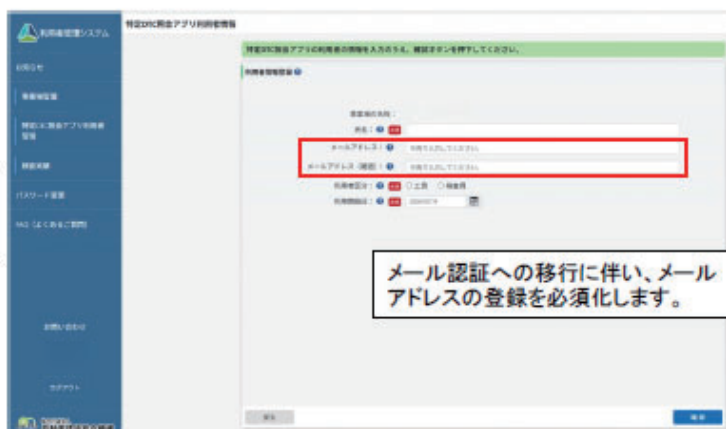
ステップ3: メール認証方式の本格運用



- 各システムのログイン画面でID/パスワードを認証した後、「認証コード」を入力する画面が表示します。登録されているメールアドレスに送信された「認証コード」を入力することで本人確認が行われ、各システムを利用することができます。(参考1)
- メール認証で使用するメールアドレスは、「利用者管理システム」で登録されたメールアドレスを使用します。現在、特定DTC照会アプリ利用者のメールアドレス登録は任意となっているが、メール認証方式への移行に伴い、次回システム改修よりメールアドレスの登録を必須化します。(参考2)
- 並行稼働期間中(2026年8月～2027年2月)は、「認証コード」の入力をスキップできる機能を設けます。



(参考1) 特定DTC照会アプリ【Android】のメール認証画面



(参考2) 特定DTC照会アプリ利用者登録画面

OBD検査コールセンター

電話番号：0570-022-574（通話料有料）

対応時間：9時00分～17時00分（12月29日から1月3日を除く）



<https://www.obd.naltec.go.jp/>



冒頭に自動音声ガイダンスが流れます。お問い合わせの内容にしたがって以下のボタンを押してください。

- 【1】事業場ID申請、メール認証、メールアドレス登録関係
- 【2】Soliton KeyManager（ソリトン・キーマネージャー）、クライアント証明書、特定DTC照会アプリのインストール関係
- 【3】事業場の追加・変更、利用者（工員・検査員）の登録・変更等、利用者管理システムの操作方法関係
- 【4】特定DTC照会アプリ、OBD検査結果参照システムの操作方法関係
- 【5】その他、OBD検査に関するお問い合わせ

※ ボタンを押してもガイダンスの選択ができない場合には、お持ちの電話機の「＊」「トーン」等のボタン押し、プッシュトーンへ切り替えた後に操作を行ってください。

《ご注意》

申請状況等のお問い合わせにつきましては、以下の情報をお聞きます。事前にご準備いただけますようお願いいたします。

※申請された方ご本人によりお問い合わせください。

＜初回ログイン済でない方＞ クライアント証明書を間違えてインストールしてしまいシステムにアクセスできないなど。

1. 申請ID（申請受付メールに記載されています。）または事業場ID（登録完了メールに記載されています。）
2. 統括管理責任者名または管理責任者名（申請時に入力された方のお名前）
3. 指定番号または認証番号（グループ申請の場合はグループ管理者の電話番号または所在地）

＜初回ログイン済の方＞

1. 事業場ID（ログインする方のユーザーIDの頭の数字7桁です。事業場ID申請の登録完了時に送信したメールにも記載されています。）
2. 統括管理責任者名または管理責任者名（利用者管理システムに登録された方のお名前）
3. 指定番号または認証番号（グループ管理者の場合はグループ管理者の電話番号または所在地）

2. 自動車整備事業に関する Q&A

I. 点検整備関係

Q 1：特定整備とは何ですか。

A 1：従来までの「分解整備」と令和2年4月の法改正に伴い追加された「電子制御装置整備」を総称した整備を「特定整備」といいます。

なお、「特定整備」を行った場合は、特定整備記録簿を作成し、その写しを使用者に交付する必要があります。

- ・ 分解整備：原動機、動力伝達装置、走行装置、かじ取り装置、制動装置、緩衝装置、連結装置を取り外して行う自動車の整備又は改造
- ・ 電子制御装置整備：運行補助装置の取付位置若しくは取付角度の変更又は機能の調整を行う自動車の整備又は改造、自動運行装置の作動に影響を及ぼすおそれがある自動車の整備又は改造

自動車特定整備制度の概要は、以下の国土交通省ホームページをご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr_9_000016.html

Q 2：特定整備について、電子制御装置整備対象外の車両に衝突被害軽減ブレーキ等、電子制御装置対象の車両と同じ装置が装備されている場合、特定整備記録簿の発行は必要ですか。

A 2：必要ありません。

Q 3：点検整備記録簿（特定整備記録）をスキャンし、電子データとして保存することはできますか。

A 3：可能です。（本書139頁参考1 参照）

Q 4：整備主任者が行う業務とは何ですか。

A 4：「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備主任者制度等の取扱いについて」（平成10年11月19日付け自技第232号、自整第177号）に以下の業務が例示されています。

特定整備を行う場合の整備主任者の保安基準適合義務及び特定整備記録簿の記載に関する事項を統括管理するために行う業務の例は以下のとおりとする。

- （1）特定整備後のできばえ確認業務
- （2）特定整備の作業管理に関する業務
- （3）特定整備記録簿の記載及び保存に関する業務

※ 特定整備記録簿は2年間の保存義務があります。

Q 5：OBD点検について、16ピン（OBDⅡ）以前の車両を点検するにあたり、イグニッションONでエンジンチェックランプ等の点灯を確認し、エンジン始動後にエンジンチェックランプ等異常を示すランプが点灯していなければ、点検整備記録簿の「OBD診断の結果」欄には点検良好「レ」としてよいのでしょうか。

A 5：問題ありません。

Q 6：マイクロバスを改造した「車いす移動車」（8ナンバー）は、「普通自動車（小型）」の対象で整備することはできますか。

A 6：乗車定員が10人以下、車両総重量8トン未満であれば整備は可能です。

ただし、屋内作業場に入庫してリフトアップ等が可能な場合であって、指定整備を行う場合は、自動車検査用機器の軸重等能力を超えないこと。

Q 7：「小型四輪自動車」の対象で最大積載量3トンの小型貨物（4ナンバー）のトラックは整備することはできますか。

A 7：小型貨物自動車（4ナンバー）であれば、最大積載量が2トンを超えても整備は可能です。

ただし、屋内作業場に入庫してリフトアップ等が可能な場合であって、指定整備を行う場合は、自動車検査用機器の軸重等能力を超えないこと。

※参考2 ※参考3

Q 8：トラック荷台の床板が木製から鉄製に変更されている場合は、構造等変更手続きが必要ですか。

A 8：普通自動車にあつては±100kg、小型自動車にあつては±50kgを超えて車両重量が変わる場合は、自動車検査証記録事項変更（積載量の減トン等が発生する場合は構造等変更検査）の手続きが必要となります。

Q 9：使用過程にある軽自動車に指定部品のラダーやゲリルガード、エアロパーツ等を取り付ける場合、軽自動車の規格寸法である全長3.4m、全幅1.48m、全高2.0mを超える際は、構造等変更検査の手続きが必要ですか。

A 9：指定部品であつて、恒久的取付方法以外での装着であれば、軽自動車であっても構造等変更検査の手続きは不要です。

Ⅱ．研修関係

Q 1：自動車検査員研修の受講対象者を教えてください。

A 1：指定工場に選任されている自動車検査員が対象です。

また、教習修了者であつて3年以上連続して自動車検査員として選任されていなかった期間がある者を選任する場合は、選任する直近に開催される自動車検査員研修を受講している必要があります。

Q 2：整備主任者が受講対象である研修について教えてください。

A 2：既に選任されている整備主任者対象

事業場で選任している整備主任者全員に受講させる「法令研修」と整備主任者1名以上に受講させる「技術研修」があります。ただし、自動車検査員と整備主任者どちらにも選任されていて自動車検査員研修を受講した場合は、「整備主任者法令研修」を受講したものとみなされます。

整備主任者として選任予定者対象

電子制御装置整備の認証を取得する又は既に取得している事業場において、一級二輪自動車整備士、二級の自動車整備士、自動車電気装置整備士若しくは自動車車体整備士を整備主任者として選任しようとする場合は、あらかじめ電子制御装置整備の「整備主任者等資格取得講習」を受講し、修了する必要があります。

参 考

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について」（国自整第353号令和2年4月1日）抜粋
別添4 整備主任者研修実施要領

1 法令研修

(8) 研修の実施方法

ア 研修は、運輸支局長が自動車整備振興会の協力を得て実施する。

イ 自動車検査員に選任されている者であって、同年度の自動車検査員研修を修了した者は、道路運送車両法第91条の3の規定に基づく同法施行規則第62条の2の2第1項第8号に規定する整備主任者研修のうち法令研修を受けた者として取り扱う。

Q 3：他の運輸局で自動車検査員の教習を修了したのですが、関東運輸局管内で自動車検査員に選任することはできますか。

A 3：関東運輸局長以外の運輸局長の教習を修了した者は、当該運輸局長の教習を修了した修了証書の写し又は、修了した旨の証明書の写しを添付すれば選任することができます。ただし、次に該当する場合は選任できません。

- ①自動車検査員として3年以上選任されていなかった者で、直近の自動車検査員研修を受講していない者
- ②自動車検査員を解任され、2年を経過していない者
- ③自動車検査員再教習受講対象者であって、再教習を修了していない者

Ⅲ. その他

Q 1：自動車特定整備事業に関する変更事項が生じた場合に必要な届出を教えてください。

A 1：以下の内容に変更が生じた場合は30日以内に変更の届出が必要です。

①事業者の氏名又は名称及び住所（法第81条）

- ・法人にあっては商号変更、本社移転
- ・個人事業主にあっては事業者の氏名及び住所

②法人にあってはその役員の氏名（法第81条）

- ・代表取締役、取締役、監査役の登記している役員が該当します

③事業場の所在地（法第81条）

④屋内作業場、もしくは電子制御装置点検整備作業場の面積又は間口若しくは奥行の長さ（施行規則第58条）

⑤事業の廃止（法第81条）

⑥事業の相続、合併及び分割（法第82条）

⑦事業の譲渡（法第83条）

※参考 4

Q 2：事業者、事業場の名称、住所、所在地等を変更した際、運輸支局等への届出の他に必要な手続き等がありますか。

A 2：以下の制度、システム等で利用しているものについては、所定の手続きが必要となる場合がありますので、所属の自動車整備振興会等関係先へご確認ください。

- ・OBD検査システム
- ・放置違反金滞納車FAX照会システム
- ・FAINES（ファイネス）
- ・ETCセットアップ
- ・自動車リサイクル関係（自動車引取業・フロン回収業）
- ・回送運行許可
- ・有償運送許可
- ・所属の自動車整備振興会、自動車整備商工組合

【参考資料】

参考 1

点検整備記録簿（特定整備記録簿）電子化の解禁

「紙」の点検整備記録簿（特定整備記録簿）の車両への備え付けに代えて、携帯電話等への「電子的方法」による保存でも可能とする通達が令和 7 年 7 月 8 日付け、発出されました。（ただし、求められた場合に速やかに表示できること）

自動車整備工場におかれましても、点検整備記録簿（特定整備記録簿）、指定整備記録簿を電子的に発行し、保存することが可能となりました。（紙による保存も引き続き可能）

ただし、運輸支局等に求められた場合、速やかに明瞭な状態で提示できることとされています。

【電子的方法による保存の例】

- ・紙の点検整備記録簿（特定整備記録簿）のスキャンファイル
- ・SD カード等、外部メディアの保存ファイル
- ・スマートフォン等の保存ファイル

※電子機器の故障、バッテリー切れ、電波状況、操作不慣れ等により表示できない場合、要件を満たさないものとする。

※点検整備記録簿（特定整備記録簿）の作成・保存等にあたっては、遵守事項、ガイドライン（令和 7 年 7 月 8 日・国自整第85号参照）を必ず確認をしてから取り扱うようご注意ください

参考2 対象とする自動車の種類の解釈（早見表）

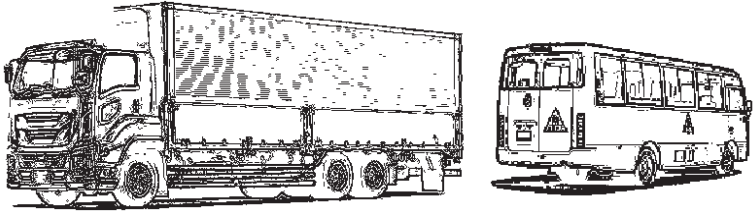
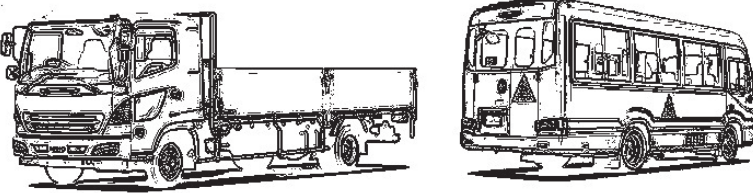
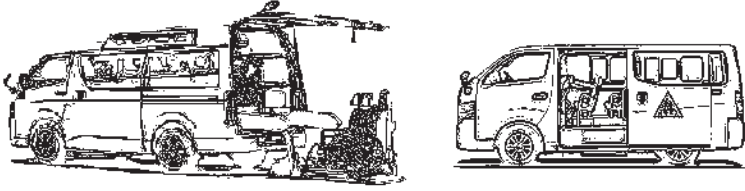
対象とする自動車	ナンバープレートの分類番号
普通自動車（大型）	1 （貨物自動車） 8 （特種用途自動車） 2 （乗合自動車） 大板サイズのナンバープレート
○車両総重量が 8t 以上の普通自動車 ○最大積載量が 5t 以上の普通自動車 ○乗車定員が 30 人以上の普通乗合自動車	
普通自動車（中型）	1 （貨物自動車） 8 （特種用途自動車） 2 （乗合自動車）
○車両総重量が 8t 未満の普通自動車 ○最大積載量が 2t を超え 5t 未満の普通自動車 ○乗車定員が 11 人以上 29 人迄の普通乗合自動車	
普通自動車（小型）	1 （貨物自動車） 8 （特種用途自動車）
○車両総重量が 8t 未満の普通自動車 ○最大積載量が 2t 迄の普通自動車 上二欄に掲げるものを除く	
普通自動車（乗用）	3 （乗用自動車）
○乗車定員が 10 人迄の普通乗用自動車	
小型四輪自動車	4 （貨物自動車） 5、7 （乗用自動車） 8 （特種用途自動車）※
○小型四輪貨物自動車 ○小型四輪乗用自動車 ○小型四輪特種用途自動車	
小型三輪自動車	4 （貨物自動車） 5、7 （乗用自動車） 8 （特種用途自動車）※
○小型三輪貨物自動車 ○小型三輪乗用自動車 ○小型三輪特種用途自動車	
小型二輪自動車	—
軽自動車	4 （貨物軽自動車） 8 （特種用途軽自動車） 5 （乗用軽自動車）
○検査対象軽自動車	
大型特殊自動車	0 （大型特殊自動車） 9 （大型特殊自動車）

注 意

自工場の対象自動車の範囲であっても、受注車両を収容することができる屋内作業場を有していて点検整備を実施することができる車両に限ります。ただし、電子制御装置整備の作業場は一部除きます。

※の特種用途自動車は、自動車検査証等の「自動車の種別欄」に「小型」と記載されているもの

参考3 普通自動車の主な種類（例）

普通自動車（大型）	車両総重量8 t 以上 最大積載量5 t 以上 乗車定員30人以上	 幼児専用車(ロングボデー) 大人3人 + 幼児51人 (大人換算定員37人)
普通自動車（中型）	普通自動車(大型)以外 最大積載量2 t 超5 t 未満 乗車定員11人以上	<u>乗車定員29人迄</u>  車両総重量8 t 未満 最大積載量5 t 未満 幼児専用車(標準ボデー) 大人3人 + 幼児39人 (大人換算定員29人)
普通自動車（小型）	普通自動車(大型・中型)以外 貨物の用に供する自動車 (最大積載量2 t 以下) 特種用途自動車	<u>乗車定員10人迄</u>  車いす移動車 幼児専用車 大人2人 + 幼児12人 (大人換算定員10人)
普通自動車（乗用）	乗用自動車	<u>乗車定員10人迄</u>  3ナンバーワゴン等

参考 4 変更届記載例

【役員変更届記載例】

第5号様式（認証）

※赤字は記載例です。例に倣って黒色で記載してください。

役員変更届出書の記載例
(変更があった日から30日以内に届出を行う)

関東運輸局長 殿

提出日を記入
年 月 日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え届出します。
また、同法第80条第1項第2号に該当しないことを確認しました。
(注)役員の変更のみに適用される事項を使用すること。
(注)該当しない事項は記載を省略することができます。【全ての項目に共通】
(注)必要に応じて、記載内容を追加・拡大または削除・縮小することができます。【全ての項目に共通】

届出者の氏名又は名称	東京都振興会株式会社 代表取締役 東京 太郎
届出者の住所	東京都渋谷区本町四丁目16番4号
電話番号	03-5365-0000

1 役員の変更（現在の役員及び辞任した役員）

現在の役員及び就任年月日	
役員氏名	役職名 (年 月 日)
東京 太郎	代表取締役 (昭和 60年 4月 1日)
東京 三郎	取締役 (令和 6年 4月 1日)
東京 四郎	監査役 (令和 6年 4月 1日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)

家記されている役員を全て記入する。

辞任した役員及び辞任年月日	
役員氏名	役職名 (年 月 日)
東京 二郎	取締役 (令和 6年 3月 31日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)

辞任した役員を記入する。

2 役員の変更に係る事業場

認証番号	事業場の名称	認証番号	事業場の名称
1-99999	東京都振興会株式会社 整備工場		
1-10000	東京都振興会株式会社 特定整備工場		

複数の事業場がある場合は全て記入する。

3 宣誓書

道路運送車両法第80条第1項第2号に該当しないことを確認しました。 チェック欄

確認書類
・履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)等
新・旧役員を確認することができる書類

備考

【整備主任者変更届記載例】

第4号様式（認証）

※赤字は記載例です。例に倣って黒色で記載してください。

整備主任者の選任・辞任に関する届出の記載例
(変更があった日から15日以内に届出を行う)

整備主任者（選任）変更の届出書

関東運輸局長 殿

提出日を記入
年 月 日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え（選任・変更）します。
(注)選任にあつては「選任」、変更にあつては「変更」のいずれかに記載すること。
(注)該当しない事項は記載を省略することができます。【全ての項目に共通】
(注)必要に応じて、記載内容を追加・拡大または削除・縮小することができます。【全ての項目に共通】

届出者の氏名又は名称	東京都振興会株式会社 代表取締役 東京 太郎
届出者の住所	東京都渋谷区本町四丁目16番4号
電話番号	03-5365-0000
事業場の名称	東京都振興会株式会社 整備工場
事業場の所在地	東京都渋谷区本町四丁目16番4号
電話番号	03-5365-0000
認証番号	第1-99999号

特定整備(電子制御装置整備)取得済みの事業場は、選任予定の整備主任者が電子制御装置整備の資格講習を修了していることを必ず確認し受講習番号を記入してください。
※資格講習修了証の写しを添付（一級整備士の場合は合格証書等）

1 新たに選任した整備主任者

氏名	生年月日	統括管理業務開始日	整備士資格証書番号又は講習修了証の受講習番号
東京 三郎	平成 1年 4月 1日	令和 6年 4月 1日	受講習番号第0000号
東京 四郎	平成 5年 5月 1日	令和 6年 4月 1日	関東一第0000号
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	

新たに整備主任者として届出する者を記入する。
(新たに届出する者がいない場合は空欄)

(注)整備主任者等資格取得講習の修了証を添付する事は、当該修了証の資格番号を記載すること。
(注)一級整備士（一級二級の整備士を除く）は整備士資格証書を記載すること。

2 辞任等した整備主任者

氏名	辞任等年月日	氏名	辞任等年月日
東京 二郎	令和 6年 3月 31日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日

辞任する者を記入する。
(辞任する者がいない場合は空欄)

3 既に選任されている整備主任者

氏名	生年	生年月日
東京 太郎	昭和 50年 6月 1日	年 月 日
東京 三郎	平成 1年 4月 1日	年 月 日
東京 四郎	平成 5年 5月 1日	年 月 日

現在までに届出している整備主任者を全て記入する。
(新たに届出する者を記入)

確認書類
・一級又は二級整備士資格を添付できる書類
(整備士資格証書・自動車整備技能者手帳等)
・電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習修了証(写)

備考

V. 資 料 編

V. 資料編

1. 検査対象車両数、認証工場数等の推移

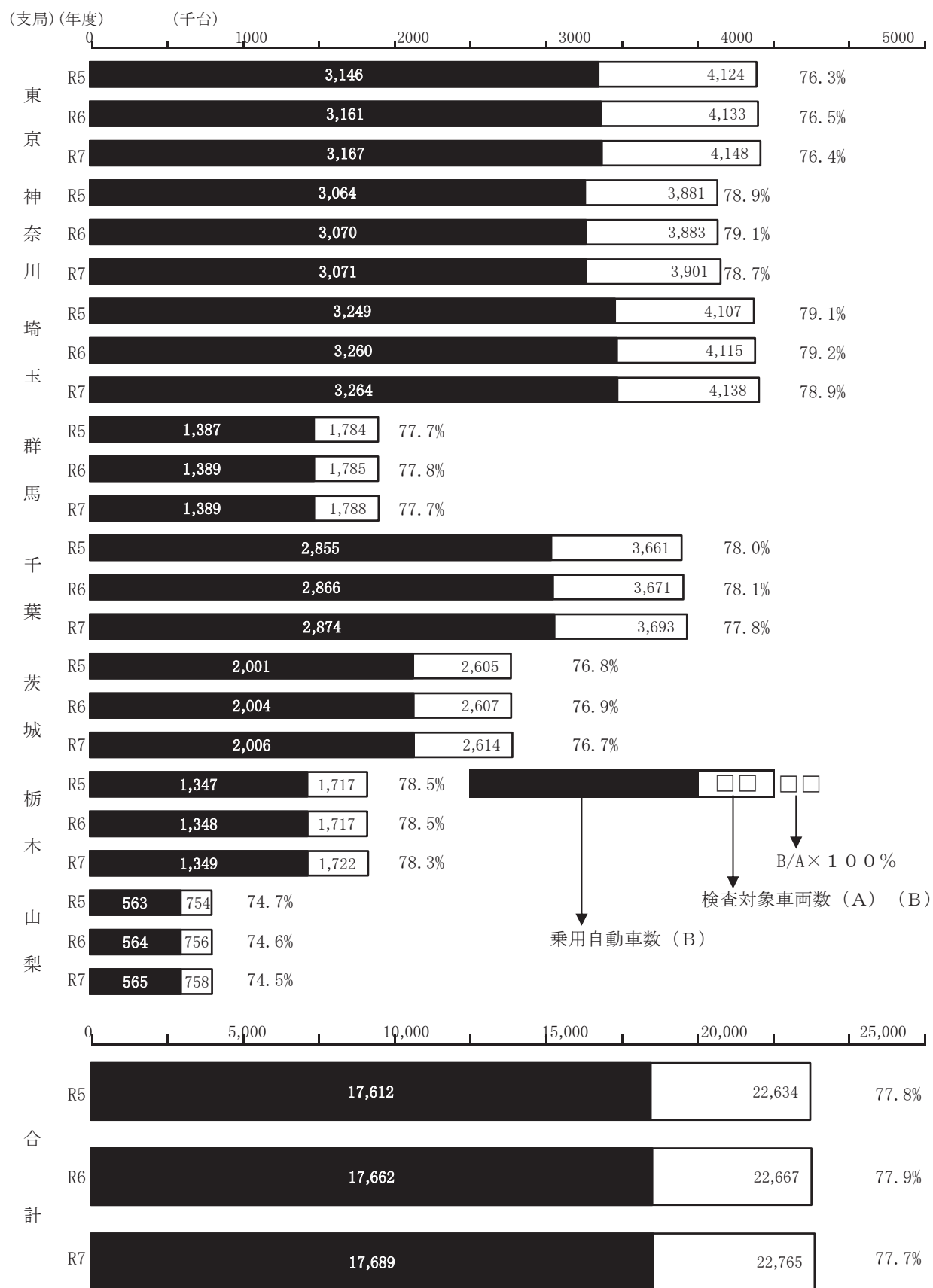
関東運輸局管内（以下「管内」という。）における検査対象車両数、認証工場数、人口及び世帯の推移は次のとおりです。

(1) 検査対象車両数の推移〈図Ⅰ－１〉

管内の検査対象車両数（軽自動車を含む。以下に同じ。）は、令和８年３月末現在において、22,765千台となり、対前年比で98千台の増加になっています。

これらを各都県別にみても、近年増加傾向となっています。

〈図Ⅰ－１〉 運輸支局別検査対象車両数の推移（各年度末現在）



(2) 認証工場数、人口、世帯数等の推移〈表Ⅰ－１、図Ⅰ－２、３〉

① 認証工場数

管内の認証工場数は、令和８年３月末時点において24,572工場であり、対前年比で４工場の減少となっています。

これらを各運輸支局別にみると、埼玉が20工場、群馬が17工場の順で増加していますが、一方で東京が27工場、栃木が11工場の順で減少となっています。

② 人口

管内の人口は、令和８年３月末時点において44,355千人であり、対前年比で同数となっています。

これらを各運輸支局別にみると、東京の75千人で最も伸び率が高く、次いで千葉の４千人となっています。

③ 世帯数

管内の世帯数は、令和８年３月末時点において21,712千世帯であり、対前年比で160千世帯の増加となっています。

これらを各運輸支局別にみると、東京の92千世帯で最も伸び率が高く、次いで埼玉の47千世帯となっています。

④ 認証工場当たり検査対象車両数

認証工場当たりの検査対象車両数は、管内平均で926台であり、対前年比で４台の増加となっています。

これらを各運輸支局別にみると、神奈川が1,179台で最も多く、次いで千葉の999台、東京の937台の順になっており、群馬が762台で最も少ない状況となっています。

〈表Ⅰ－１〉 認証工場数・人口・世帯数等の推移

運 輸 支局別	年度	認 証 工 場 数	人 口 (千人)	世 帯 数 (千世帯)	認 証 工 場 当 た り		
					検査対象車両数	人 口	世 帯 数
東 京	R5	4,466	14,133	7,493	923	3,165	1,678
	R6	4,455	14,220	7,606	928	3,192	1,707
	R7	4,428	14,295	7,698	937	3,228	1,738
	増減	▲ 27	△ 75	△ 92	△ 9	△ 36	△ 31
神奈川	R5	3,289	9,218	4,374	1,180	2,803	1,330
	R6	3,307	9,213	4,422	1,174	2,786	1,337
	R7	3,309	9,186	4,374	1,179	2,776	1,322
	増減	△ 2	▲ 27	▲ 48	△ 5	▲ 10	▲ 15
埼 玉	R5	4,578	7,326	3,297	897	1,600	720
	R6	4,571	7,321	3,339	900	1,602	730
	R7	4,591	7,320	3,386	901	1,594	738
	増減	△ 20	▲ 1	△ 47	△ 1	▲ 7	△ 7
群 馬	R5	2,334	1,891	827	764	810	354
	R6	2,328	1,879	835	767	807	359
	R7	2,345	1,866	841	762	796	359
	増減	△ 17	▲ 13	△ 6	▲ 4	▲ 11	▲ 0
千 葉	R5	3,674	6,270	2,889	996	1,707	786
	R6	3,695	6,271	2,931	994	1,697	793
	R7	3,695	6,275	2,973	999	1,698	805
	増減	△ 0	△ 4	△ 42	△ 6	△ 1	△ 11
茨 城	R5	3,222	2,812	1,229	809	873	381
	R6	3,230	2,795	1,243	807	865	385
	R7	3,229	2,778	1,255	810	860	389
	増減	▲ 1	▲ 17	△ 12	△ 2	▲ 5	△ 4
栃 木	R5	2,058	1,885	818	834	916	397
	R6	2,054	1,872	826	836	911	402
	R7	2,043	1,858	833	843	909	408
	増減	▲ 11	▲ 14	△ 7	△ 7	▲ 2	△ 6
山 梨	R5	930	790	348	811	849	374
	R6	936	784	350	808	838	374
	R7	932	777	352	813	834	378
	増減	▲ 4	▲ 7	△ 2	△ 6	▲ 4	△ 4
管 内	R5	24,551	44,325	21,275	922	1,805	867
	R6	24,576	44,355	21,552	922	1,805	877
	R7	24,572	44,355	21,712	926	1,805	884
	増減	▲ 4	△ 0	△ 160	△ 4	△ 0	△ 7

注：① 人口及び世帯数は総務省又は各自治体が公表している数。

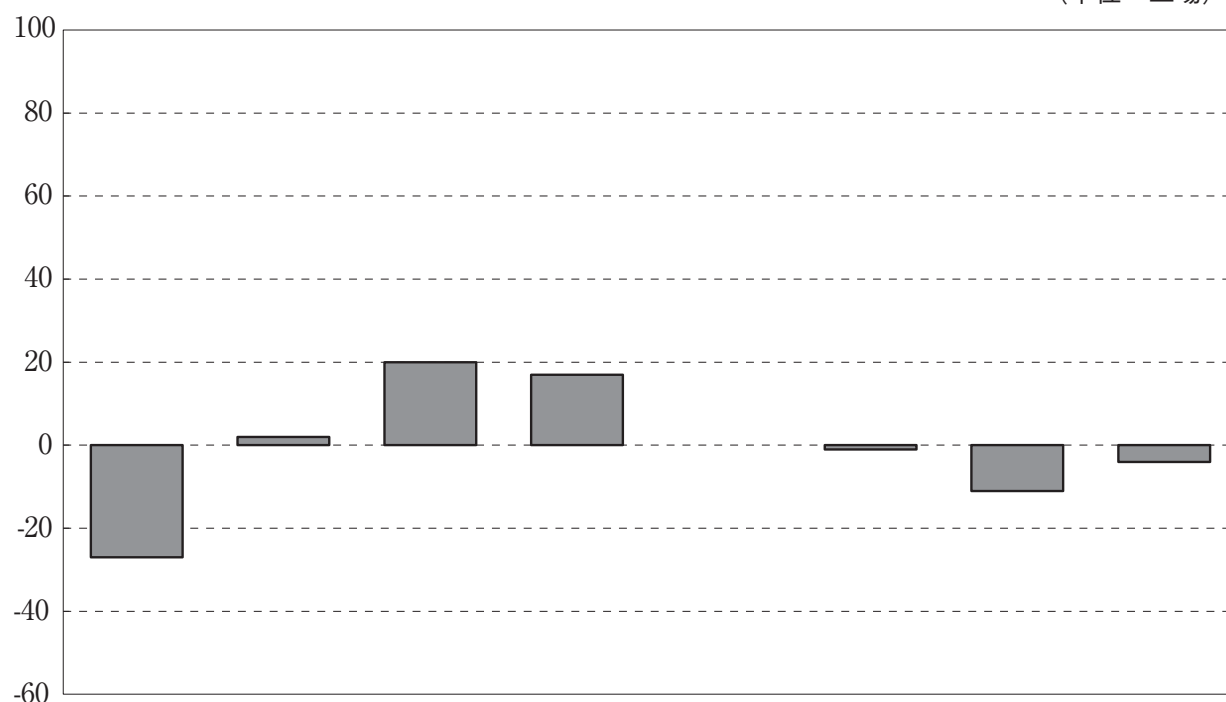
② 検査対象車両数は軽自動車を含む。

③ 認証工場、人口及び世帯数は当該年度末現在の数を示す。

④ 増減欄は、対前年比を示す。

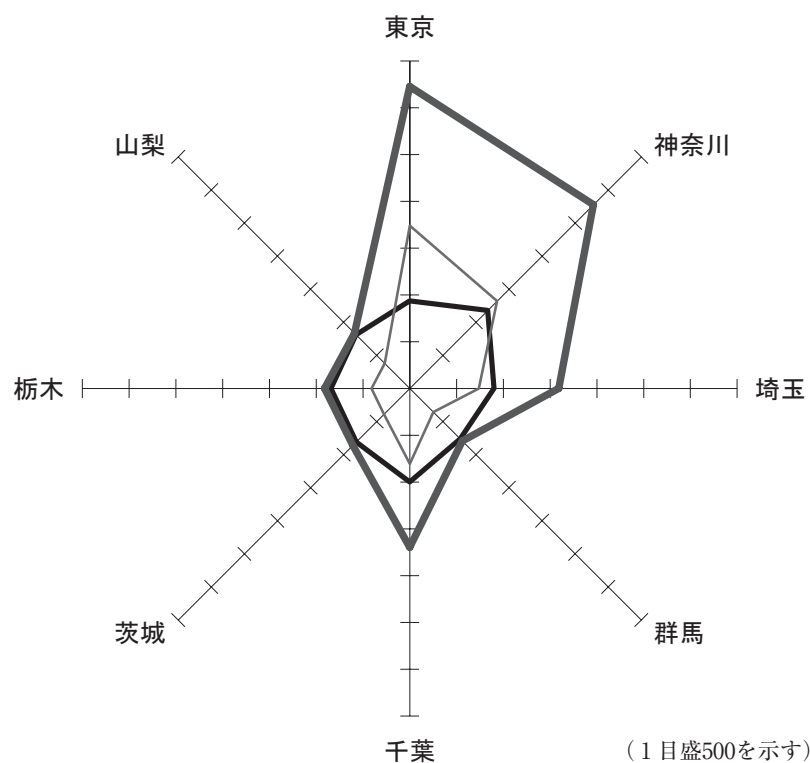
〈図Ⅰ－２〉 令和７年度支局別認証工場の対前年比増減数

(単位：工場)



東京	神奈川	埼玉	群馬	千葉	茨城	栃木	山梨
-27	2	20	17	0	-1	-11	-4

〈図Ⅰ－３〉 認証工場当たり検査対象車両数、人口及び世帯数



	東京	神奈川	埼玉	群馬	千葉	茨城	栃木	山梨
—検査対象車両数(台)	937	1,179	901	762	999	810	843	813
—人 口 (人)	3,228	2,776	1,594	796	1,698	860	909	834
—世 帯 数	1,738	1,322	738	359	805	389	408	378

2. 関東運輸局管内整備事業の現況

(1) 整備事業の概要

支局別	整備事業	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末
東京	認証	4,494	4,487	4,466	4,455	4,428
	認定	129	128	123	122	121
	指定	1,294	1,280	1,259	1,250	1,243
	指定／認証	28.8%	28.5%	28.2%	28.1%	28.1%
神奈川	認証	3,209	3,233	3,289	3,307	3,309
	認定	101	100	98	97	78
	指定	1,058	1,055	1,057	1,045	1,038
	指定／認証	33.0%	32.6%	32.1%	31.6%	31.4%
埼玉	認証	4,489	4,534	4,578	4,571	4,591
	認定	88	89	90	90	91
	指定	1,131	1,140	1,135	1,124	1,121
	指定／認証	25.2%	25.1%	24.8%	24.6%	24.4%
群馬	認証	2,338	2,341	2,334	2,328	2,345
	認定	68	68	68	68	68
	指定	595	598	597	595	593
	指定／認証	25.4%	25.5%	25.6%	25.6%	25.3%
千葉	認証	3,628	3,628	3,674	3,695	3,695
	認定	98	96	95	96	96
	指定	1,208	1,210	1,209	1,214	1,212
	指定／認証	33.3%	33.4%	32.9%	32.9%	32.8%
茨城	認証	3,193	3,200	3,222	3,230	3,229
	認定	71	71	71	71	71
	指定	826	827	824	817	818
	指定／認証	25.9%	25.8%	25.6%	25.3%	25.3%
栃木	認証	2,039	2,037	2,058	2,054	2,043
	認定	64	65	65	63	64
	指定	593	589	589	590	587
	指定／認証	29.1%	28.9%	28.6%	28.7%	28.7%
山梨	認証	927	924	930	936	932
	認定	41	41	41	36	36
	指定	249	248	243	241	239
	指定／認証	26.9%	26.8%	26.1%	25.7%	25.6%
局計	認証	24,317	24,384	24,551	24,576	24,572
	認定	660	658	651	643	625
	指定	6,954	6,947	6,913	6,876	6,851
	指定／認証	28.6%	28.5%	28.2%	28.0%	27.9%
全国計	認証	91,790	91,944	92,329	92,412	92,261
	認定	2,608	2,571	2,539	2,516	2,456
	指定	30,118	30,144	30,012	29,870	29,788
	指定／認証	32.8%	32.8%	32.5%	32.3%	32.3%
局／全国	認証	26.5%	26.5%	26.6%	26.6%	26.6%
	認定	25.3%	25.6%	25.6%	25.6%	25.4%
	指定	23.1%	23.0%	23.0%	23.0%	23.0%

(2) 整備主任者の選任状況の推移

項目 支局別	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末
東 京	11,967	11,941	11,751	11,645	11,858
神奈川	8,198	8,221	8,252	8,277	8,379
埼 玉	10,128	10,150	10,286	10,255	10,098
群 馬	5,152	5,159	5,149	5,139	5,203
千 葉	9,485	9,413	9,377	9,490	9,572
茨 城	6,636	6,692	6,653	6,686	6,730
栃 木	4,423	4,376	4,395	4,438	4,511
山 梨	1,930	1,922	1,911	1,946	1,952
局 計	57,919	57,874	57,774	57,876	58,303
全国計	218,513	218,789	218,600	219,807	221,887
局／全国（％）	26.5%	26.5%	26.4%	26.3%	26.3%

(3) 自動車特定整備事業（新規・廃止）状況の推移

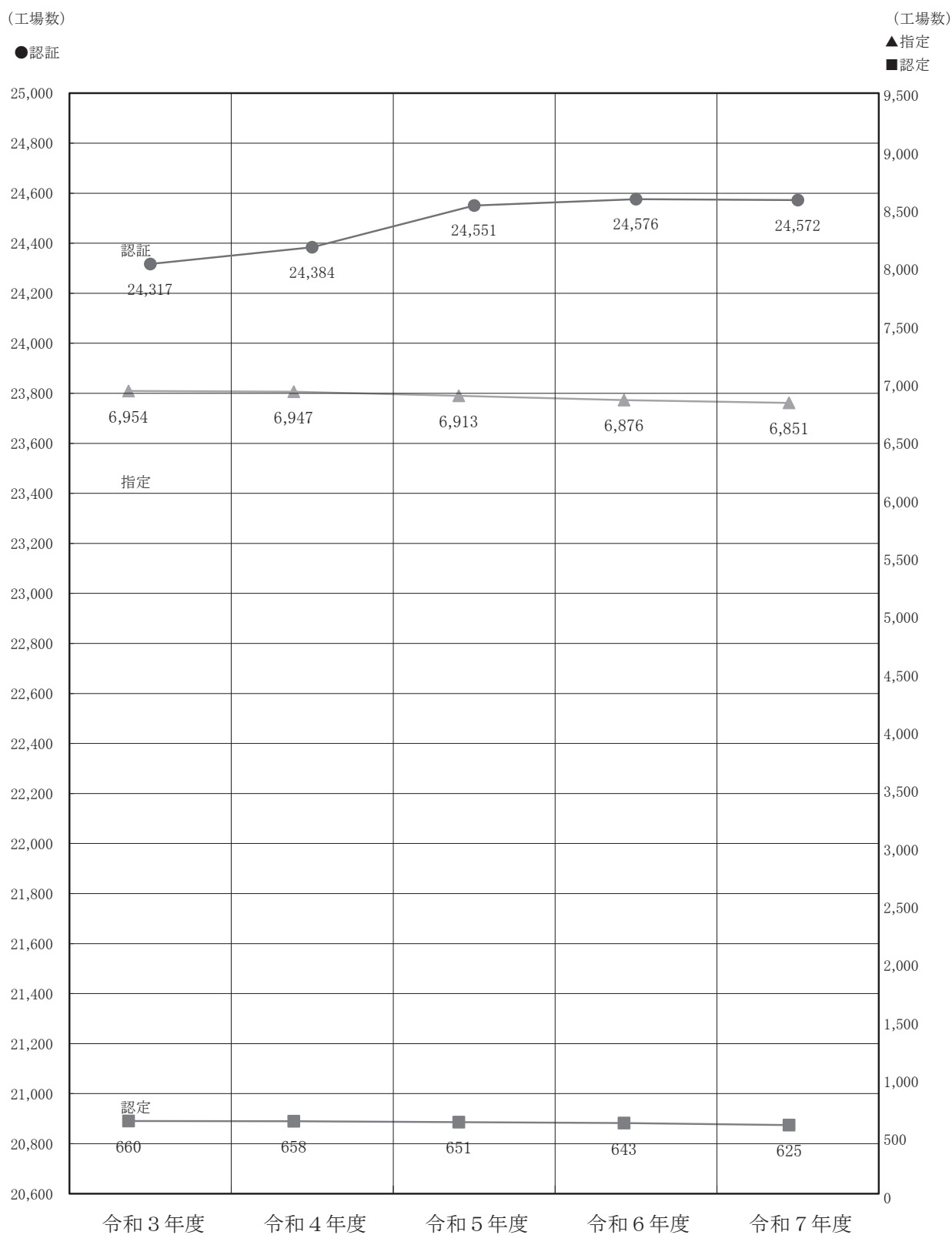
項目 支局別	令和3年度末		令和4年度末		令和5年度末		令和6年度末		令和7年度末	
	新規	廃止	新規	廃止	新規	廃止	新規	廃止	新規	廃止
東 京	44	76	58	64	63	82	51	62	34	61
神奈川	53	46	60	36	107	51	67	49	45	43
埼 玉	76	48	70	26	102	58	68	75	63	43
群 馬	31	34	46	43	32	40	31	37	36	19
千 葉	61	49	53	52	85	39	66	45	46	45
茨 城	40	24	35	28	51	29	54	46	31	32
栃 木	30	30	25	29	35	16	26	29	28	39
山 梨	14	10	7	10	15	9	24	18	7	11
局 計	349	317	354	288	490	324	387	361	290	293

(4) 認証 1 工場当たりの検査対象車両数の推移

支局別 \ 年度		令和 3 年度末	令和 4 年度末	令和 5 年度末	令和 6 年度末	令和 7 年度末
東 京	認 証 工 場 数	4,494	4,487	4,466	4,455	4,428
	検 査 対 象 車 両 数	4,110,915	4,118,127	4,124,096	4,133,662	4,148,035
	1 工場当たり車両数	915	918	923	928	937
神 奈 川	認 証 工 場 数	3,209	3,233	3,289	3,307	3,309
	検 査 対 象 車 両 数	3,865,500	3,880,004	3,881,785	3,883,834	3,901,522
	1 工場当たり車両数	1,205	1,200	1,180	1,174	1,179
埼 玉	認 証 工 場 数	4,489	4,534	4,578	4,571	4,591
	検 査 対 象 車 両 数	4,073,414	4,093,418	4,107,892	4,115,402	4,138,579
	1 工場当たり車両数	907	903	897	900	901
群 馬	認 証 工 場 数	2,338	2,341	2,334	2,328	2,345
	検 査 対 象 車 両 数	1,773,823	1,780,893	1,784,822	1,785,665	1,788,867
	1 工場当たり車両数	759	761	765	767	763
千 葉	認 証 工 場 数	3,628	3,628	3,674	3,695	3,695
	検 査 対 象 車 両 数	3,632,520	3,650,249	3,662,875	3,671,860	3,693,021
	1 工場当たり車両数	1,001	1,006	997	994	999
茨 城	認 証 工 場 数	3,193	3,200	3,222	3,230	3,229
	検 査 対 象 車 両 数	2,589,494	2,598,567	2,605,066	2,607,524	2,614,075
	1 工場当たり車両数	811	812	809	807	810
栃 木	認 証 工 場 数	2,039	2,037	2,058	2,054	2,043
	検 査 対 象 車 両 数	1,708,908	1,715,352	1,717,680	1,717,131	1,722,588
	1 工場当たり車両数	838	842	835	836	843
山 梨	認 証 工 場 数	927	924	930	936	932
	検 査 対 象 車 両 数	748,707	751,890	754,789	756,728	758,618
	1 工場当たり車両数	808	814	812	808	814
局 計	認 証 工 場 数	24,317	24,384	24,551	24,576	24,572
	検 査 対 象 車 両 数	22,503,281	22,588,500	22,639,005	22,671,806	22,765,305
	1 工場当たり車両数	925	926	922	923	926

注：検査対象車両数は軽自動車を含む

(5) 関東運輸局管内認証工場数等の推移



3. 関東運輸局管内自動車保有車両数

用途別	運輸支局 業態別 車種別		関東運輸局計	東 京 支 局						神 奈 川 支 局					
				品 川	足 立	練 馬	多 摩	八王子	計	横 浜	川 崎	相 模	湘 南	計	
貨物車	普 通 車		自	428,105	10,168	22,424	8,388	12,795	9,883	63,658	23,247	7,253	15,704	12,702	58,906
			営	289,160	11,088	24,613	7,086	8,686	5,581	57,054	17,886	5,811	14,443	8,912	47,052
			計	717,265	21,256	47,037	15,474	21,481	15,464	120,712	41,133	13,064	30,147	21,614	105,958
	小 型 車	四 輪	自	1,017,828	46,666	65,925	43,283	44,785	22,867	223,526	77,854	22,633	37,669	34,496	172,652
			営	28,975	2,968	5,017	2,141	1,262	560	11,948	2,020	573	1,158	674	4,425
			計	1,046,803	49,634	70,942	45,424	46,047	23,427	235,474	79,874	23,206	38,827	35,170	177,077
		三 輪	自	240	21	29	21	11	5	87	2	0	6	17	25
			営	31	8	14	6	0	0	28	0	0	0	0	0
			計	271	29	43	27	11	5	115	2	0	6	17	25
	被けん引車		自	11,791	165	207	77	119	154	722	413	90	357	300	1,160
			営	45,545	4,296	3,196	83	167	548	8,290	8,162	1,629	899	476	11,166
			計	57,336	4,461	3,403	160	286	702	9,012	8,575	1,719	1,256	776	12,326
	軽自動車	四 輪	1,960,558	54,279	63,926	52,882	76,653	48,843	296,583	112,911	28,722	67,335	76,003	284,971	
		三 輪	331	19	13	11	21	13	77	25	5	19	10	59	
	貨 物 車 計			3,782,564	129,678	185,364	113,978	144,499	88,454	661,973	242,520	66,716	137,590	133,590	580,416
乗 合	普 通 車 乗車定員 30名以上		自	5,613	159	245	127	230	195	956	405	167	221	155	948
			営	29,377	1,773	2,655	1,763	1,800	1,163	9,154	2,903	1,164	1,021	1,093	6,181
			計	34,990	1,932	2,900	1,890	2,030	1,358	10,110	3,308	1,331	1,242	1,248	7,129
	小 型 車 乗車定員 11名以上29名以下		自	21,194	661	728	595	944	504	3,432	1,484	380	785	744	3,393
			営	7,015	449	672	316	483	186	2,106	291	63	235	182	771
			計	28,209	1,110	1,400	911	1,427	690	5,538	1,775	443	1,020	926	4,164
	乗合車合計			63,199	3,042	4,300	2,801	3,457	2,048	15,648	5,083	1,774	2,262	2,174	11,293
乗 用	普 通 車		自	7,144,843	435,650	324,648	323,705	411,573	171,155	1,666,731	660,505	182,634	241,529	267,587	1,352,255
			営	25,397	5,078	7,603	3,620	902	163	17,366	1,741	363	244	255	2,603
			計	7,170,240	440,728	332,251	327,325	412,475	171,318	1,684,097	662,246	182,997	241,773	267,842	1,354,858
	小 型 車		自	5,086,740	140,316	174,737	155,186	274,646	128,057	872,942	423,320	106,454	193,053	207,319	930,146
			営	52,245	5,489	11,342	8,233	3,847	668	29,579	4,971	1,487	831	1,280	8,569
			計	5,138,985	145,805	186,079	163,419	278,493	128,725	902,521	428,291	107,941	193,884	208,599	938,715
	軽 自 動 車			5,380,670	57,360	99,856	70,907	201,034	151,921	581,078	282,194	57,150	207,614	231,298	778,256
乗 用 車 計			17,689,895	643,893	618,186	561,651	892,002	451,964	3,167,696	1,372,731	348,088	643,271	707,739	3,071,829	
特種 (殊) 用途	普 通 車		自	249,072	9,979	15,394	8,626	11,289	7,247	52,535	19,051	5,678	8,800	9,366	42,895
			営	106,908	3,224	6,667	2,673	5,087	2,858	20,509	6,795	3,473	5,839	3,371	19,478
			計	355,980	13,203	22,061	11,299	16,376	10,105	73,044	25,846	9,151	14,639	12,737	62,373
	小 型 車		自	46,180	1,821	2,892	1,635	2,206	1,350	9,904	3,452	910	1,647	1,844	7,853
			営	4,545	285	1,020	371	240	107	2,023	410	87	172	128	797
			計	50,725	2,106	3,912	2,006	2,446	1,457	11,927	3,862	997	1,819	1,972	8,650
	大型特殊車		自	64,665	3,653	5,427	719	2,054	1,625	13,478	6,262	2,079	2,458	2,069	12,868
			営	608	0	96	2	0	11	109	13	6	9	2	30
			計	65,273	3,653	5,523	721	2,054	1,636	13,587	6,275	2,085	2,467	2,071	12,898
	軽 自 動 車			41,123	1,955	2,597	1,732	1,940	1,110	9,334	3,568	1,018	1,663	1,655	7,904
特種(殊)用途車計			513,101	20,917	34,093	15,758	22,816	14,308	107,892	39,551	13,251	20,588	18,435	91,825	
二輪車	小型二輪車		716,546	45,965	40,824	43,697	43,423	20,917	194,826	70,733	19,402	26,456	29,568	146,159	
	軽 二 輪 車		813,235	74,158	66,490	83,454	60,438	22,618	307,158	93,232	23,750	35,633	35,044	187,659	
	二 輪 車 計		1,529,781	120,123	107,314	127,151	103,861	43,535	501,984	163,965	43,152	62,089	64,612	333,818	
総 合 計			23,578,540	917,653	949,257	821,339	1,166,635	600,309	4,455,193	1,823,850	472,981	865,800	926,550	4,089,181	
登録自動車数			14,666,077	683,917	675,551	568,656	783,126	354,887	3,066,137	1,261,187	342,934	527,080	552,972	2,684,173	
検査自動車数			15,382,623	729,882	716,375	612,353	826,549	375,804	3,260,963	1,331,920	362,336	553,536	582,540	2,830,332	
軽自動車数			8,195,917	187,771	232,882	208,986	340,086	224,505	1,194,230	491,930	110,645	312,264	344,010	1,258,849	

(令和8年3月末)

埼 玉 支 局					群馬 支局	千 葉 支 局					茨 城 支 局			栃 木 支 局			山梨 支局
大 宮	熊 谷	春日部	所 沢	計		千 葉	野 田	習志野	袖ヶ浦	計	水 戸	土 浦	計	宇都宮	佐 野	計	
22,966	18,825	19,529	19,115	80,435	38,623	33,018	11,453	13,428	16,853	74,752	26,965	33,696	60,661	25,712	12,265	37,977	13,093
18,680	12,941	16,506	15,436	63,563	20,208	16,635	8,190	12,198	7,249	44,272	12,756	19,292	32,048	12,207	6,418	18,625	6,338
41,646	31,766	36,035	34,551	143,998	58,831	49,653	19,643	25,626	24,102	119,024	39,721	52,988	92,709	37,919	18,683	56,602	19,431
63,525	31,360	37,412	44,938	177,235	68,645	70,247	26,758	32,238	40,049	169,292	55,687	56,845	112,532	49,079	18,739	67,818	26,128
2,035	580	1,448	1,069	5,132	865	1,301	535	1,076	526	3,438	837	1,030	1,867	679	275	954	346
65,560	31,940	38,860	46,007	182,367	69,510	71,548	27,293	33,314	40,575	172,730	56,524	57,875	114,399	49,758	19,014	68,772	26,474
11	11	1	9	32	18	13	1	2	5	21	14	20	34	13	6	19	4
0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	1
11	11	1	9	32	18	14	1	2	6	23	14	20	34	13	6	19	5
440	684	432	358	1,914	1,062	923	681	471	494	2,569	693	1,016	1,709	1,411	719	2,130	525
815	1,287	1,255	1,135	4,492	3,064	2,451	678	2,093	2,340	7,562	4,367	3,526	7,893	1,612	665	2,277	801
1,255	1,971	1,687	1,493	6,406	4,126	3,374	1,359	2,564	2,834	10,131	5,060	4,542	9,602	3,023	1,384	4,407	1,326
83,151	100,148	56,843	83,333	323,475	188,600	130,984	45,069	49,839	97,403	323,295	133,587	137,244	270,831	118,423	44,359	162,782	110,021
16	17	12	20	65	25	16	8	3	4	31	10	10	20	24	2	26	28
191,639	165,853	133,438	165,413	656,343	321,110	255,589	93,373	111,348	164,924	625,234	234,916	252,679	487,595	209,160	83,448	292,608	157,285
276	196	141	228	841	312	357	202	343	403	1,305	283	355	638	304	128	432	181
1,348	717	685	1,350	4,100	779	2,254	635	1,405	688	4,982	1,128	1,249	2,377	949	311	1,260	544
1,624	913	826	1,578	4,941	1,091	2,611	837	1,748	1,091	6,287	1,411	1,604	3,015	1,253	439	1,692	725
1,141	935	670	1,110	3,856	1,772	1,335	633	886	1,039	3,893	897	1,366	2,263	1,158	555	1,713	872
191	255	158	362	966	380	463	158	233	266	1,120	351	526	877	423	128	551	244
1,332	1,190	828	1,472	4,822	2,152	1,798	791	1,119	1,305	5,013	1,248	1,892	3,140	1,581	683	2,264	1,116
2,956	2,103	1,654	3,050	9,763	3,243	4,409	1,628	2,867	2,396	11,300	2,659	3,496	6,155	2,834	1,122	3,956	1,841
420,453	234,714	233,064	312,452	1,200,683	473,333	392,270	223,652	291,532	187,222	1,094,676	324,518	373,291	697,809	333,142	140,560	473,702	185,654
282	118	87	190	677	385	1,424	356	572	131	2,483	627	468	1,095	430	76	506	282
420,735	234,832	233,151	312,642	1,201,360	473,718	393,694	224,008	292,104	187,353	1,097,159	325,145	373,759	698,904	333,572	140,636	474,208	185,936
299,767	203,249	178,330	249,375	930,721	378,787	310,137	168,946	201,483	159,788	840,354	272,047	324,186	596,233	275,199	117,878	393,077	144,480
2,145	536	953	1,203	4,837	1,080	1,728	928	1,478	771	4,905	760	650	1,410	952	326	1,278	587
301,912	203,785	179,283	250,578	935,558	379,867	311,865	169,874	202,961	160,559	845,259	272,807	324,836	597,643	276,151	118,204	394,355	145,067
291,081	316,364	213,076	307,235	1,127,756	535,927	357,004	166,178	171,037	237,841	932,060	335,455	374,736	710,191	321,675	159,270	480,945	234,457
1,013,728	754,981	625,510	870,455	3,264,674	1,389,512	1,062,563	560,060	666,102	585,753	2,874,478	933,407	1,073,331	2,006,738	931,398	418,110	1,349,508	565,460
13,412	8,841	9,337	11,578	43,168	16,796	16,982	7,178	9,077	8,856	42,093	12,714	14,134	26,848	11,683	4,794	16,477	8,260
7,623	4,020	6,156	6,680	24,479	5,895	6,738	3,142	5,717	3,133	18,730	5,285	5,636	10,921	3,553	1,429	4,982	1,914
21,035	12,861	15,493	18,258	67,647	22,691	23,720	10,320	14,794	11,989	60,823	17,999	19,770	37,769	15,236	6,223	21,459	10,174
2,314	1,737	1,481	2,121	7,653	3,381	3,093	1,253	1,507	1,712	7,565	2,414	2,642	5,056	2,354	886	3,240	1,528
260	82	68	139	549	193	254	68	72	84	478	125	83	208	144	35	179	118
2,574	1,819	1,549	2,260	8,202	3,574	3,347	1,321	1,579	1,796	8,043	2,539	2,725	5,264	2,498	921	3,419	1,646
2,465	2,193	1,894	2,069	8,621	4,597	4,535	1,122	2,428	3,589	11,674	3,156	2,513	5,669	3,597	1,137	4,734	3,024
12	25	5	21	63	19	89	10	104	28	231	43	48	91	43	16	59	6
2,477	2,218	1,899	2,090	8,684	4,616	4,624	1,132	2,532	3,617	11,905	3,199	2,561	5,760	3,640	1,153	4,793	3,030
2,462	1,608	1,629	1,679	7,378	3,115	2,051	1,248	1,271	1,280	5,850	1,703	1,714	3,417	1,703	716	2,419	1,706
28,548	18,506	20,570	24,287	91,911	33,996	33,742	14,021	20,176	18,682	86,621	25,440	26,770	52,210	23,077	9,013	32,090	16,556
38,735	23,851	20,993	32,309	115,888	41,006	34,382	18,935	25,764	16,307	95,388	28,431	32,946	61,377	32,379	12,047	44,426	17,476
40,448	22,063	15,672	33,430	111,613	33,921	21,163	13,335	21,521	15,798	71,817	22,073	23,952	46,025	28,936	7,618	36,554	18,488
79,183	45,914	36,665	65,739	227,501	74,927	55,545	32,270	47,285	32,105	167,205	50,504	56,898	107,402	61,315	19,665	80,980	35,964
1,316,054	987,357	817,837	1,128,944	4,250,192	1,822,788	1,411,848	701,352	847,778	803,860	3,764,838	1,246,926	1,413,174	2,660,100	1,227,784	531,358	1,759,142	777,106
860,161	523,306	509,612	670,938	2,564,017	1,020,194	866,248	456,579	578,343	435,227	2,336,397	725,667	842,572	1,568,239	724,644	307,346	1,031,990	394,930
898,896	547,157	530,605	703,247	2,679,905	1,061,200	900,630	475,514	604,107	451,534	2,431,785	754,098	875,518	1,629,616	757,023	319,393	1,076,416	412,406
417,158	440,200	287,232	425,697	1,570,287	761,588	511,218	225,838	243,671	352,326	1,333,053	492,828	537,656	1,030,484	470,761	211,965	682,726	364,700

認証申請・変更届等に関する提出書類及び添付書面一覧表

4. 自動車特定整備事業の認証申請等の提出書類

令和6年8月現在

提出・添付書類		新規				変更申請				変更届														
		分別整備のみ	電子制御装置整備のみ	両方	事業の書類 (事業の書類の追加を除く)	対象自動車 の書類	対象とする統 画の書類	業務の範囲 (指定の枠除 く含む)	相続、合併及び分割			譲渡 譲受	整備主任者の変更のみ		事業者の氏 名又は名称 及び住所 (役員の更 改のみ)	事業場の所 在地	作業場の面 積又は開口 若しくは風 きの長さ	廃止						
									相続	合併	分割		整備主任者の氏名、生年月 日及び居住居 住業務の開始 の日又は特任 の日	事業場の名称										
申請・届出事項																								
様式	自動車特定整備事業の認証新規申請書(第1号様式(認証))	○	○	○																				
	自動車特定整備事業の変更(届出・申請)書(第2号様式(認証))				○	○	○	○	○					○		○	○							
	自動車特定整備事業の廃止届出書(第3号様式(認証))																			○				
	整備主任者(選任・変更)の届出書(第4号様式(認証))	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	●	●	●						
	役員の変更届出書(第5号様式(認証))																○							
添付	認証書 (第6号様式)								○新認証書交付時に旧認証書返納															○
	商業登記簿謄本等申請者及び役員を特定できる書面(法人)	○	○	○												○		○	○					
	住民票等申請者を特定できる書面(個人)	○	○	○													○							
	土地又は建物の登記簿謄本、建築物の確認済証等(写し)事業場所在地を証する書面	○	○	○														○						
	商業登記簿謄本等事業の合併及び分割の事実を証する書面												○	○										
付書	戸籍謄本												○											
	印鑑証明書												○											
	相続同意書等												○											
	譲渡証明書															○								
	自動車検査用機械器具基準適合性試験成績書又は自動車検査用機械器具校正結果証明書等(写し)	●																						
書類	水準器、整備用スキャンツール、ターゲット等		○	○																				
	自動運行装置の点検整備に必要な技術情報を入力できることを証する書面		●	●																				
	整備士合格証書等(写し)	○		○※	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					
	整備主任者等資格取得講習修了証等(写し)		○	○※	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					
	土地の使用に係る契約書(写し) ※離れた作業場を有する場合に限る		●	●																				
書類	電子制御装置点検整備作業場の共同使用に関する契約書(写し) ※電子制御装置点検整備作業場を共同使用する場合同意書		●	●																				
	構内外注の契約書(写し) ※構内外注をする場合		●	●					●	●	●	●												
	その他必要な書面	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				

※：一級の整備士（一級二輪の整備士を除く）にあつては、整備士合格証書等(写し)、一級二輪若しくは二級の整備士にあつては整備主任者等資格取得講習修了証等(写し)

●：必要な書類

○：必要な書類

○: 必要な書面

●: 必要な場合のある書面

※: 一級の整備士(一級二級の整備士を除く)にあっては、整備士合格証書等(写し)、一級二級若しくは二級の整備士にあっては整備主任者等資格取得講習修了証等(写し)

5. 自動車検査証の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表

対象車種			点検区分等	定期点検の間隔						検査証の有効期間		備考(主な車種等)
				3 ヵ月 (別表 3)	3 ヵ月 (別表 4)	6 ヵ月 (別表 5)	6 ヵ月 (別表 5の2)	1 年 (別表 6)	1 年 (別表 7)	初 回	2 回 目 以 降	
運送事業用	旅客	普通・小型		○						1年	←	バス、タクシー、ハイヤー
		軽		○						2年	←	福祉タクシー
	貨物	GVW8トン以上		○						1年	←	貨物運送事業者のトラック(三輪を含む)
		GVW8トン以上トレーラ			○					1年	←	
		GVW8トン未満		○						2年	1年	
		GVW8トン未満トレーラ			○					2年	1年	貨物軽自動車運送事業者の軽貨物車
		軽						○		2年	←	
	乗用二輪	軽						○		2年	←	貨物軽自動車運送事業者の軽乗用車
		小型							○	3年	2年	
	霊柩	検査対象外軽自動車							○	無	←	125cc以上250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)
		通常タイプ		○						2年	←	霊柩車
		定員11名以上		○						1年	←	霊柩車バス形状
		軽						○		2年	←	霊柩車
レンタカー	貨物	GVW8トン以上		○						1年	←	トラック(三輪を含む)
		GVW8トン以上トレーラ			○					1年	←	
		GVW8トン未満		○						2年	1年	
		GVW8トン未満トレーラ			○					2年	1年	
		軽				○				2年	←	
	乗用	定員11名以上		○						1年	←	マイクロバス
		幼児専用車		○						1年	←	園児送迎車
		普通・小型				○				2年	1年	マイカー型
		軽				○				2年	←	
	二輪	三輪		○						2年	1年	
		小型					○			2年	1年	250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む)
		検査対象外軽自動車					○			無	←	125cc以上250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)
	特種	普通・小型		○						2年	1年	キャンピング車
		GVW8トン以上		○						1年	←	タンク車、散水車、現金輸送車、ポート・トレーラ、コンクリートミキサー車、冷蔵冷凍車、活魚輸送車、給水車
		GVW8トン以上トレーラ			○					1年	←	
		GVW8トン未満		○						2年	1年	
		GVW8トン未満トレーラ			○					2年	1年	
	大特	軽				○				2年	←	
		GVW8トン以上		○						2年	1年	ホイール・クレーン
		GVW8トン未満		○						2年	1年	フォーク・リフト
		GVW8トン以上		○						1年	←	ストラドル・キャリア、ポール・トレーラ
		GVW8トン以上トレーラ			○					1年	←	
		GVW8トン未満		○						2年	1年	
		GVW8トン未満トレーラ			○					2年	1年	
	自家用自動車	検査対象外軽自動車		○						無	←	そり付き、カタピラ付軽自動車
	貨物	GVW8トン以上		○						1年	←	トラック(三輪を含む)
		GVW8トン以上トレーラ			○					1年	←	
		GVW8トン未満				○				2年	1年	
		GVW8トン未満トレーラ				○				2年	1年	
		軽						○		2年	←	
	乗用	定員11名以上		○						1年	←	マイクロバス
		幼児専用車(10人以下)				○				1年	←	園児送迎車(※大人換算10人)
		普通・小型		○8t以上				○8t未満		3年	2年	一般の乗用車(マイカー)
		軽						○		3年	2年	
	二輪	三輪				○				2年	←	
		小型							○	3年	2年	250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む)
		検査対象外軽自動車							○	無	←	125cc以上250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)
		普通・小型		○8t以上		○8t未満				2年	←	キャンピング車、教習車(乗用)、消防車、車いす移動車
	特種	GVW8トン以上		○						1年	←	タンク車、散水車、現金輸送車、ポート・トレーラ、コンクリートミキサー車、冷蔵冷凍車、活魚運搬車、給水車
		GVW8トン以上トレーラ			○					1年	←	
		GVW8トン未満				○				2年	1年	
		GVW8トン未満トレーラ				○				2年	1年	
		軽						○		2年	←	
	大特	GVW8トン以上		○						2年	←	ホイール・クレーン
		GVW8トン未満				○				2年	←	フォーク・リフト
		GVW8トン以上		○						1年	←	ストラドル・キャリア、ポール・トレーラ
		GVW8トン以上トレーラ			○					1年	←	
		GVW8トン未満				○				2年	1年	
		GVW8トン未満トレーラ				○				2年	1年	
	大特	検査対象外軽自動車				○				無	←	そり付き、カタピラ付軽自動車

(注) GVW:車両総重量